

同(小川仁一君紹介)(第一一七六号)
同(新村勝雄君紹介)(第一一七七号)
同(田中昭二君紹介)(第一一七八号)
同(伏木和雄君紹介)(第一一七九号)
同(古川雅司君紹介)(第一一八〇号)
同(宮地正介君紹介)(第一一八一号)
同(森井忠良君紹介)(第一一八二号)
同(山田太郎君紹介)(第一一八四号)
同(山田太郎君紹介)(第一一八五号)
同(山田太郎君紹介)(第一一八六号)
同(山田太郎君紹介)(第一一八七号)
同(山田太郎君紹介)(第一一八八号)
同(山田太郎君紹介)(第一一八九号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九〇号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九一号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九二号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九三号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九四号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九五号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九六号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九七号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九八号)
同(山田太郎君紹介)(第一一九九号)
同(山田太郎君紹介)(第二〇〇号)

同(山田太郎君紹介)(第二二八四号)
同(山田太郎君紹介)(第二二八五号)
同(山田太郎君紹介)(第二二八六号)
同(山田太郎君紹介)(第二二八七号)
同(山田太郎君紹介)(第二二八八号)
同(山田太郎君紹介)(第二二八九号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九〇号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九一号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九二号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九三号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九四号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九五号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九六号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九七号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九八号)
同(山田太郎君紹介)(第二二九九号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇〇号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇一号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇二号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇三号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇四号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇五号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇六号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇七号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇八号)
同(山田太郎君紹介)(第二三〇九号)
同(山田太郎君紹介)(第二三一〇号)

は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
理事の補欠選任
参考人出頭要求に関する件
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
○藤尾委員長 これより会議を開きます。
この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
委員異動に伴い、現在理事一名が欠員になっております。これよりその補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○藤尾委員長 御異議なしと認めます。
それでは有島重武君を理事に指名いたします。
○藤尾委員長 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質議の申し出がありますので、順次これを許します。嶋崎謙君。
○嶋崎委員 国立学校設置法、国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に関連して質問をいたします。
この国立学校設置法の今回の改正に当たりまして、若手大学に人文社会科学部をとか、富山大学、高知大学の両大学の各文理学部を改組して人文科学部、経済学部とか、鹿児島大学に歯学部、新潟大学の人文科学部の名称変更等々の大学に関する問題と、九州芸術工科大学、大分大学及び琉球大学に大学院を置くということ、群馬大学に群馬大学医療技術短期大学、名古屋大学に名古屋大学医療技術短期大学を併設するというこれらの大学の

学部の改組、大学院の設置等々に關しては異論がないわけで、速やかに四月一日からこれらの改組や設置は実施されるように本委員会を進めたいと私も考えております。きょうのこの委員会では、主として国立大学利用機関として大学入試センターを設置すること、ここに質問の焦点を置きますが、その後にある昭和四十八年度以降に設置される国立医科大学等の職員の定数に關する特例、この考え方も質問の問題にしたいと思ひます。
最初にちよつとお聞きしますが、前々国会以来、幾たびか永井文部大臣の当時、私が国立大学共同利用機関としてある共同利用研究所が国立大学優先であつて、私立大学の人たちが利用できないというんが隘路があるという点についていろいろ質問をしてまいりました。共同利用研究所でありますだけに、国立、私立を含めて私立大学の先生方にもその差別感を与えない共同利用の運営をすべきであるという趣旨の質問をいたしまして、前大臣並びに局長の方でその検討をするというペンディングになつてまいりましたが、その点について検討されて省令の改正が行われたと聞いておりますが、その考え方をちよつと聞きたいと思ひます。時間がもつたないです。私、私が課長を呼んでお聞きした限りでは、たとえば高エネルギー物理学研究所組織運営規則、この中の第一条に、「研究所に、前項に掲げるもののほか、講師を置くことができる。」という規定を設けたこと、それから、第二条の二項に従つてその研究所の部門に携さわるスタッフとして「教授、助教授又は講師」という項目を設けたこと、それから第八条に「所長は、常時勤務の者以外の職員で研究所の研究に従事する者」という項目を入れて改正されたこと、これが各それぞれの国語研究所の關係とかその他の共同利用研究所に全部この規則の改正を入れて、事実上たとえば私立大学の教官でも講師といふか、こつてこの共同利用研究所に参加できる、そのときの手当は恐らく国立大学の非常勤手当に相当するものが手当てとして支給されるのじゃないかと思ひますが、そういう形で処理されているといふ

うに理解していいわけでしょうか。

○佐野(文)政府委員 学術局長がおりませんが、大変失礼をいたしました。御指摘のように組織運営規則の改正によって、非常勤の者に限りまされども、「講師を置くことができる。」旨を明らかに定め、そうしてそれらの者につきまして、研究所の研究に従事する者につきましては、適当であれば客員教授ということと称させることができるという規定を置きまして、できるだけ国立大学以外の大学の教官を研究所の研究に参加をしてみらうという体制をとったと承知をしております。

○嶋崎委員 こういう省令の改正に伴う研究所運営に変更が起きた場合、各大学にいままでどういう方法で知悉させる手段をとっておるのですか。

○佐野(文)政府委員 局長名をもちまして、各大学に対して改正の趣旨を徹底をいたしまして、それに従った運営に遺憾のないように協力を求めるのが通常でございます。

○嶋崎委員 こういうことに関して、仮に早稲田大学とかその他の大学で、こういう形で共同利用研究所の利用についていままで持っていたような差別感だとかいうものがこれで行かなくなるといようなことについての意見を聞きになったことはありますか。通達しただけでは。

○佐野(文)政府委員 具体的に学術局の方で私立大学の側とどのような意見交換を行ってあるかについては、私は具体的には承知をいたしておりませんが、かねてからの御指摘でございます。その中で、共同利用研究所が国公私を通じての共同利用の場になるようにという基本的な考え方でも対応いたしておりますので、そういった点についても私立大学の意見を十分聞くように努めているはずであると思っております。

○嶋崎委員 今後こういうことになっているというところを、私も専門家の方々にこういう考え方でいいかどうかお聞きしてみたいと思いますが、いずれまたその点について委員会で見解を述べることになるかどうかかわかりませんが、対処したいと思

います。

さきに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員に関する特例、これを設けなければならなかった事情をまず聞きたいと思

○佐野(文)政府委員 御案内のように、行政機関の職員の定員につきましては、いわゆる総定員法というものを設けまして、その中でできるだけ定員の再配置等を合理的に進めることによって新しい行政需要に対応していただくわけでございますけれども、四十八年以降無医大の解消計画等、総定員法では予想しなかったような国家的な非常に大きなプロジェクトが進行いたしましてまいりましたので、その定員需要については、従来のような総定員法の中での定員削減、それによる人員の再配置という面がございまして、医科大学一校をつくり出すと、定員千人を要するという非常に大きなプロジェクトでございますので、その種のものにつきましましては、暫定的に総定員法のいわば定員をもつて定めたいこととする、国立学校設置法の方でそういう文教政策の問題としてその定員を別に定めるということをとらざるを得なくなつたものでございまして。

○嶋崎委員 そうしますと、従来までは各官庁ごとに、各委員会ごとに定数を考えて処理してきたものを、内閣委員会に集中しまして、総定員法という枠で考えるようになったわけですね。ところが、そういうふうなところで処理してみたら、昭和四十八年以降に行つた新設の大学や新構想大学というものが出てくると、総定員法の枠では処理できないという事態があらわれてきた。ということは、国家公務員の総定員法という考え方が破綻をしていくということの意味を意味していると思ひますが、いかがですか。大臣もいかがですか。

○海部国務大臣 総定員法そのものの考え方は、基本としていまでも貫いていかなければならぬと思ひますが、しかし、総定員法が決められた後に、ほかのいろいろな需要で特にこれだけは

必要だから認めてほしいという新しい事態が起つた、したがって、こういうような形をお願いをしておるといふことだと思ひます。

○嶋崎委員 おかしいじやありませんか。つまり、総定員法の枠から出て新しい特例を設けなければならぬといふことは、国民の教育要求なんですよ。つまり、各県に医科大学をつくらなければならぬとか、それから、新構想大学をつくらなければならぬとかいふのは、今日の国民の教育要求に応じて高等教育というもののあり方を考えたら、いまの枠ではどうしても解決できないものが次々と出てくるということですから、したがって、これは総定員法という枠では考えられない事態が起きますといふことは、日本の社会の中の教育要求に対応した学校づくりでもあるし、同時にそれに関連して、学校というものの教育研究は普通の総定員法の枠では処理できない特殊性があるからこそ、こういう特例を設けざるを得ないということになるという意味では、基本を維持しながらという話じやなくて、むしろ総定員法というく

くつた考え方では今日の国民の教育要求にはこたえられない事態が生じているということの意味を意味していると考えざるを得ないじやありませんか。いかがですか。

○海部国務大臣 総定員法の制限があるということとは、税金の使い方においていろいろな制約を設けて、これだけの幅の中で行政はやっていくという全く大きな方針であつたと私は理解しております。また、それはそれで取つ外してしまつてどうでもいいといふことを直ちに申し上げるわけにまいりませんので、その枠の中でやるのが理想であり、またたてまえであることは、これは不変のもので、現在も不変のものだと思つております。行政がスタートした後でありますけれども、特に今度の医科大学の問題は、御承知のように無医大県を解消しようといふ一つの新しい考え方によつて、そして必要なものはきちんと整備しようといふことになつてまいりますと、どうしてもそれに

要する定員というものは、ここがちょっと苦しいのですが、特例を認めていただかないとできない、あくまでこの目的に従つての特例を認めていただかないと、せっかくの学校の運営ができないといふこととございまして、御理解いただきたいと思います。

○嶋崎委員 これですと、「昭和四十八年度以後に設置された国立大学並びに同年度以後に国立大学に置かれた医学部及び歯学部で次に掲げるものに恒常的に置く必要がある職に充てるべき非常勤の職員は、当分の間行政機関の職員の定員に関する法律第一項の職員に含まないもの」とし、その定員は、六千四百三十三人とする。」こうなつていますね。そうして、ここに掲げられてゐる旭川医科大学から鹿児島大学歯学部までは、ずっと四十八年から新設されたものを全部含んでいるわけですね。それで、その後何と言つてゐるかというと、「特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、同項の定員に付加すべき定員を、一年以内の期間を限り、政令で定めることができる。」まだその先で、緊急な事態が生じたときには定員を広げるといふことを政令で定めなければならぬといふ緊急の対応をしておるわけですね。どう考えても、こういう事態、つまり新しい医科大学や新構想大学ができて、いままでの総定員法では処理できないからこそ特例を設けているのだし、そしてそれでもまだ緊急な事態が生じたときは、政令でもって一年以内で定員を柔軟に運用できるように処理しようといふわけですね。ということになりますと、この事態は今後国立大学、特に教育研究に關係のある国立大学の定数については、総定員法の枠から外すという考え方をとるべきだと私は思ひますが、その点についてどう思ひますか。

○佐野(文)政府委員 先生御指摘のように、国立学校の教職員の定数を全体としてどう取り扱うかといふのは、これはかねて国大協の方でも御検討になつてゐることもあつたし、私も従来

うな総定員法の中で一般の行政庁と同じようにスクラップ・アンド・ビルドということで、その原則のもとに大学の教育研究における定員需要に対応していいものかどうかという基本的な問題があることは認識をいたしております。したがって、その問題はなお私も検討の課題というふうにご考えておりますけれども、現在お願いをいたしておりますのは、無医大県解消計画が一応の完了段階に達するまでになお十年ばかりの期間を要するわけでございますから、それまでの間の定員需要については、そういう特別な無医大県解消であるとか、あるいは新構想の新しい大学の創設にかかわるものであるとか、それらを暫定的に外に出しておいていただきたい、その後それをするように処理するかどうかという時点において、それはたまたまとして、また総定員法の最高限度を改正して総定員法の中へ戻すというのがたまたまではございましょうけれども、その時点で、文部省としては、国立学校の定員のあり方、管理のあり方というものを基本的にもう一度関係省庁とも相談をしながら検討してみたいというふうに考えているわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、いまの局長の答弁では、教育と研究というものに関係する国立大学における定員問題の独自性というものを考えて、その基準を検討しつつ、今後総定員法との関連を検討しなければならぬ、そういう趣旨と理解してよろしいですか。

○佐野(文)政府委員 文部省としては、少なくともそういう問題意識をもって国立学校の定員の問題を考えているということでございます。

○嶋崎委員 そういう観点で今後とも努力をしていただきたいと思いますし、今後ともまた経過を見守っていききたいと思います。

さて、大学入試センターの問題に入りますが、今度設置されます大学入試センターというのは、大学入試の共同利用センターですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、従来設置してまいりました高エネルギー物理学研究所その

他の共同利用機関とかなり似た性格を持つておりますけれども、これは国立大学が共通一次、二次を通じて実施をいたします国立大学の入学者選抜の一部分をいわば共同して処理するための特別な機関でございます。

○嶋崎委員 いままでの共同利用研究所というのは、大学の教育研究と深いかわりのある研究所でしたよね。今度は大学入試に関する共同利用のセンターなのであつて、共同利用研究所と共同利用センターとは性質がちよつと違いますね。その違いはどこにありますか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、従来の共同利用の研究所というのは、まさに各大学が共同して研究すべき一つのテーマがあつて、そしてそのテーマを研究するための研究所ができ、そこにスタッフもできて、いわばその研究所に属する大学の先生方がその研究に参加をするというような形で共同利用の性格を持っているものだと思います。今度の入試センターの場合にはそれとはやや違ひまして、先ほども申しましたように国立大学にそれぞれ共通する問題である入学試験の中の共同処理にいわばなじむ、一括処理になじむものを入試センターで処理をする、そして国立大学との協力のもとに全体の一次、二次を通じて国立大学の入試というものを円滑に実施をしようというものでございます。そういう点が、いわゆる研究所の場合とこのセンターの場合とはやや違うということだと思います。

○嶋崎委員 そうしますと、大学入試に関連してその大学入試の、大学が行つておる固有事務の一部を共同利用センターを通じて利用するそういう共同利用センターだ、そう理解してよろしいですか。

○佐野(文)政府委員 共同利用というよりも、むしろその一部を共同一括して処理するための機関というふうに言つた方がより適切ではなからうかと思ひます。

○嶋崎委員 そうしますと、大学入試センターは大学入試を実施するためにそこで試験問題の作成

をやつたり、問題が妥当であるかどうかの評価をしたり等々に関する共同テスト実施を前提として共同で利用するセンターというふうに理解できま

○佐野(文)政府委員 もちろん入試についての調査研究というのは重要な業務の内容になりますけれども、共通一次を実施をするということが前提になつて大学入試センターができていますのでございます。

○嶋崎委員 そうすると、内容的には大学入試実施センターと理解したらいのじやございませんか。

○佐野(文)政府委員 大学入試の中における共通第一次の部分については、そのうちの共同処理になじむ、問題の作成であるとかあるいは印刷であるとか採点であるとかその他の業務を実施するセンターであると同時に、やはり入試の問題についての調査研究を行うための機関でもあるということでございます。

○嶋崎委員 確かにこの第九条の五は「国立大学の入学者の選抜に關し、共通第一次学力試験の問題の作成及び採点その他一括して処理することが適當な業務」、これが基本的な仕事ですね、「を行ふ」とも、大学の入学者の選抜方法の改善に關する調査研究」と書いてあります。この場合の「大学の入学者の選抜方法の改善に關する調査研究」というのは大学入試のあり方そのもの、全般的な、一次とか二次とか関係なしに、たとえば入学試験をやらないというふうなこともあるかもしれない、入学試験というものをやらなければならぬ現状はどう改革すべきかというふうな問題もあるかもしれない、そういうふうな諸問題を含めて調査研究するという趣旨なのではいふか。

○佐野(文)政府委員 実際に現在予算でお願いをし、また研究部門として予定をしておりますものは、御指摘のような基本的な問題というよりも、まず共通入試にかかわる評価、追跡の問題あるいはコンピュータのシステムの検討の問題等が中心になるものでございます。しかし、御指摘のよ

うにそういった共通入試関係の問題に限らずに広く大学入試制度のあり方そのものについて研究をする、調査をするということは望ましいことでもあるし、また将来はこの大学入試センターの部門を整備をしていく段階でそういった基本的な調査研究を担当する部門の整備ということも考えなければならぬと思ひます。それまでの間は、つまり研究部門の共同の問題として、やはり基本的には入試のあり方というものについて常に調査研究ということは基本的な前提にはなるといふこととまると思ひます。

○嶋崎委員 したがって、当面はまず、いまわれわれが審議しているこの法律に關する限り、大学入試センターは第一次国立大学の共通テストというものをいうその実施を前提にした業務と、それからそれに関連して出題傾向の評価だとか、それから実施に伴つてどういう効果があるかないかとか、そういうことを中心にした調査研究ということに限られるわけですから、いまの局長の答弁では、そういう意味では大学入試の第一次共通テストの実施センター的性格のものとしてスタートする、こう理解してよろしいわけでしょうか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおりだと思います。

○嶋崎委員 私がここで質問の過程でお互いに了解しておきたいことは、大学入試という問題は大学内部の、大学自治の中で処理されなければならぬ問題でございますし、いま問題になつてくるこの共通テストは、国大協という大学側が調査研究をやつた結論に基づいて入試センターをつくらうということになつていくわけですから、ここでの審議は、局長答弁は恐らく大学側が自主的に考えてきたこと、それを文部省当局が理解した上で説明するということなんであつて、いわば国大協の代弁をしているのであつて、文部省側が一定の構想を持つて回答をしているということではないというふうになつて前回は理解すべきと思ひますが、どうですか。

○佐野(文)政府委員 国大協の代弁というわけ

○**嶋崎委員** よくははつきりしない点があります
が、つまり国大協がいまの社会問題化している入
試というものを何とかしなければならぬと考
えて、そして昭和四十年からかやり出してきまし
たね、それでいわばその過程で大学側の大学入
試という問題について研究していく過程に對して
国側が援助をしたということはあると思います
が、そこで出てきている案や考え方というものと
文部省自身が考えてきたものとが一致したとい
う、そこがちょっと正確にわからないのですが
ね。本来入学試験というものは大学固有のこ
れは事務です、大学内部でやらなければならぬ
ことで、いままでは局長通達で処理してきた
ことですね、実施要領だけです、あとはみんな
入学試験は大学内部で、大学入試に関するそ
れぞれの大学での試験方法等々については
大学側が自主的に決めて、一定の時期に公に
した上で、それを文部省が調整連絡をしてき
たと思います。したがって、大学入試という
のは大学の重要な事項、大学内部における
重要な業務なのであって、それは外の人間がこ

そこでこの国大協で出されている報告書、それからもう一つの報告書を見まして、この報告書というのは、まさに第一次共通テストというものを言うという前提に立った上での調査報告書ですね、圧倒的に。第一次共通テストというものが今日の社会の中で、社会問題化しつつある大学入試という問題について、何が問題点なのか。そしてその問題点に対して、第一次共通テストをやることとがいかなる意味を持つかという点ですね。この意味について書いている部分は、最初の五十年三月の国立大学協会の入試改善調査委員会では、序論のところまで五ページから七ページまでの二ページ半の報告でしかありません。同時に、こっち側の国立大学の五十二年三月に出た分は、今度はこれを全く実施を前提としたすべての調査報告であって、第一次共通テストというものがいかなる意義を持つのか。いまの日本の教育のあり方、そ

な社会問題になっています。イギリスにおける、
 こういふ大学入試改善に関する調査報告というものは、
 どういふ時期にどのくらい、どんな内容のものが出てい
 るか、文部省調べていますか。

○佐野(文)政府委員 つまびらかにいたしてお

しかもそのレポートは全部公表されております。イギリスの場合は、御承知のようにこういう研究所はイングラランド、ウエルズだけで十ぐらいありますけれども、その一つをとってみたところ、これは全部大抵大学のユニバーシティのものなのです。教授が二十何人おって、それで事務職員がいっ

ばいおつて。これはエグザマイニングボードですから、民間の機構であります。しかし、民間のエグザマイニングボードというふうなものであつても、イングリランド、ウェルズだけで十もつくと、そして一九四三年から今日に至るまで入試改善について徹底的な調査研究をやつてゐる。その調査研究のポイントは基礎調査なんですよ。ところがここに出てきてゐる国立大学の入試改善報告書というのは、これは基礎調査じゃないんです。これは全部、第一次共通テストをやつてゐることを前提にした、その入試改善の技術的な調査です。そうは思いませんか。まず、これは技術的な調査の結果だと思いませんか、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように実施方法の問題を含めた、まあ技術的と言へば技術的な部門についての調査ということと言へると思ひます。

○嶋崎委員 いま日本の青年が学校を選択するということが、それから進路を選ぶこと、それから進学するということ、そういうつまり青年の進路決定というものとその選択に際して、日本の明治以来今日までの教育制度というものがどういう意味を持つてゐるかということについての基礎調査なしに、連中が進学していくか、試験を受けるかということの受験の体制、あり方の技術的な改善について努力することは、それは全然無意味だと言つていけませんよ、一つの努力の道であると思つても、考えることはできるけれども、非常に大切なことは、むしろ日本の青年たちが今日学校制度やそれから日本の教育の社会的な仕組みの中で、自分たちの人生の進路決定というものをに対してそれがどんな障害になつてゐるのか、彼らが人間として持つてゐる要求が実現されるようなプロセスとしてある試験制度やそういうものがどういう意味を持つてゐるか、こういうことについての基礎調査が前提になると考えませんか。いかがですか。大臣でも局長でもいいです。

選抜の方法をどうするかということだけでは解決のつかないいろいろな広がりを持った問題でございします。大学制度の全体のあり方を通じて、高校生あるいは国民の高等教育に対する要請をどのように入試の試験とつめていくかということを考えながら入試の問題も考へていかなければならないということとは、そのとおりだと思ひますし、私ども、この問題の検討は入試の選抜方法の改善の問題と当然並行して進められなければならないことだといふふうに考へておられます。

○嶋崎委員 そういふわけで、ここですすさしあつていまのやりとりの中ではつきりしたことは、大学入試センターは第一次共通テストの実施センターとして発足するということ、その実施センターの実施に当たつて今日まで国大協が調査したりレポートは、第一次共通テストのいわばあり方の技術的な側面を、これはもちろん高校教育に關係がありまして、それから第二次の各大学の専門課程にどのような適性能力を測定するかというような教育的な内容が無意味だ、ゼロだとは言ひませんが、しかし主として大半は実施を前提としたあり方、その実施をめぐる調査研究のレポートだということをもつて確認ができたと思ひます。

そこで、後でも一遍共通テストの中身に返りますが、そういう意味で私は先に結論を申し上げますと、大学入試センターを大学入試共同利用研究センターという名称で内容を浮き彫りにする必要があると思ひますが、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 先ほど来の御指摘で先生の御提案の趣旨は、私、よくわかりますけれども、やはり私どもは現在の入試の実態からいつて、それが完全な解決策ではないにしても、共通入試というもののつてのこれまでの国大協の検討の成果に対応して共通入試を早期に実施をすることによつて、一歩でも事態の改善に努めるということが緊要の課題であると思ひます。

ざいまずけれども、センターの性格はやはり両方の仕事をやるものとして、大学入試センターという名称をもつてあらわすのが適当ではなからうかと考へておられます。

○嶋崎委員 後でもう一遍テストの内容に返つてまたその結論に持つていきたいと思ひます。そこで今度は、入試センターの組織と各大学との關係について幾つか御質問をします。

まずこの入試センターの報告書を見ますと、第一次の入試統一テストですね。共通テストとこれから略して言ひますが、共通テストについて意義があるかどうか、つまり第一次共通試験の意義について各大学の世論を問うた表が、五十一年三月のこのレポートに出ておられます。三十九ページです。各大学の世論を問うたこの回答を分類してゐる表をこちらにねればおわかりのやうに、1表 大学別問1、学部別問1、大学別問2、学部別問2、こういう集約の仕方ですね。つまり、この共通テストを行つてよろしいと考へる考え方が、大学ならば肯定的なのは六三・四九%ですね。そして否定的なのは二二・六八%、大学です。これは大学別に見なすのです。学部別に見ますと、肯定的なのは六三・四五%ですね。そして否定的なのは二二・一九%、こうなつておられます。そうしますと、恐らくこの世論調査は、こういう表を出してゐるところを見ると、国大協のこの意義の調査は大学ごと学部別の集計なのか、大学教員の世論の多数というか、無作為な多数の結論なのか、どつちと判断しますか。

○佐野(文)政府委員 基本的にはやはり大学の意向を聞くということであつたと思ひます。まとも切らない点が大学としてあれば、それは学部についても聞いていこうということが基本的な姿勢であつたと承知しておられます。

○嶋崎委員 これは大変な配慮なんじゃないですかね、この調査の仕方というのは、普通の世論調査と違つて、大学というものでくくつた。そしてそれが六割とか七割、学部ごとにくくつたという形で賛否を問うというのは、いまの大学における

入学試験というものが大学ごとに大学内部で行われる問題だということと、それから大学内部に学部とそれから学部を総合した評議会、それから学長を頂点とした大学の大学自治の組織がありまふ。したがつて、大学自治組織の中の一教授会がいやだといったような事態が起きやしないかということを含めて、つまり大学自治のあり方というものを一方で考へながらやられた調査の方法だろうと私は推測したわけですね。そうしますと、ここであつた大学では否定的なのは二二・六八%あるわけですね。学部別に見ますと二二・一九%、まあ四分の一にはいきませんが、足らずの学部で否定的な見解があるという集約ですね。そうしますと、この入試センターが実施する共通テストについて国大協が全部賛成じゃないわけですね。賛成でない大学もある。それで学部の方になると多々多いわけですね。こういう事態が今日あるときに、この研究センターが将来行う共通テストに際して問題を起すことではないでしょうか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のようなアンケートの結果でございしました。この場合にはやはり共通入試を行うについていろいろな危惧の念が表明をされて、そしてこれこれこういう条件が整わなければ困るというふうなことを含めた疑問ないし否定的な見解が多かつたわけでございます。そこでさらに国大協の方ではその点についての調査研究を進めて、もう一度この後でアンケート調査を実施をしてゐるわけでございます。その時点になりますと、大学の中で、まあ条件つきということではございしますけれども、賛成意見が七六%、それからいよいよ反対といふのは〇・四%というやうな形に変わつてきたわけでございます。それを前提として国大協の昨年の総会は意見の集約を行つたということでございます。

○嶋崎委員 その二回目の集約は、大学ごと、学部ごとという一回目の集約の仕方と同じ方法なのかどうか、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 同じような配慮をしてとつておられます。

○嶋崎委員 同じような配慮して何ですか。つまり、大学、学部でくくっているのか、国立大学の教官のたとえば七六％というくくり方をしたのか、どちらですか。

○佐野(文)政府委員 いまの七六％と申しましたのは、大学の数が基本でございませうけれども、大学別で意見のまとまり切らなかったものについては学部の数を入れて集約をしていると承知をしています。

○嶋崎委員 それはちよつとよくわからないね。そのデータ、とにかく調査方法とそれから集約した過程と、そうして出た結論のデータ、そこにあるか。

○佐野(文)政府委員 国大協の方でまとめたものが、簡単なものではございませうけれども、ございませう。

○嶋崎委員 その資料を提出してください。

○佐野(文)政府委員 提出をいたします。

○嶋崎委員 というのは、この共通テスト、つまり大学入試というのは大学固有の業務ですね。その大学の中で行わなければならない入学テストが、外で、共同センターを利用して、そうして第一次を、一部を委任するわけですね。委託すると言つてもいいですね。そこで出された共通一次テストを各大学で実施しようとしたときに、二回目の調査では大学と学部と言つていますが、データを見ないとわかりませんけれども、一つでも、たとえば一橋大学なら一橋大学が共通一次テストというものは大学の必要ないというふうに判断したとしましう。ところがそれは大学の中の業務ですから、大学の固有の、いままでの大学自治の内部における入試の事務ですから、うちの大学は一次テストだけでよろしい、一次テストはなくて大学の第二次テストだけでよろしいと考へたとしましう。またある大学の中の学部で、おれの学部は共通一次テストは必要ないというふうに判断したとしましう。そうしたときに、大学入試センターないしは国大協は、そういう大学に対してどう対応するのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 これまでの経緯から申しまして、国立大学協会は非常に慎重な過程を踏みながら各大学の意向の集約を行つてまいりました。最終的には昨年度の総会で国大協として共通入試の五十四年度からの実施は可能だという判断をしたわけではございませう。したがって、もちろんそういった意見が集約される過程では、いま先生御指摘のように各大学の中でのいろいろな議論が行われたことは事実でございませうし、また現時点においても大学の中にはいろいろな意見があるとは思ひますけれども、これまでの経緯からして、大学のうちの特定のものあるいは大学の中の特定の学部が共通入試に参加をしないということは、これは事の性質上あり得ないことだというふうに考へております。

ただ、あり得ないことがもし起こつたらどうなるのかということではございませうが、そのときにはやはり国大協としてもそれに対する対応を、当然これまでの経緯からして考へなければならぬでしょうし、私どもも国大協あるいはその当該大学あるいは学部とさらに相談をして、どのように対処するかということ考へていくということだと思ひます。

○嶋崎委員 そういう問題点が、とにかく第一次テストをめぐつて、各大学とそれからこの入試センターとの関係に起きてくる、国大協と各大学との関係に起きてくるということ考へて、この入試センターの組織と運営というものを考へなければならぬと思ひます。

そこで一つお聞きしますが、今度のこの法律ですと、第九条の五はいま言った目的ですね。それから第二項は、私立大学その他の大学の選抜にも、「国立大学以外の大学の要請に応じて、当該大学の入学者の選抜に関する業務の実施に協力すること」ができる。「公立ないし私立大学とのかわり合ひですね。そして第四項に「第一項の共通第一次学力試験に必要事項は、文部省令で定める」と書いてあります。この省令はどんな内容ですか。いままで検討していますか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、入試というのは大学の自治と非常に深いかわり合ひを持つものでございませう。したがって、入試に関しては文部省が何かを決めるというのはきわめて慎重を要することだと思ひます。ただ、法律でもって「共通第一次学力試験」という用語をそのまま使つておきますので、共通第一次学力試験とは何かというところが、これは一般にも国民にも明らかにならなければならぬということがございませうから、それについて共通入試については文部省令で決めるという規定を置いたわけではございませう。しかし、それを規定する場合には、やはりそういった入試についての大学の基本的な立場というものは十分に考へなければならぬから、この文部省令ではきわめて基本的なこと、つまり、共通一次学力試験は、国立大学が大学入試センターと協力して共同で実施すること、共通第一次学力試験は、高等学校における一般的、基礎的な学習の達成度を評価することを主たるねらいとする、共通第一次学力試験は、国立大学が同一期日に同一試験問題によつて実施すること、それらだけを規定をすることといたしたい。それ以外の実施の細目については、別途実施要綱等において国大協の方の考へ方に沿つたものを決めていきたいというふうな考へていくわけではございませう。

○嶋崎委員 法律の体裁からいいますと、この国立学校設置法という法律の国立大学共同利用機関、これは九条の二に目的と位置が示されているだけですね。そして九条の三で国立民族博物館に關しては一項起こしていますね。この後にくるわけですね。その他のいわば国立共同利用機関に關しては、これはみんな省令で内容を何も決めていませんね。これは全部運営規則です。運営規則という省令で決まっています。これは恐らく十三条の「国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。」この十三条に依拠して全部省令をつくつておられるのだと思ひます。そうですね。だからそれぞれの共同利用研究機関は法律に即して省令で運営規則がある。

そうしますと、大学入試センターというこの実施センターは、この中の一つですね。それを、これだけ特別に「必要な事項は、文部省令で定める。」となぜ起こしたのですか。その根拠は。

○佐野(文)政府委員 入試センターの機構とかあるいは運営の問題については、それは他の共同利用研究所と同じように運営規則で決めていく、それは同系列のものでございませう。

ただ、共通入試とは何かということだけについては、やはり基本的なことは明らかにする態勢が法律上必要であるし、われわれとしてはそれを基本的なことに限つて文部省令で決めようというふうな考へてお願ひをしているわけではございませう。

○嶋崎委員 それなら省令で書く必要はないじゃないですか。いま言った三項目なら法律の条文で生かされるのじゃないですか。

○佐野(文)政府委員 確かに御指摘のように共通入試の部分については法律にある程度書き切ることということは立法論として問題になりましたし、私たちが検討したわけですが、先ほども申し上げましたように、やはり入試ということについての対応というのはできるだけ慎重でありたい。法律で、たとえ国立大学との間に合意の成立していることではあつても、おおよそ入試の中身について書いてしまふということはいかがであらうかというふうなことがございませうので、国大協の方とも相談をいたしまして、ごく基本的なことをここに書くということで、省令で決めるという態勢にしたわけではございませう。

○嶋崎委員 そんなんですよ、恐らく国大協も非常に苦慮しているのは、法律事項でもって共通一次テストというものを起こせば、これは大変な法的な拘束力を持ちますから、いやだと言ふことはできなくなつてしまふわけですね。センターができて、法律問題になつてきますから。しかしそれからいって、法律で起こされたい——新自由クラブのようにこれを法案化してしまひますと、憲法論からいって非常に問題が起きますと思ひます。だから、法律でできないから、しかし、どういふものかの

大枠を省令で決めるという考えの中に、事実上この省令によって、こういう内容のテストなんだから、まさにその国大協の合意に基づいてできてゐるものなんだから、その省令でもって一定の拘束力というかそういうものを与えるという意味を持ちほしくないか、その点はどうか解釈されましたか、どういふふうに検討されましたか。

○佐野(文)政府委員 確かに議論としては、率直に申しまして、もし参加をしない大学というのがあったらどうするといふふうな議論は常にあるわけでございますから、むしろその制度の問題として、省令をもつてして必ずそれはやるのだという形で、いわば大学の実施義務があるかのように書いてはどうだという議論はあり得ると思います。しかし私どもはそういう考え方をとることをやめて、そこには共通入試というのはこういうものだといふことを書くにとどめるといふことを考えているわけでございます。

○嶋崎委員 その省令案なるものを提出してください。

○佐野(文)政府委員 まだ案文として固めたものにいたしたものはございません。考え方は以上のようなことを書きたいといふことで、大学側とも相談をしているといふことでございます。

○嶋崎委員 それならいままでの考え方の要綱でもいいです。その要綱を提出してください。

○尾尾委員 よろしゅうございますか。

○佐野(文)政府委員 いわゆる条文の案文という形ではなくて、こういうことを書くといふ考え方は提出をさせていただくことができますと思います。もちろん現時点における文部省の考え方でございます。

○嶋崎委員 それではよろしく頼みます。

○佐野(文)政府委員 所長は教授ではなくて所長でございますが、所長に充てるべき人は、やはりたえば国立大学の学長経験者というふうな、そういう立場の方がふさわしいといふふうに考

ております。

○嶋崎委員 所長は教授をもつて充てるというのは、よその運営規則や何かでいろいろありますね。この所長はどういふ人になるわけですか。大学学長の経験のある者ですか、それとも教授の経験のある人とか、つまり所長という職種に充てる人の資格ないし要件といふのは何ですか。

○佐野(文)政府委員 運営規則の上では、別段にそういう意味での資格要件を決めることはいたしませんで、所長は評議員会の推薦によって文部大臣が任命をするといふような書き方に相なると思います。ただ、実際問題といたしましては、所長には国立大学の学長なりあるいは教授の経験者あるいは教授である人、そういうふうな方が当たる、つまり行政の面の者が当たるのではなくて、どこまでも国立大学の入試の一部を担当するセンターの所長にふさわしい方がなるといふことを考えているわけでございます。

○嶋崎委員 所長は、それで中身はわかります。さて、評議員会といふのは、各大学の評議員に相当するものでしょうか。

○佐野(文)政府委員 評議員は、もちろん所内のメンバーが出てくるというわけではございませんで、国立大学の学長を主体として、学識経験者を加えることによつて構成をするわけでございます。十五名以内を考えているわけですが、これは所長の推薦によつて文部大臣が任命をする。ただその場合、所長は推薦に当たつて十分に国立大学側と協議をしてメンバーを決めてくるということになると思います。

○嶋崎委員 討議の過程で、この評議員会のメンバーに「共通第一試験の事業計画その他センターの管理運営に関する重要事項について所長に助言するため、国立大学長等二十四人程度の委員で構成する評議員会を置く」といふのが内部資料の討議案としてありますが、この「国立大学長等」といふ場合、「等」は教授ですか、それとも教授以外の行政関係の人たちが入るといふようなことはありますか。

○佐野(文)政府委員 もちろん教授が入る場合もありましようし、あるいはすでに国立大学の学長なり教授なりを退官されている方でも、もし大学側が適当であると考えれば、評議員の中に一部お入りになる方はあろうと思います。しかし、主体はどこまでも国立大学の学長といふことで構成されていくことになると思います。

○嶋崎委員 では、評議員会といふのはいわば最高会議で、これは学長の会議ですね。そして、国立大学からの推薦によつて構成される。そこで所長を選ばなければならぬ。

○佐野(文)政府委員 運営協議員会は、これも各共同利用の研究所に置かれていゝものと同じでございますが、二十一人以内で、このセンターの教官と、それから国立大学の学長あるいは教官が主要な構成メンバーになり、それ以外に学識経験者も加えることにしておりますので、先ほどと同じように、すでに退官された人等が入る場合もあると思います。

ただ、評議員あるいは運営協議員を通じて、国立大学といふことだけではなくて、たとえば公立大学の関係の方にお入りいただくことを考えてはどうかといふことがございます。これは大学側の方でも現在検討しておりますが、そういうことを含めて、学識経験者が入る余地は残しておくといふことであらうと思います。

○嶋崎委員 運営協議員会といふのは、共同利用研究所なんかで言えば教授会みたいなものに相当する中身で、評議員会といふのは評議員に相当するような内容といふふうに理解してよろしいですか。

○佐野(文)政府委員 評議員会の方は、いわば最高の方針について御審議になる機関であり、運営協議員会の方は、実際のなセンターの運営の重要事項について御検討になるところということになると思います。

○嶋崎委員 なぜこういうことをいろいろ聞いてゐるかというと、現職の教授の場合に、たとえば

各大学と兼任教授といふかつかうでいく場合もあるれば、それから専任の教授でいく場合もあるわけでしょう。二種類あるのじゃないですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、専任の教官と、それから客員の教官として、主として問題作成の委員会のチーフになるような方々が入つてまいるわけでございます。

○嶋崎委員 後でまた問題にしますが、たとえば秘密ですね、試験の問題は公にできないですね。それからこの入試センターでやられる業務というのは、父兄に対する影響のみならず、受験者、それから各大学に対していろいろな重大な問題をはらんでいると思うのです。そういう場合に、この教官の身分は、言うまでもなく教育公務員特例法が適用されていくと思いますが、そういう身分を保障する条件は、たとえば専任研究員で入つておる教官の場合にはどの機関が責任を持つのか、それから客員で行つた場合に、何か事件が起きた場合には、その人たちの身分について教育公務員特例法その他を適用しながら、不利益処分だとかいろいろ問題が起きたときに、それに対応していく重要な事項を審議する機関はどこになりますか。

○佐野(文)政府委員 センターの場合に、この職員に対する教育公務員特例法の準用関係は、高エネルギー研究所その他の共同利用機関の場合と全く同様にするといふふうに考えております。

○嶋崎委員 しかし、片一方は研究所ですけれども、ここは入学試験という大変シリアスな問題を取り扱うところですから、各大学とこの入試センターとの人事交流に関連して、いろいろな問題が起きほしくないかといふことを不安に思うのです。

たとえば、例として聞きますが、このレポートの三十四ページから三十五ページに、国立大学の教官数と試験監督者数、試験監督充足状況の表がありますね。この表は、受験者総数三十万ぐらゐを想定してつくられてゐる。しかし、実際には四十万か四十五万ぐらゐい可能性がりますね。

仮に五十人に二人の試験監督の教官がつくとする。普通ですと、事務職員がそのほかに大体四人ぐらいつきますよ。だからその際に、この表でいきますと、四万二千二十人ぐらゐの国立大学教官数のうち、一万一千五百六十三人ぐらゐが試験に駆り出されるわけですね。大ざっぱにいって四人に一人ぐらゐでしょう。ところが、これは三十万を前提にしていますけれども、四十五万ぐらゐを前提にしますと恐らく一万六千ぐらゐの人間が駆り出されることになりまふ。それで事務職員は教官より少ないわけですね。ところがたくさん駆り出されるといふ実情が出てまいります。そうしますと、まず一つお聞きしたいのは、入学試験の時期は十二月のいつごろになりますか。実施時期は。

○佐野(文)政府委員 十二月下旬、冬休みの前半ということになると思います。

○嶋崎委員 そうしますと十二月の、たとえばクリスマス前後ぐらゐにやるとすると、大学の事務職員は休暇がありまして、大体二十八日になつていますけれども、二十五、六日ごろにはもう仕事が終わつていますよね。そうしますとここにあるような、大学の教官だつたら三人に一人ぐらゐの割合で入学試験の監督に駆り出される、事務職員は割合としてはもっとたくさん人間が駆り出される。しかも入学試験の教室は国立大学では大体三千カ所ぐらゐと言われているのじやないですか。どのぐらゐですか、三千カ所ぐらゐじやないですか。三千カ所ぐらゐ、足りないんじゃないですか。

○佐野(文)政府委員 ちょっと御質問の意味がとり切れなかつたわけですが、たとえば五十人を一つの教室に入れて何カ所というふうな意味でとれば、確かに御指摘のように四十万とすれば八千カ所要するというに相なります。

○嶋崎委員 しかし身体障害者もあれば、盲、聾その他もあれば、それから僻地の場合には数は少なくても同じ人間を配置しなければならぬのですよ。十人だつて、教官一人要るわけですから。

ういうことを考えて、いまの大ざっぱな平均数字でもそうなんですから、要するに大変な教官の数が引つ張り出されるわけですね。で、国立大学の教室で入学試験に使えるのは約三千ぐらゐとよくは何かで聞いていますけれども、実際には、ひよっとすると大ざっぱに見ても四千五百か五千ぐらゐ会場が要るかもしれないですね。そうしますと、大学以外の高等学校、それから大学以外の施設、それから僻地の場合には僻地の高等学校、そのほか身障者その他についてはいろいろな施設という、大変たくさん大学の大学以外の教室を当然使わなければならぬわけですね、事実上は。そうしますと、いま四人に一人の大学の入学試験というのでも、大学の中では大変問題になることです。しかも、暮れの恐らく二十三日ころからテストをやつて終わりじゃないのです。後を整理してセンターに書類を送つたり、いろいろな仕事は何日か残るわけですね。そうしますと、暮れにかかると思います。二十七、八日、休みにかかる前と見たつて、そのころですね。そうした場合には、これは当然事務職員の休暇、教官の休暇等々に絡まつて、大学内部で問題を起すと思うのですよ。つまり、教職員組合と大学側との間で、そういう人間の配置をめぐる問題、それからそれをめぐる、手当は多分超過勤務だと思ひますけれども、その手当の問題等々で学内でそういう問題が起きる可能性というものを含んでいるわけですね。そうしますと、そういう大学内部で、暮れの休み前で、このごろだつたら若い連中はスキーに行つたり帰省の計画を立てているようなときに、一月の始まる方は決まつておつて、十二月の下旬にそういう仕事果せられる。そして教官数は相当な数が動員され、事務職員が相当な数が動員されるということを含めて、一次テストに対応していく対応に微妙な問題が大学内部で立ち起きてくる可能性がありはしないかというように私は思うのですが、その点の検討は大学協会はしていますか。

○佐野(文)政府委員 国立大学協会の方もその点については非常な問題意識を持っております。

したがつて、入試の会場、これは御案内のように、志望校ではなくて、出身地の最寄り校で受けるのを原則といたしますが、その場合でも、その地域の学生の数を勘案いたして、場合によつては隣接の大学の方に余力があればそちらの方で受験場を設定するということも考えなければならぬ。そして、また身体障害者につきましては、ことしの秋実施を予定しております八万人の試行の際に、ブロックに二大学程度を会場校で設定をしてみて、うまくいくかどうかを実際にやってみるといふようなことも考えております。

そのようにいろいろ調整をしても、場合によつては御指摘のように一部高等学校の校舎とかあるいは公立大学の校舎というふうなものを借用しなければならぬことも出てくるかと存じます。ただ、そういった点についての経験は、すでに現在の国立大学の入試についても各大学は積んでおりますので、そういった経験を生かしながら会場の設定あるいは管理について遺憾のないように期したい。

また、教職員の勤務条件の問題についてもやはり大学の方は非常に心配をいたしております。これについては、これまで以上に講じてまいりました入学主幹であるとかあるいは入試関係の係長であるとか、そういった入試業務担当の職員の増強というのを少なくとも実施までに各大学には配置をするということを考えてまいっておりますし、また、超過勤務手当の点につきましても、財政当局と協議をして十分な配慮をしたいと考えております。

○嶋崎委員 要するに、大学入試センターの組織運営という場合に、まず大学側から言へば、この入試センターの運営に当たつて出題者の選定はだれが行うかという問題がありますね。それから専任の教官を置くかどうか。それから大学の意思とつながりはどういうように保証するかというこの三点について組織運営上問題が残ると思ひますが、これはそれぞれどんなふうにならうかと考えていますか。

○佐野(文)政府委員 試験の出題の関係という

のは、これは各入試科目に応じて委員会をつくりまして検討が行われていくわけでございます。そのメンバーについては一定期間をもつて三分の一ぐらゐずつ交代をしていくというふうな形を考えているようでございますが、いづれにしてもそれは入試センター側が国大協の方と十分に相談をして決めていくということに相なるわけでございます。

また、国立大学側の意向とのつながりの問題については、先ほど御説明をいたしましたように、評議員会なりあるいは運営協議会なりの構成というものが、そもそも国立大学の総意というものを十分に反映できるようなものとしてつくつていくことを前提に考えられているものでございますから、それを通じてまさに大学の入試の一部を共同処理する機関として大学の総意のものを運営できるような方式は確保されていくであろうと存じます。

○嶋崎委員 大学自治と入試センターとの関係についてはまだ議論しなければならぬ問題がいっぱい残つておるようには思ひますが、時間もありませんからこの辺でやめておきますけれども、要するに、さつき言つた入学試験のときに教官の動員がされなければならぬ、事務職員が動員されなければならぬ。そのときに、しかも年末の時期にそういう形が行われたときに、大学内部で問題が起きはしないか。それから入試センター自身の秘密というふうな問題が、出題の問題その他についてあるでしょう。そういうものも少し漏洩していくというふうな事態が起きたときの入試センターの教官の身分保障というのとはどうあるべきかという問題が残つてゐる。それから入試センターと各大学との組織的つながり、民主的なつながりの関係はどうあるべきかという点もまだ十分に明らかにされてないかと私は判断をしています。ですから、そういう観点からしますと、いままで各大学の中で行われてきた入試業務が、一部が入試センターを使って共通テストをやるといふことに伴ういままでの大学の内部で処理されたことと、外との結

びつきで起きるであらうと言った幾つかの問題です。そういう問題についてはまだまだ結末がつかない、制度運営上問題点が出てきやしないかというのを恐れるわけです。そういう点について今後とも問題点をはつきりさせていっていただきたいというのが、一つのいままでの質問の大きな、組織運営の問題に関する点でございます。

余り時間ありませんから、そこで共通テストの第一次試験というものの性格、これについて質問いたしますが、第一番目に、現在社会問題化しつつある大学入試ですね。その弊害というのをどう見るのですか。その弊害を具体的に幾つか列挙してください。

○海部国務大臣 まず一つは、非常に偏った大学、偏ったといいますが有名校といいますが、受験者が非常に集中する傾向が出ております。これは大体合格率が、私の記憶では七〇〇程度だろと思ひます。大学へ進学したいという人の七〇〇ぐらゐがたゞ合格して行くわけでありまふけれども、にもかかわらず、受験地獄だとか受験戦争とかいふ言葉で表現されますことは、そのところに非常に過度な集中があるのではないかと。このことはやはり受け入れ側の社会において学歴が必要以上に幅をきかせ過ぎておる、こういう世の中の仕組みが大きな背景となっておりますから、この方面から問題も考え直していかなければならぬことだと思ひます。

それから二つ目に、次元の違った角度からのきょうまでの各界の御批判をずっと読んでおりますと、いわゆる高等学校における教科内容を誠実に努力しておつても、何か大学の入学試験のときにはそれだけでは不十分だといふ傾向が出てきて、そのことが試験問題の難問奇問という表現のされ方をしておりますが、難問奇問を解決しなければ大學に受かることができないのだというふうな風潮は、これまたあるべき姿ではないと思ひますけれども、今度は難問奇問を解決するためにはどうしたらいいかというところに重点が置かれますと、高等学校の学習内容あるいは高等学校の

勉強のあるべき姿そのものにも、大変な反省と批判が起つてくる。そうしますと、逆に、その面の解決は、社会がどうのこうのよりも、入学試験そのものが、受験生にとって高等学校における誠実な努力の積み重ねによって解決される問題だといふ保障が与えられるとするならば、その面からは改革をすることが出来るだろう。大きく二つに分けますと、そんなところに大きな問題点があるのではなからうか、私はこう考えております。

○嶋崎委員 社会問題化しつつある大学入試の弊害というのはそれだけですか。

○海部国務大臣 それに伴つて起ります大学進学そのものを指しての塾の問題もございまして、うし、それからまたさらに派生していけば、これは特殊な例でありますけれども、大学が入学時に多額の寄付金等を合格条件と疑われるような方法で取つておるのではなからうかといふことも、やはり社会問題化しておる大学入試に絡む問題、これは最も幅を広くした場合であります、そういう問題もいろいろ起つておると思ひます。

○嶋崎委員 もっと根本的な問題はありませんか。

（委員長退席、藤波委員長代理着席）
○佐野（文）政府委員 うまくお答えできるかどうかわかりませんが、かつてOECDの調査団が日本においては十八歳の春の一日でその学生の将来のあり方が決まってしまうといふような指摘をいたしましたことがあると記憶をいたしております。もちろん、これは若干言い過ぎであるとは私たちは考へておりますけれども、高等教育の門に入っていく場合の入り方といふものがもう少しいろいろ工夫をされて、あるいは大学に入つてからの大学間の流動その他の問題が工夫をされて、ある十八歳の時点における選抜といふことだけで高等教育への入り方が決まってしまうといふふうなことでないようにするといふことが、非常に大きな目で高等教育の問題をとらえれば、基本的にはあるように思ひます。

○嶋崎委員 すでにわが党の木島委員が予算委員

会なんかでも質問をしていると思ひますけれども、根底は、日本の社会の中にある学歴社会という風潮、この問題をどうするかといふことを根本的に真剣に考えないと、入試問題だけで処理できるかどうかといふような基本問題が幾つかあると思ひます。

まあ大きな問題は省くとして、いま大臣が言いました、偏った、いわば有名校への集中、格差ですね、この格差は、では共通第一次テスト、第二次テストの組み合わせで改善できると思ひますか。

○海部国務大臣 これは、最初に私もお答え申し上げましたように、入試の制度だけでは完全な解決はできないだらうと思ひます。それを踏まえての社会が、学歴が必要以上に幅をきかせることも間違ひであるし、また、大学そのものの学校間格差の是正というふうなことも力を入れていかなければならぬでしようし、やはりいろいろな問題がございまして、当面、入学試験制度そのものもいろいろ批判が起り、指摘があるわけですから、これも改善をしなければならぬ問題だ、こう理解しておるわけです。それだけでは十分だとは考へておりません。

○嶋崎委員 その社会問題化しつつある大学入試の弊害の一つだと考へられる有名校への集中、いわゆる格差といふものがこのテストではある程度一部分の改善ができるというだけの話ですね。

○海部国務大臣 完全な解決になることを願うのですけれども、必ずしもそうではない、ほかにいろいろやらなければならぬことは当然たくさん残つておる、こう思ひます。おっしゃるとおりです。

○嶋崎委員 格差は正という、たとえば有名校への集中といふのは、第一次、第二次試験を組み合わせても改善できないと私は思ふのです。それを組み合わせたら、どういふ意味で改善が可能になりますか。どういふ意味で格差について集中が減ると考へますか。

○海部国務大臣 この問題は、受験生の側から見

れば、やはり高校時代の三年間の誠実な学習努力が認められるようになるという、一つの、集中するかどうかと別の問題のいい点があると私は理解しておりますし、それから一次試験、二次試験を組み合わせることで評価されることによって、やはり一回一発のペーパーテストじゃなくて、もう少し幅の広い多角的な選抜もなされるようになるだらうといふことが言えると思ひますし、二次試験のこゝ等はまだ内容が明らかになつておりませんが、想像、憶測を加えて物を言つてはいかぬかもしれませんが、そういったことを配慮しながら二次試験の内容といふものも決められていくわけでありまふので、その組み合わせによってやはり幾らか改善されていく面はある、こう理解しております。

○嶋崎委員 いまの大臣の答弁を聞いておりますと、たとえば偏った有名校への集中、格差といふものは、この組み合わせをうまくやれば、技術的にある程度可能なのではないかと予測はわかるわけですね。具体的にになりますかと聞いているんです。なる可能性がどこまでありますかと云うんです。

○佐野（文）政府委員 御指摘のように、確かにむずかしい問題があることはわかりまふけれども、たとえば共通一次と一緒に実施をいたします入試期日の一元化もございまして、共通入試、二次、それから入試期日の一元化、そういったものの組み合わせによって、学生の側が志望校の選択をより慎重に行うようになることが期待されますし、そういう意味では地方大学への志願者が増加するといふふうなことで、特定大学への集中の傾向は緩和をされて、むしろいまよりもすぐれた者が地方大学に進学するようになっていくといふことが私どもは具体的に期待できると思つております。

○嶋崎委員 それは願望じゃないですか。だって現実に大学の格差があるのですよ。その格差を是正するために一次テストというのが意味があるであらうというからやるというのでしやう。ところ

が仮に一次、二次一緒にやっても、共通一次テストの結果、これが仮に後期中等教育の到達度のテストの内容だったとしましょう。到達度だったら相当いい成績で全体が一定程度行くということもあり得る。しかしいままでの調査は、どういふ生徒を選んだという調査をしたか、これも大問題だと思ふけれども、いままでの高校のある程度の受験生の中の一定水準に偏った調査であるといふことはあり得るわけだ。七・五・三と言われようには、後期中等教育の中にもついでいけぬ生徒がいっぱいいるのですから、そういう人達を調査の対象にしていたのかどうか。どういふ生徒を調査の対象にしたのかという方そのものの調査の方法がいろいろ問題になると思うのです。到達度といふたつて内容はちつとも明らかでない。

そこで到達度といふのはやさしいとしましょう。そして到達度でやつて、適性能力といふものは、今度は学部に進学したときの大学の専門性にたえ得る適性、それは今度第二次テストを中心にするとしましょう。そうしますと、第一次の段階ですでに——第二次に行くときにはみんなは依然として有名校に行きたい。おれは東大にやはり行きたいとその中の相当部分は言うでしょう。だからいままで東大でも予備テストでセレクトしたのでしょう。第一次テストでは、いままでの予備テスト以上に仮にやさしければまた集中するので。大学の格差というものが厳然として存在して、テストでも技術的に対応したら、その格差を是正するという意味を持つてであろうと大臣も局長も言うけれども、ぼくはどうしてもわからない。やはり与えられているもの、その中で選択するしかないんだから、是正にならないと思うのですよ。大学制度の改革そのものを考えないで、日本の高等教育のあり方というものの改革を一つも考えないで、その第一次と第二次をやりますれば格差の是正に——たとえばこういふことがあるでしょう。一回目のときは一校を受けた、二期校を受けた。それが今度一回ですから、最初から

らおれは二期校だと言つて受けるかもしれない。試験で言へば、いま二回に分けてやろうが、自分は一期校には行けぬという能力の人でも受けることもあり得るわけだし、それが最初から今度は自己選択してしまつて二期校へ行くだけですから、格差を前提にしてしか自己選択しないじやないですか。どうしてその格差が是正になりますか。

○海部国務大臣 これは最初から申し上げておりますように、この入学試験だけで全部解決するなるといふことは思つておりませんし、それから社会の受け入れ側の仕組みが変わらなければならぬといふことも申し上げましたし、大学間の格差といふのは入学試験の制度を共通一次にすることによつて是正するといふのじやなくて、ほかにもやはり大学間格差は正のための施策は講じていかなければならないことは御指摘のとおりでありますし、またいろいろと努力を積み重ねてきておるわけでありまして、しかしこの共通一次試験の中でもこれを行うことによつて、格差は正のいろいろな施策の中の一つとして役立つのではないかとはいへば願望だとおっしゃるかもしれませんが、たとえば一期校、二期校の問題でも、きょうまで皆が競つて受ける、一期校も二期校も両方受かる、そして必ずどちらかは行かないという二重の合格者の問題等も、別の意味から考えますと、それが一列に並びますといふことは、同じ日の試験といふことは、選択をするときに、より自分の考え方を考へて選択してもらへば、そういうところから私どもは幾らか効果が出てくる、こう信ずるのであります。

○嶋崎委員 いまの説明ではさっぱりわからぬ。(発言する者あり)

○藤波委員長代理 静粛に願います。

○嶋崎委員 だかもう一度局長と大臣と相談してでもいいですか、第一次テストといふものをやる共通テストのメリットはどういふものかといふことを具体的にまず列挙してください。いままでの国大協の調査報告に基づいて列挙してください。

い。

○佐野(文)政府委員 先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、衆知を集めた問題が提出されることによつて、高等学校段階での教育課程、学習指導要領といふものを十分に配慮した問題を出すことができる、それによつて一つには高等学校以下の教育課程の改善に資するといふことになるでございまして、また大学の方は、そういう問題の作成を通じて、いわゆる大学に入るべき者を同じように選抜するにしても、より教育的な見地からの選抜といふことを考えることができるようになると思ふことがあつて、それが、それから一般的にあるいは基礎的な到達度といふものを、共通一次の五教科によつて行うといふことは、それとの組み合わせによつて、二次試験の段階では、先生からも御指摘いただきましたように、自分の志望する分野における適性能力といふものを評価できるような問題といふものが出題されること、これが期待されるわけにございまして、それによつて学生は自分が将来進む分野について、いゝ得意な分野についてより突っ込んだ勉強をして入試に臨むといふことになるわけにございまして、それから、一次、二次を通じた全体の学力テストの内容といふのはいまよりは改善をされてくる。それは入試制度における一つの学力検査の行い方といふ限られた分野ではありますけれども、大きなメリットを持つといふふうに考えるわけにござい

トだ、こう言つた。これは難問奇問の排除といふことを含んだとしましょう。それから第二次試験との組み合わせによつて、進学する生徒たちの人間的価値、人間的な要求とでもいいましょうか、専門性にたえ得るより人間的な適性といふものを調べる、それができるようにするといふ意味で、一次をやつて二次と組み合わせをすれば、いまよりは、一発勝負よりはより適性を判定できる、この二つを基本におつちやいましたね。この二つですか。

○佐野(文)政府委員 結局その二つということに相なるうかと思ひますが、さらに言えば、これもむずかしいことではございまして、従来入試といふのは、どうしても学力検査といふものの偏重といふことが言われ、それがまた一発勝負といふことで批判をされていたわけにございまして、一次、二次を通じた丹念な学力検査に加えて、さらに調査書の活用であるとか、あるいはその他の面接であるとか、実技であるとか、小論文であるとか、そういったより多様な要素といふものを選抜の際に加えることができるようになれば、従来の学力検査に偏重した選抜方法が、より大学に進学しようとする生徒の全体的な能力といふものを判定することに役立つといふことが言えようかと思ひます。

○嶋崎委員 国大協の報告書は局長よりもっと詳しく言つていますね。大学教官の負担が軽減される、特に入学試験といふのは大変な業務ですから、毎年毎年やらなければならぬのに、各大学の先生方が毎年毎年問題を出すのに、入学試験の問題が持つてくる専門的性質といふものを客観的になかなかつかみにくい。そういう意味で共通テストをやつて、専門家に任せてもらつて方がより客観的だろうし、各人の能力を越えた分をカバーしてもらえるといふのを非常に大きなメリットだと言つてゐるんだらうと思ふのですよ。それから、ほかにも第一次、第二次の、さつき大臣が言つた一期と二期の一元化を行へば、地方大学に学生がもう少し最初から分散するようになるだらう。そ

ういう意味で、格差は正の一助たり得るとか、その他調査書の評価みたいなものが可能になるとか、難問奇問とか、幾つかメリットを挙げてください。それを要約して二つとおっしゃったんだらうと理解しましょう。デメリットは何ですか。デメリットはどう思いますか。

○佐野(文)政府委員 共通入試の持つデメリットというのは、私どもはそれとしてはなかなか指摘しにくいと思います。もちろん非常に多勢の者を対象とした試験をするわけでございますから、その試験の実施に伴う技術上の問題点というのはあると思います。それは、マークリーダーの読み取りをきわめて正確にしなければならぬとか、あるいは大量の問題であるからその秘密保持なり保管なり輸送なりに万全を期さなければならぬとか、そういった技術的な問題はありますけれども、それは制度としてのデメリットというわけにはまいりません。ただ心配をいたしますのは、どうして受験生にとっては、試験を二回受けるということになります。したがって、それがいわゆる受験生の側において、いまよりも負担をより加重するということになつてはそれは困る。そのために、二次試験というものがある一次試験を実施する趣旨に沿って各大学において十分に実施をされなければ困るということがございます。それとあわせて、試験場を出身地の最寄りの大学で行うというふうな配慮も当然しなければならぬわけでございますし、また各大学の側においても、先ほど先生御指摘のように、大学側の負担というのは、それは出題の面では改善をされても、二回の試験というのをやるわけですから、むしろ先生方の負担はより重くなることも考えられるわけで、そういった点については、勤務条件の問題を考へることはもとよりでございますけれども、やはり大学の方では、そういった二度の試験をやつても、よりすぐれた選抜というものを大学教育の第一歩としてやりたいということを考へていらっしゃるから、それにこたえられるような配慮をわれわれもしていきたいと思ひます。そういう意味

で、私は共通入試の場合、共通入試をやることによって出てくるデメリットというのは、いまの技術的な問題点に対する懸念と、それからもう一つは負担加重の問題についての懸念、これはむしろデメリットというよりも、それは何とかしてそういった事態の起こらないような工夫をしていかなければならない課題であるというふうに考へております。

○嶋崎委員 共通第一次テストをやつたら、デメリットとして現行入試に比べて共通テストは弊害を増大させるおそれがあると思へられるのですが、そうは思ひませんか。

○佐野(文)政府委員 しかつての進学適性検査について言われましたように、共通入試というものがある、いわゆる受験技術を勉強することによって成績がよくなくなるような、そういった問題というものが出題をされて、そういうものとして受験生が受験技術の勉強をするというふうな形で受験競争を過熱させるということが仮にあれば、それはいまよりも入試の過熱の状況を激化するということが出てくると思ひます。しかし、それを非常に恐れるがゆゑに、国大協の方のこれまでの試験問題についての検討というのはマークシートを使う方式ではございますけれども、非常な研究の積み重ねによつて明らかにいわゆる客観テストではあるながらも、従来は不可能とされてきたような、より多様な能力というものを調べられるような、また偶然性に依存しては必ずしもいい成績がとれるというふうなことではないような、偶然性をできるだけ否定するような形で試験問題の検討というのが行われておりますし、そういった試験問題の調査研究の結果というのは共通入試を前進させていく場合の一つの大きな説得力にもなっているほどの成果は見えておるといふふうに考へておりますから、いわゆる受験競争をこれ以上過熱させるといふふうな形で共通入試というものは働いてこないはずであるし、また働かせてはならないというふうに考へております。

○嶋崎委員 いま言ったデメリットとして現行入

試に比べて今度共通テストに対するまた高校生や、外では新しいテストの技術的な競争が始まつて、受験対策企業が栄えるというような意味のデメリットがあると思ひます。

もう一つは、国立大学だけで、私立大学がこれに加入をしないということになれば、大学入試全体の改善にはならない。そういうデメリットがある、いまのところは国立大学でやるのですから、

私立大学は現在のところどういう対応をされているかというところが問題ですけれども、なおさつきから有名校偏重という格差をこれでは依然として解決できない。そうしますと、デメリットとデメリット、私はその三つを思つたのですが、国立大学から私立大学にまで、大学全体にこれを適用しなければ私立大学改善にはならないと思ひますが、どうですか。

○海部国務大臣 御指摘のように、私立大学の学生数が圧倒的に多い現在でまいますと、大学入試試験全体から考えれば、国公立全部足並みをそろえていただくということが、私が理想であると思ひますが、やっぱり大学の自主性といひます。国立大学の方では長い間の調査研究の結果、こういう結論を示してもらつたわけでありまして、公立大学の方はそれに参加をするという意思表示をいただいております。私立大学は統制していきなさいと思ひますが、いま直ちに私立大学の方ではこれに参加をするという意思の一致は見えておらないというのが現状でございます。

○嶋崎委員 そうすれば、大学入試の改善にはその意味においてはならないという意味では、まだこれは単なる国立大学の内部における一時的な技術的対応でしかないということでありませんか。そうでしょう。有名校の偏重はさつき聞きましたね。

そこで、じゃあデメリットにまた返りましょう。デメリットに返りますが、国大協の文書によれば共通テストは高校教育における学習到達度の測定と言つていいですね。学習到達度の測定を目的とするということだが、それによつて得られた成績値が

その後の大学教育に重要な意味を持つとお考えですか。

○佐野(文)政府委員 私どもは共通入試の結果測定される高等学校における基礎的な学力の達成度というものは、これはその後の大学における学習と深いかわり合いを持つはずであるというふうに考へております。もちろんこれについては大学入試センターにおける追跡調査等がこれから続けられていくわけでございますけれども、そのように考へております。

○嶋崎委員 到達度の内容は明らかじゃありませんが、これは内申書性格なものでしょうか。

○佐野(文)政府委員 御質問の趣旨がちょっとおかねたわけでございますが、国大協が従来調査研究を行つております実地研究、いわゆるテストの試行における問題というのは、御案内のようにほぼ六十点くらいのところを平均点としてとつて、そういった学生の成績を見ていただくわけでございます。これまでの成績の分布というのはおおむね実地調査に当たつて国大協側が期待したような形で出てきています。そういう意味では問題というものはかなり練られていてという評価を得ていると思ひます。これの結果というものは、全体として合格者を決める場合に、もちろん二次試験の成績あるいは調査書等とあわせて評価をされる一つの判断の資料になるものでございます。

○嶋崎委員 到達度というものは、国大協の調査報告でも言つていますけれども、高校の普通の学習をまじめにやれば合格できるという程度の内容だと言われているのだけれども、そうするとこれは高校の卒業試験に相当するものなのかどうか。だとすれば、学力の到達度という意味ならば、大学入試の前提になる資格という意味になるわけですね。そういう内容ですか。それとも、大学における専門性にたえる適性を含めてのテストですか。どちらなんですか。

○佐野(文)政府委員 共通入試の場合に、何点を取らなければ合格しない、不合格であるというような性質のものではないわけでございます。それ

は二次試験の成績や調査書の内容とあわせて判断をされるものでございます。

○嶋崎委員 そうすれば内申書の性格のもので、それによって決まらぬわけでしょう。ところが、実際は、これに関連して、共通テストの成績というものは公表しないですね。それはなぜですか。

○佐野(文)政府委員 まず初めの方の御質問ですが、大学の学力試験というのは、これまで御案内のように、一つは高等学校の基礎的な学習の達成度を見るという面と、それから進むべき専門分野に応じた適性能力を見るという二つの面を持つものだと思います。その大学入試における学力検査の基礎的な学力の達成度の方を共通一次で見、そして適性能力の方を各大学の行う二次試験で見、それを総合的に判断をして学力の検査をしようというのが今度の共通入試制度の趣旨でございます。

それから、共通入試の結果を公表いたしませんのは、この結果を公表いたしますと、それは個人に対して行うにしてもあるいは高等学校に対して行うにしても、やはりそれが一般に公になることになって、高等学校のランクづけであるとか、あるいは生徒の進路に応じた大学のランクづけであるとか、そういったことがむしろ社会的には問題とされる。それは決して好ましいことではない。むしろ格差を増進する方に働いては大変であるというところが懸念されますので、結果は公表をしないということにいたしましたわけでございます。

○嶋崎委員 そうすれば、もう第一次の共通テストは到達度を調査すると言っているわけですか。それによって合格、不合格はないわけですか。そうすれば内申書の性格のものでとくは思ふのです。そうして、第一次テストを参考にしてもう一度本番の大学内部におけるいわゆるその大学教育の適性能力というのを見る第二次テストが行われて、総合的に決める、こういうことでしよう。そうすれば、その場合の学習到達度というものは何を基準にしていると思ひますか。このリポートでは、大学の先生方が高等学校でやられて

いる。特に五十一年度からカリキュラムの編成が改訂されていますね。それで、今度のテストは五十四年にやるわけでしょう。五十一年にカリキュラムの改訂が行われて、それがいま始まったばかり。そうして、五十四年度ですから、いま高校一年の生徒が最初に受けるわけですね。すると、その人たちの高校卒業程度というものを、いままで調査してきたのはずいぶん前からでしょう。そうしますと、カリキュラムの改訂をやった五十一年度以降の高校生徒の到達度というものと、いままで調査をやられている高校の教育内容の到達度、ここで出されている問題の到達度、その度の客観的な基準はどっちに置くのですか。

○佐野(文)政府委員 四十八年に高等学校の教育課程の改訂がございまして、そしてその新しいカリキュラムで勉強をした人たちが五十一年に大学を受ける、そういったことを前提にしてこれまでの調査研究における実地調査というものが行われてきたわけでございます。

○嶋崎委員 しかし、いままでのレポートは確かに四十八年、四十九年、五十年ですよ。ところがその高校の生徒は五十一年度以降実施されたカリキュラムじゃないわけですよ。そうでしょう。その当時の生徒のいわば能力を前提にして、到達度というのは大体こういう問題ならよからうというところでここに出した。むしろかしいものですよ。そんなやさしいものではないと私は思うのですがね。そういうレポートのいわば到達度という尺度が一本ある。それで、五十一度から新たなカリキュラムでやる生徒たちが卒業するときの高校の到達度というのがある。しかしそれは書物で見てのもので、高等学校の先生が人間を相手にした教育実践をしつかりやって、そして人間のそれがどこに到達するかという、そこに到達度というものがおのずから決まってくるものであって、まだ教科書を使つて実際にカリキュラムで人間の教育が行われていない、書物の上や文書の上の内容でもって片一方では到達度と言っている。そして五十四年からはどんな到達度になるのか知らぬけれど、いずれにしても新たな基準の変化が起こる可能性があり得ると私は思う。ありませんか。な

という保証を言つて下さい。

○佐野(文)政府委員 御案内のように高等学校のカリキュラムの改訂は、いま学習指導要領の作成というところで進んでいるわけでございますが、これでは新しいカリキュラムに沿って大学入試が行われるのは昭和六十年でございまして。したがって六十年度の段階以降における共通入試というのは、いまのカリキュラムとは違ったものをベースにして行わなければなりませんから、それまでの間に学習指導要領の進行と並行をして、当然新しい調査研究が入試センターで行われていくわけでございますが、それまでの間は現にやっているものでやるわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、いままですに入試問題で大変社会問題化しているのは、大学の格差もさることながら、その大学の格差を前提とした入試に難問奇問が出ているということなのでしょう。それを是正するために、到達度ということをやっているわけでしょう。その到達度そのものの客観的な基準は、これはあるようでないようなものです。もう現実には格差があつて、そこで受験競争にさらされている生徒たちのそういう状況の中で行われた後期中等教育の教育なのです。そういう中で到達しているであろう到達度というのは、依然として格差を前提とした受験競争の中での到達度の、いわば客観的条件なんです。それを大学側がどんなに主観的に低くしようとしてもみたくて、低くすれば今度はたくさん合格してしまうから、格差に合わせてまた第二次試験のときには予備テスト的なものを、三倍というガイドラインを設けておられますけれども、やらざるを得なくなるのです。だから高校の到達度というものの測定は国大協がやることなのか、それとも国民の立場に立ち、高等学校教育も含めて、そういう日本における後期中等教育の今日の到達度というのは、もう少し客観的な基準というものが何となくはなしに出てくる必要があるのじゃないですか。つまり、

いままでのものは現実に格差があつて、受験競争があつて、その受験競争の中で行われている後期中等教育の生徒たちの到達度なんです。だから、その到達度をどこに持つていくかを考えれば、受験競争というものがそのまもなくなくなることはありつこないし、格差はなくなるにせよ、同時に、その客観的な到達度の意味がこれから変わらうとしていく。試験に对应していく到達度の本身とは違つてこないだろうかという気がするわけですね。だから、ここで言っている学習到達度というのは、歴史的にも状況的にもきわめて変化し得るもの、バリエーションなんですよ、この成績値は。歴史的な段階によつて違ふし、進歩度によつても違ふし、それから科学技術の発展によつても違ふし、マスコミの発達によつても違ふし、いろいろな状況で、人間の到達度というものはいくら見ても時期、時期により変化しているものです。だからそれを、共通一次テストをやれば到達度というもの測定できて難問奇問がなくなる、そういう結論を出せるのだろうかという疑問が依然として残るのです。だから私は、ここで言う学習到達度の測定という、この内申書の性格の到達度というものの測定はきわめて困難である。少なくとも格差は正だとか難問奇問をなくするというような観点での技術的な対応である限りは解決にならないのではないかと。では聞きますが、難問奇問とは何ですか。

○佐野(文)政府委員 確かに到達度というのはむずかしい問題だと思います。ただ、ここで言っている到達度というのは、いままでの高等学校の学習指導要領の範囲をむしろ越えたような、あるいはこれを考えないような出題を通じて一般的に考えられているむずかしさとかそういうものを言っているのではなくて、学習指導要領というものに準拠をして、そしてそれを前提にして問題を考へていくということでございます。そのために国大協はすいぶん苦労して、それぞれの教科ごとに委員会をつくらせて検討をし、問題をつくり、その問題のレベルというものを考へて実施調査の

結果を積み重ねてきたものでございます。難問奇問というのは、それは一つにはレベルの点において高等学校の学習指導要領の範囲を越えているものでもございましょうし、それからもう一つは、技術的な面で、きわめて答えにくい、受験生の方が、あるいはそれを受験生に聞くのが無理なような、そういった出題の仕方がされているもの、そういったものを言うのだらうと思います。

○嶋崎委員　そこで、また新しい問題が出てきましたね。メリットの第二番目の高等学校教育の正常化という際に、数年後には共通テストの受験対策というものが高等学校教育における事実上の学習指導要領になる可能性というものが含まれる。学習指導要領というものが受験対策として考えられる。つまり、受験対策として技術的な対応として考えられる学力テストが高等学校教育の内容を規定する学習指導要領というものに、いわば事実

上画一化される教育内容に立ち至ったインパクトがあるという新しい問題点が出てきやしませんか。後期中等教育というのは義務教育じゃありませんね。そこには創造性と自主性というものが生かされなければなりませんね。だからこそ多様化とかいろんなこと、私たちは賛成じゃないけれども言ってきたでしょう。そうすると、高等学校教育というものの持っている自主性、創造性というものはむしろ義務教育以上に尊重されなければならぬ。だからこそ高等学校の学習指導要領の持っている画一性、法的拘束性ということが教育学会でも大問題になっている。その大問題というのは教育内容との関連でこれが問題になっている。ところが学習の到達度というものが学習指導要領というものを軸にして画一化されていくという入学試験という一つの技術的対応の問題がある。後期中等教育の教育内容に影響を与えていくということにならざるを得ないということになるじゃありませんか。どう思いますか。

○佐野(文)政府委員　大学の側でどのような問題を出していくかということが結果として、ある

いは事実として高等学校側における学習の内容に影響を与えるという点があるということは御指摘のとおりだと思います。それであるからこそむしろ大学の入試の方のあり方を変えることによつて、高等学校の側で学習指導要領に沿つた学習というものが誠実に行われることを期待しておるわけでございます。

また、共通入試の問題が内容として、あるいは出題傾向として固定をしていくことになるかと思わざる弊害を生みますので、入試問題を出題をする委員会の先生方というのはある期間を置いて交代をしていくというふうなことも考えているわけでございますし、多数の人が衆知を集めて問題を考へていくわけでございますから、そういった意味で大学の出題をする共通入試の問題というのが固定をしていくというふうなことはいやうに、また毎年毎年それが改善されていくような努力が払われていくと思ひます。

またその試験の問題あるいはその評価については高等学校の側とも十分に協議をする、これまでも地区別にいろいろと検討会、説明会等を実施してきているようでございますけれども、入試センターの仕事としても、高等学校側との協議というふうなことは十分に行っていかなければならないというふうに国大協も考えておりますし、むしろ国大協と高等学校長協会の方とで相携えて高等学校の教育というものの正常化に役立つように努力する、そういう課題であると思います。

三回続き、四回統一していけば、その数年後にその過程の中では当然国大協側が難問奇問と、難問奇問というのが基準になったりしてきますと、難問奇問というのは客観的にはわかったようであからぬようなものだと思うのだけれども、学習指導要領というものに次第次第に合わせていくようになってくることは必ずです。そうすると、学習指導要領の権威化ですよ、実態としては、学習指導要領の権威化であり、そういう意味で入学者選抜の手段であった共通テストが高校教育の内容に何ら

かの影響を及ぼす。それが好ましか好ましくないかという問題が残ると思う。大学の先生は、それはいま出てくる専門家たちはそうかもしれない。高等教育をやっておるのじゃないですか。大学から見た自分たちの専門性の適性能力をテストするために高等学校の生徒をテストするのですから。そのときの基準が文部省の学習指導要領といふもので、それを越えれば難問、それから専門的になり過ぎたら奇問だと仮にすれば、そういう大学側の考えているその専門家たちのつくる問題がおのずと学習指導要領を基準にしていこうということになれば、いま教育界で大問題になっておることに比べ、いま教育界で大問題になっておる学習指導要領の法的拘束性というものが再び内容の問題として浮かび上がる、私はそう思う。だから、そういう意味で、入学者選抜というのは、お聞きしますけれども、高等学校教育を正常化すると言うが、その正常化というのは何を意味しているのですか。

○佐野(文)政府委員 いわゆる過度の受験技術に走るような、そういう勉強というふうなことをしないで済むようになる。高等学校における学習というものを誠実に実施をするということによって大学における入試にも対応できるようになる。それがいわば入試が高校側における教育の正常化に資する面を持つということであろうと思います。

○**試験委員** その意見の違いを放しです。数年
後には必ずそういう教育内容との関連で入学試験
の技術的な改定が将来教育内容に影響を与える、
好ましいか好ましくないかは問題ですよという点
が問題として残るということを指摘しておきま
す。

それから、共通テストをさつきは公表せぬと言いましたが、公表しないための管理システムはどのようなのか。もう一つは、公表しなくても、ことしやった、来年やった、再来年やったというふうに積み重ねていくうちに、次第に共通テストによる各大学及び高校相互のランクづけというものが歴然としてくるおそれがあると私は思う。ないという保証はどこにありますか。

○佐野(文)政府委員　御指摘のように、公表はいたしませんけれども、大学入試センターは非常に多数の高校生についてのデータを持つことになりまして、そのデータが外に出るといふことのなりやうに、それは入試センターでその管理保管には十分に責任を持ってもらうといふことでございます。実際問題としては、御心配が出てくるというのはわかりませんが、むしろいまのようになどの大学にどの高校から何人入ったかといふふうなことが非常に問題になってくるような、そういった点というのはなかなか私どもだけの努力ではいかんともしたいところがあります。やはりりつと社会全体の御協力によつて、そういう形で共通入試の問題が受け取られていく、あるいはいろいろと取りざたされるといふふうなことがないように、本来の共通入試の趣旨に沿った運営と申しまゝすか、利用というものが入試センターだけのこととしてではなくて、一般に社会全体として、これ

で入試を少しでもよくして、こうという方向に動いていくことを期待するということになかなか名案はなからうと思います。

○嶋崎委員 それは願望なんで、公表しないという、管理システムはおっしゃるように秘密だと言っている、試験問題は公表するわけでしよう。正解は公にするの、しょう。平均点は出すの、しょう。そうすれば、各人はみんな自分の大体の、評価の自主的な判断は可能になるのです。それが二年、三年、四年たつて、いかに入試センターの方が秘密だ、秘密だ、という資料を出さなくたって、一定の今日の技術や人間のそういうものを測定する科学技術的な能力からすれば、当然客観的な測定が可能になるところまで推計はできると思う。そうすれば、事実上共通テストは公表はせぬと言ってみなつて、公表しないというのはあくまで主観的な問題であつて、共通テストの持っているいわば格差に対応できる能力、到達度ないしは能力というものが外でわかるようになれば、それに必要な旺文社のテストが始まるでしよう。同時に、その対応がそこで始まるから二回のテスト

トの塾が動き出しますよ。だから、いまの入試の持っている非人間的な受験地獄の構造というのは、数年すれば新たに拡大された形をもつてあらわれる。こんなことがわからぬはずはないじゃないですか。だから、主観的な意図はわかるけれども、結果としては格差の国家的公認化ですよ、第一次テストは。格差の国家的公認化という結論をもたす。そういう意味で、公表しないという管理システムは漠然としたもので、大学の先生方を信頼しているだけじゃないけれども、今度は簡単にやらないですよ、大学の中だけじゃないですからね。管理センター、入試センターがありますし、それと大学との関係やら、人がまたかわるわけじゃない。数年しますと人がかわっていきましょいね。だから、そういう意味でこの問題についてもいま局長が答えたように、単純に共通テストの性格を公表しないということを通じて、格差というふうなものについて地方大学への分散とか格差は正への技術的な成果が上がり得るかもしれないという願望はこれは願望であつて客観性はない、こう思います。これはもう意見の違うところ。それでは、もう時間がありまけんから第二次テスト。今度は各大学が二次試験によって判定するという専攻分野に対する適性、国大協が言っている専攻分野に対する適性とはいかなるものを指すのか。先天的素質ですか。

○佐野(文)政府委員 先天的素質ということではないと思います。それは、たとえばこれはきわめて具体的な例で恐縮でございますけれども、共通一次の場合であれば数学Iの勉強をしてもらふ、しかしわが工学部を受験するのならば数IIなり数IIIなりをやつてほしいというふうな形で、その分野の力というものを大学側が求めるというふうな形で評価をされていくものだというふうに思っています。

○嶋崎委員 たとえば小論文というのにしましうね。小論文というのは、これは技術的に訓練しますと一定の客観的な能力みたいなものが幻想的にあらわれる。教官の方から見ると、そういう一

定の時間内に一定のものを書かしたものの、これは技術的に対応できるものだと思います。面接というのはまだ比較的人間がつかみやすいところがあるだろうと思うけれども、第二次テストのときに、専門性の適性と書かれるものがいままでわかつたような言葉で言われているけれども、これがわからないから難問奇問が出るのだし、これがはつきりしないからこそも自分たちだけでは自信がないから国家的な到達度を調査してほしいというような意見が出てくるわけでしょう。ですから、この専門分野に対する適性ということ第二次試験の中で行われることによって、第一次テストの総合においてその適性能力が判定できるといふこと自身もこれは非常に疑問だと思ふ。それは結論から先に言ふと、受験者はおるけれども受け入れるところは少ないわけでしょう。簡単に言つてしまへば、収容能力のないところに受験者はいっぱいおるわけですから、たとえば到達度はよかつた、本人に適性能力があると判定しても入れぬからいまは選抜しているのじゃないですか。そうでしょう。そうしますと、ここで言っている第二次試験で専門分野に対する適性をやるというのは実際はごまかしなんです。適性でなくて、やはり収容能力に合わせて選抜しているのじゃないですか。その選抜をしているときに落ちた人間は全部適性でないということになるわけよ、第一次、第二次の総合的判定という意味は、一点の差で落ちたというようにことが現実にはいづいあるわけですから。そうしますと、この専門分野における適性というのが第二次によって補われるというのは、これはまた客観的には非常にむづかしいと思ひます。だから、そういう意味で私は先天的能力かなどと皮肉な質問をしたのだけれども、これは経験的でしょうね。本来高等学校教育の中で自分が何に向いていてどういう能力があるかは到達した能力によってやられていくのだけれども、しかしこれは依然として適性の試験になつていくのじゃないやなくて選抜試験に現実になつていく。第一次試験をやつたつて現実にそれは一つも残りやしない、

変わりはありません。そういう意味では依然として選抜なのであつて選別です。選別の試験というものが今日残る。そうすれば格差というものは一つも解消できない。受験地獄の今日的な構造に対しては技術的修正があつても根本的な問題に対する答えにはなりません。そういう意味で、この第二次テストというものも言われているほどはつきりしない。特に第二次テストの中にガイドラインを設けているでしょう。そのガイドラインの問題点を、あの一番最後のものですよ、一次テストをやつてみた、ところが第二次テストに向けて非常に学生が集中したというときには三倍程度で切ろうじゃないかと言つていくわけでしょう。三倍程度で切ろうじゃないかというのは、もうすでに適性能力の問題よりもその大学に合わせた選抜じゃありませんか。そういうのはすでに格差が前提にされている。格差がある大学が現実であつて、そして一次試験の成績によつて、おれはこの大学に行きたいと思つたときに足切り三倍ということになれば、もうそこで適性能力よりも選別が先行行われている。格差に合わせて人間の選別が行われているということになればいまと何にも変わらない。だから、そういう意味で一次試験と二次試験を総合的に考えると言つても、これは今日の格差問題や入試地獄的な性格というものの対して、何か技術的な修正みたいなものはちよつとあるかもしれないが、高等学校教育の正常化だとか格差は正というふうな、そういう大げさな課題には私は答えられないと思ふ。そこは意見が違ふところでしょう。

○佐野(文)政府委員 確かに全体を通すれば七〇%、現在は七・四%ぐらいになつておりますが、そのくらの合格率であつても不合格の者が出る、それは収容力と希望者との間に差があると

いうことでございますから、入試が選抜という性格を持つことは否定できないと思ひます。ただ、それをできるだけ振り落とすための試験というふうな形でなくて、大学側が大学教育の第一歩として考へて、そして教育的な見地からその入試というものにまず取り組んでいただくということが必要であるし、またそういう発想があるから国大協はこれまで鋭意努力をしてきたのだと考えております。

○嶋崎委員 後段は非常にあいまいなんです、ね、これからの願望なんであつて、前段は局長が確認されたように、大学の収容能力をはるかに上回つていくから入学者に対する選抜になつていくというのでしよう。だとすれば、大学入試は大学収容能力を上回らない入学者を選抜するための一つの手段にすぎない、そうならざるを得ないじゃないやありませんか。

○佐野(文)政府委員 どうしてもそれは入学者の選抜をするという機能を持つことは否定できません。ただ、それ以外に、さつき申しましたような教育的な要素というものをできるだけ入れるというふうな配慮をしていきたいということでございます。

○嶋崎委員 他方ではそういうふうには、局長の言つた前段、収容能力をはるかに上回つていくから選抜試験にならざるを得ないという事実を仮説に立てる限りは、いかにしかしと言つてみたつて、そこは抽象的なんですから、それを仮説にする限りは入学者を選抜する一つの手段にすぎない。しかし他方ではこういう議論がある。大学教育を受けるに至る能力、大学に行く資格の有無を判定するものという考え方が片一方にある。そうすると、試験というものは、この見解もまた収容能力に見合う人数の入学を認めるといふ現状に照らしてみれば、やはり矛盾しているわけですよ。つまり、大学への適性、能力は第二次試験だと言つてみても現実の収容能力、キャパシティは限られておるのですから、そういう現実の状況に照らしてみればその理屈には合わないわけです。こういう根

本問題についてどう考えるかということが大学入試問題を考えるときの今後の問題じゃありませんか。

○佐野(文)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、入試の選抜の方法を改善するというのは、高等教育全体のいわば改革ということを考えていく場合の一つのファクターであるし、逆に言えば入試の改善というのはそれ以外のさまざまな格差の是正の問題であるとかあるいは高等教育の構造の柔軟化の問題であるとか、そういったものとあわせて考えていかなければ、基本的に今日高等教育が抱えている問題の解決につながっていかないというのは私どもも十分承知をしております。

○嶋崎委員 ですからそういう意味ではいままでの現状、どんなに第二次試験は適性、能力だと言ってみたって、第一次試験は到達度と言ってみたって現実に行われている一次、二次のテストを総合してみても、与えられた枠の中の選抜以外の何でもないのですから、だったら格差の問題も依然として、新たな受験地獄、二つの課題に向かった受験地獄の競争や塾が発達しても、そして高校教育の正常化を学習指導要領で基準化されることがあっても、それ以上のものじゃないじゃないですか、と私は思う。

そこで私は結論的に思うことは、今度の国大協の出したレポートと文部省がそれに賛成をされたこの第一次共通テストというものの調査のプロセスを見ますと、これは大学の国民支配だ、ある意味では、大学の国民的なドミネーションだとくは思う。というのは、大学入試センターをこしらえてみても依然として選抜を克服できないのですから。そうすると大学側の選抜のための第一次テストもやはり条件でしかないわけです。そういう学生を受け入れるキャパシティの限界を持つている限りは、これは大学側の国民に対するドミネーションだという本質をぬぐい去ることはできない。なぜそうなっているか。なぜそうなっているかという問題の根本的解決をしないで一次、二

次をやったって事態は一つも解決しないのです。根本はそこだと思いませんか。

時間がありませんから私の考え方を言います。私は、明治以来の日本の大学というのは、社会の近代化に大学がプロモーターの役割りを果たしてきたのです。イギリスのように産業革命で社会が進行していく、それを補うものとして大学がずっと後を追っかけていくというのじゃなくて、大学で人材を養成しては人を配置してきたのです。大学というのは人材配給機関です。人材配給機関というところで、大学には人間の生殺与奪の権を握る権威があるわけです。日本の大学は特に国立大学を中心にして、その大学の持っている権威性というものがあから、そこへみんな行きたくなる。戦前はエリートだけでよかった。戦後は日本の大学は国民のための大学に法律は改正されたのですから、さあわれわれ貧乏人も大学へ行けるようになったと言ってみても、勉強すれば大学へ行けるようになったと言ってみても、結局は大学へ行けるようになったものの特権性というものは一つも崩れていない。昔と同じなんです。人材配当機関なんです。そういう大学の持っている人材配当機関の性格、そしてそれが社会に対してオーソライズされている性格、これを国民のためのものにするために改革するかどうかというポイントを議論しないで、入試を一次、二次のテストぐらいで技術的に対応したところでは日本の青年たちには未来はないとばかりは思う。どうすればいいかというのです。

国民が大学卒の資格を取れるためには既存の大学のコース以外のところで取れる制度をつくらなければいけません。これをバイパスと呼んでいいでしょう。高等学校を卒業した者が働きながら、たとえば放送大学も一つの案でしょう、オープンユニバーシティを考へればいいのですよ。慶応大学に通信教育の教授が何人いるかと思いませんか。一人です。専任の教授はアメリカに行っちゃってどこに行っちゃってオープンユニバーシティで、働きながら大学の資格を取れるというのがユ

ニバーシティなんです。教授は二十何人おって、働きながら通信教育で大学の資格がとれるわけです。日本にはそういう、働きながらも大学の資格が取れる、大学受験ではおこちたって先で勉強しようと思う人間が資格が取れるような道が保障されていない。それはいままでの大学が持っている権威と、その国道一本しかないからです。バイパスをつくらなければだめです。そのバイパスをつくるためには、大学に夜間部も設けなければだめでしょう。それから同時に通信教育も強化しなければだめでしょう。放送大学みたいなものも必要でしょう。もって青年たちが自分たちの人生進路を決めるに当たって、後期中等教育を終えさえすればいつでもどこかで自分の資格を取れる、専門性を身につけられるというようなことについて、大学の権威をむしろ落として、変な言い方だけれども、専門教育は別ですよ、国際的な科学技術の水準を維持しなければなりませんからそういうものは別として、大学の持っているいままでの権威というものは学歴社会なんですよ。この権威というものを改革するようなバイパスコースを考へるような学校改革を考へなければだめです。そういうことに一つも手をつけない。国立大学の人はそんなこと見えないのですよ、自分の大学からしか見ていないのですから。そうでしょう。自分の大学に来る学生の適性と到達度ばかりが議論されているのであって、国民の立場に立ったときの、青年たちが自分の人生進路というものをどういうふうに進ぶか、学校に行かずにそういう専門性を身につけるにはどうしたらいいかというこのオープンなユニバーシティシステムというものができていけば、そっちに行かなくて働きながらみんな資格を取れるのですから、いまのように受験で点が悪くたってほかのところで大学資格を取れる道は開けるわけです。だから日本の大学というものが持っているいまの格差というものを是正する道は——これは一つの道です、全部ではありません。少なくとも青年の進路というものについてとオープンな道を考

えてやる、そういう改革構想というものを一方で出さずに、国立大学の枠の中で入試だけ考へて、入ってくる者を一次で到達度を見て二次で大学入試の能力を言うてみたって、選別して二次に決まっているのだ。だから一次、二次のようなテストの対応の仕方は、やはり大学の国民支配だということです。大学の国民支配です、これは。これは明治以来の日本の今日の姿です。憲法ができても基本法ができたのに、戦後は国民のための大学に変わっていないのですよ、大学は。そういうところの基本的な議論をしなければだめだと思ふ、今日の入試問題を考えるときに。

もう一つ重要なのは、最初に私が申し上げたことです。この入試センターの報告書は入試を前提にした調査でしかない。日本の青年たちがどう困っているかということ調査しておられないじゃないですか。日本の青年たちには明治以来今日まで、自分の進路、進学というものを適性、能力に応じて選別ができる学校制度がありましたかと言います。戦前帝国大学ができたときには、全部戦争の賠償金じゃありませんか。日清戦争の後に東大ができ、日露戦争の後に京都大学ができ、第一次世界大戦の後に九州やなにかの大学ができ、戦争と国家目的のために大学はあったのです。そこでエリートを養成すればよかった、かつての大学は。戦後は国民のための大学や高等教育に変わったのでしよう。しかし依然として大学は、その権威と人材配当機関なんです。そういうことのために、青年たちが自分たちの進路や技術を選択するというのが教育的条件が、明治以来、保障されていないのです。与えられた中に入り込む以外にないわけですよ。だから、ものすごいテストになるのだ。したがって、われわれが国民の税金を使っている入学試験というものを対してどう対処せねばいかぬかという問題を考へるときは、既存の国立大学協会の考へ方だけで結論を出すことが国民のためであるかどうか、これを新たに検討しなければならぬ。大学内部で資格を与える大学内部の間

題じやないと思うのですから。そういう意味で、私は、この大学入試センターというものが、最初に言いましたように、実施を目的としたセンターという側面はやつていいです。いかぬと言つておるのじやないです。しかしこれはあくまで試行的なものでなければならぬ、これで強制してはならない。これはやつてみた結果が将来どうなるかわからぬのです。だから受験者たちが、たまたまこれで行われた青年たちが、四年、五年の後で見て、ああこれじゃ問題があつたと言つたらそのときの連中の進学選択というものが一つの試験でしかなくつたことになる。だから、この入試センターの行う第一次テストというものはあくまで試行的なものであつて、これでもって国家的な統制的性格というものを与えるようであつてはならない。大学の方はそう言いません、国大協の方は自主的に決めた考え方ですから。しかしそれは大学のドミネーションだとはくは言うのだ。だからもう一遍国民の側に立つて、いまの日本の勤労青年や後期中等教育を卒業した人たちが自分の人生進路というものを選ぶに必要な教育的配慮、そういうものについて調査すること。同時にどういう人生——私が最初に言いましたのは正確に言えばこういうことです。青年たちの進路の決定、青年たちの進路は人生進路と呼んでもいいでしょう。そういう人生進路の決定とその選択に当たつて、自分がどこに行くかということ、それを選択するその選択に当たつて、いまの日本の教育制度がどのような相互の関連を持つておるか。日本の教育制度というものがそれにどんな関係があるのか。そういうことの基礎調査をやりなさい。そして青年たちの人生進路の決定というものが人間的な要求に基づいて行われているかどうかの後期中等教育のあり方について調査研究をやりなさい、調査研究をしなればだめだ。そうしなかつたら、長い間日本の青年たちは明治以来あてがいがちの中に選別されてきた。こういう問題は一次テストや二次テストで解決できない限りは、そういう基礎調査というものを私はやらなければいかぬと思う。国の責

任においてでもやらなければいかぬ。だからそういう意味でこの入試センターというものを単なる第一次のいわば共通テストのための実施センターとして性格づけるべきではなくて、やつてもいいのだよ、いいけれども試行的テストにしないという意味です。これは国大協と今後討論しななければならぬ問題です。われわれ立法院ですから国民の側で議論しているの、大学のドミネーションを支持するのは国会の立場ではありません。だから立法院としては、国民の立場、大学の立場——もちろん大学自治というものを尊重することが国民の立場だという一般論はあります。あるけれども、そういう抽象的な議論じやなくて、やはり人生進路を決定しようという青年たちの選択がいかに教育制度の過程でゆがめられているのか、ゆがめられていないのか。その人生選択に当たつての選択の制度が、ないしは教育の内容が後期中等教育で保障されているのかないのかですね、そういう点についての基礎調査をやるセンターにしなければだめだ。イギリスでは最初に言いましたように、エグザマイニングボードという民間の機関であつてもイングリランド、ウェールズに十あるのですよ。一つは大体ユニバーシティクラスです、日本で言つても予算的規模を見つて何見なつて。そしてもう七、八年、十年ぐらいの間に次々とそういう基礎調査のレポートが出てくるのです。そういうレポートで人間というものの将来を決める入学試験というものがどうあるべきかを悩みながら改革を進めていくわけよ。だからいま出ているような国大協の二回にわたるレポートの程度で、今後の入試のあり方というものを一次、二次でやることは技術的改善になるかもしれないという観点だけで、それをやるなど言つておるのじやなくて、さつき言うようにやつても試行的性格としておけない場合もあるのですよ。ばくは橋樑大学がいやだと言ふかもしれない。またどつかの大学の学部がいやだと言ふかもしれない。そういう事態が数年するに起さるかもしれない。だからそういう事態が起きたときに、ただ決めら

れたものなんだからやむを得ないというような観点で、全部が参加する話し合いをするということに持つていくだけでは、ちよつと将来に禍根を残す。だから私は内容的な修正です。法律の条文でも言つておる、ここに「調査研究」というのをものと広い意味で理解する内容の法律として位置づけられたいのですから、それは付帯でも何でもいい、いろんな考え方があります。だけれども、少なくともそういう研究センターというものを、実施を前提にしたセンターとして位置づけることは、これは国民の税金を使ってやるにしろは、もつと基本的な調査のための側面を重視しなさい。そういうセンターとして位置づけるように内容を修正すべきだと私は思います。これは私の提案ですが、局長のまず意見を聞きます。大臣の意見も聞きます。

○佐野(文) 政府委員 先ほど来お答えをいたしておりますように、入試制度、選抜方法の改善ということだけで今後の事態の改善が基本的に図られるかどうかという点については、それだけではとてもだめだ。やはり先ほどから申し上げておるような、あるいはまた先生から御指摘をいただきましたような高等教育の構造の柔軟化と申しますか、国民が高等教育に入つてくるチャンネルの数をもつとふやす、あるいは高等教育へ入つてから高等教育機関間の流動というものををもつと高める。そういうふうな努力を通じて、国民に対していく努力をしなければならぬということ、それは先生の御指摘のとおりだと思ひます。それは高等教育懇談会においてもすでに指摘されておる方向でもあるし、また十分ではございませんけれども、これまでの施策を通じて、国立大学についても夜間部をふやしたりあるいは昼夜開講制の試みを行つたりあるいは大学における開放授業としてのいろいろな公開講座を充実強化をしたり、そういう努力をしてきておりますし、また放送大学についても現在創設の準備に鋭意努力をしていて、三十年代ぐらゐの初頭から、特にコンピュー

て、やはり放置することのできない選抜方法の改善ということについては、ぜひこれまでの国大協の自主的な努力というものを尊重して、その方向で進めたいということでございます。センターの基礎的な研究の仕事というものを重視をしていかなければならぬという点は御指摘を十分踏まえて私どもも考えてまいりたいと思ひます。

○嶋崎委員 そこで今後の委員会のこの法案の取り扱いについてもう一つだけ。きょう通産省来ていますね。今度の調査に関連して、コンピューターとそれから例のマークリーターの補助機械、施設ですが、これとの関連で、この報告書によりますと、日本にはマークリーターその他の施設がまだ開発されてない、アメリカの方が進んでいるということを採用するというので外国製の、これはたしかウエスチングハウス社ですか、これを採用するという方針だと思ひますが、それはどこで決めたのですか。

○佐野(文) 政府委員 国大協の中のコンピューター関係の専門委員会がございまして、そこで検討をされてそういう方針をお決めになつたものでございまして。

○嶋崎委員 コンピューターの専門委員会ではそれが出たのですか。大学なんかの場合には、みんなそういう新しい機械を導入するときには正規の委員会ができて、そして国内の物を使うのか外国の物を使うのかということも十分審議をして、そして使うから、そのやつはコンピューター委員会、例の小野周さんがキャップで、そして委員会ありますね。そこでの検討の結果ですね。

○佐野(文) 政府委員 通産省は、いままで問題になつておるこのオブティカル・マーク・リーター、OMRというものの開発について、国から補助を出して日本の企業にやつている経過はありませんか。

○嶋崎委員 通産省はコンピューターについては、かねがね日本の産業構造の中核になる知識集約化の代表選手だということを考えておりまして、三十年代ぐらゐの初頭から、特にコンピュー

ターを中心としたして助成をしておったわけでございませうけれども、四十七年にコンピュータの自由化を目前に控えて、コンピュータそのもののプラス周辺、端末装置、それから集積回路等について助成をいたすことにいたしました。いま御指摘のOMR、光学式マーク読み取り装置でございませうけれども、四十七年から五十一一年、本年度末までに四億二千万円ほど導入いたしまして、九ターマ、五会社に新しいマーク読み取り機の開発助成金を出しております。

○嶋崎委員 その開発の見通しは通産省どう見ておりますか。

○堺説明員 その一部はすでにでき上がっております。もう市販もいたしておりますが、私どもが存じておるところでは、文部省の方のウエスチングハウス、これは相当大きな紙を高速で処理するものでございませう。通産省が開発した一部のものは例のカード、相当小さいものでございませう、それとある程度のスピードで読み取りをするというもので、若干性格が違ふ。OMRを判断いたしました。性能がどうかということについては、その読み取りのスピードであるとか文字の濃淡をどの程度読み取れるか、誤差がどの程度であるか、価格がどのくらいであるか、読み取り方式でございませう。その面を讀み取れるかどうか、そんなことを判断して決めなくちいかぬというふうに考えております。

○嶋崎委員 日本でも日電とか東芝等々が相当国際級だというパンフレットを出していますよ。それで通産省が、そういう日本の技術の開発というものについて国の補助金まで出して、そして研究させているという現状の中で、私の聞いた限りでは、一年もすれば大体マークリーダークラスのものには日本でもできるのじゃないかと言われております。その点通産省は聞いたはずだが、どうですか。

○堺説明員 ちょっと私語弊があったかもしれないけれども、通産省が補助をいたしましたものは、いま申し上げたようなサイズの小さいもので

ございませうけれども、御指摘のように日電、富士通独自に開発しているものもございませう。現在のところ日本で約四十種ぐらいのマークリーダーが市販されております。それは残念ながら、ウエスチングハウスの今度導入しようというものは性能は若干劣っております。ただ価格面では十分の二と五分の一とか非常に安いものでございまして、台数をふやせばある程度の能力は現時点でも発揮できるというふうなものはないとは言えない。もちろん時間をいただければ十分競争できるようなものは開発できるというふうに申しております。

○嶋崎委員 ばくはさつきから言うように、入試センターが実施するのは五十四年からでしよう。ことし一万数人やりませう。あの資料によりませうとことし二台ですね。これを買ったら、今度旺文社も買うのでございませう。旺文社も買ったら、日本のそこらじゅうがこれに合せてみん購入を始めるんですよ。そういう意味ではやはり日本の技術というものを開発して、国がわざわざ補助金出してまで開発を進め、そして国民の税金で使うのなら、安くして、やはり日本の科学技術のものをを使うべきだ、ばくはこう思ふのです。非常に急いでいると思うのです。この五十四年というの、最初は五十年何年と言つていたのが急いでいるが、もうちよつと基礎調査もやつてない、それからデメリット、メリットについても国民的なコンセンサスを得てない。このセンターにしても、高等学校の先生をどう入れるかという問題がありますね。たとえばこの国大協のいままでの討議資料の中にもそういう高等学校の専門家というのは入試センターとどんなつながりを持つべきかという大変重要な議論もしていますよ。そうでしょう。それから国民の側を入れた協議会方式みたいなものはどういうふうにか考へるか。参加の方式ですよ。それはつまり国民の側から見て責任が持てる入試センター運営というふうにか考へると、今度は入試センターの性格がまた、教育公務員特例法やいろいろなものが関連してくるわけです。だから極端なこと

を言つと、いまの法律の枠の中で処理しやすいことを考へて、それでもつと国民的要請に応じて運営していくというふうな考へ方にもちよつと努力が要すると思ふのです。たとえば運営委員会のメンバーをどうするかとか、それからその専門家というふうな場合に、高等学校の経験のある教師たちをどういうふうに入れるかとか、それから国民の意見というものをどういうふうにして入れるかとか、そういうふうないろいろなことを含めないうでやつていくというところで、大変急いでいる感じが私はして仕方がないのです。

その急いでいることの一つに、やはりそのいまのOMRみたいな問題についても、日本で開発できる可能性を持ていて、それに依拠すれば対応できるかもしれないというのなら、それは大学の側の専門委員会が考へたことですから、それをやめるとかやめないかということも言えませうけれども、しかし国民の側に立つと、そういう技術導入については急ぎ過ぎやしないかという印象をばくは持っているわけです。特にこのテストを、このマークリーダーをやるときには、受験番号は全部埋めていくのですよ。書くのじやないのですよ。何千何百何十と書くのじやないのです。これをまたどうやって埋めるのです。埋め方一つ間違えますと、同じ受験番号のやつが二人出てくるのです。後は今度は人為的にそれを調べなければならぬのです。技術的にも非常にすぐれているように見えるが、しかし国民の側に立つて、試験を受けた人間が、たまたまその埋めるときにミスをやつたために受験番号との間にずれが起きたら、その人間が二人、三人できたときは、後は人為的な操作ですから、これは大変な作業なんです、科学者に聞いてみると、ですから技術的にすぐれているということだけが国民のためであるかどうかという疑問な点もあるわけです。そういう意味では、こういう大事なものの導入に当たつては、国産化の可能性というふうなものを通産省の方では努力している、それで文部省の方とも十分連絡をとつて、そしてその可能性というものを大学側と議論

してみようというふうなことがばくは必要なのではないかと思ふ。少し急ぎ過ぎませうか。

○佐野(文)政府委員 入試の改善のために共通入試を実施するというのはいわばもう四十五年以来の課題であり、国大協はその間非常に丹念に準備を重ねてきたわけでございませう。高等学校長協会の側からは五十一一年度には、五十二年からはやつてくれというふうな要望があつたのを、さらに準備に万全を期しようということで五十四年という目標年次の設定をいたしました。経緯もございませう。ある意味では私どもは、入試の改善というのは緊急の課題であつて、できるだけ早くその改善について着手をしたいということを考へておりますから、そういう意味では確かに急いでいるということはいふまでもないと思ひます。それは拙速を考へていくということではございませう。

マークリーダーにいたしましても、もちろん将来の課題としては国産の問題がございませうけれども、現時点では、国産機と米国製の、米国における共通テストの経験を非常にたくさん持つてこの機種との間にはやはり非常な性能の格差がございませう。現時点では、マークリーダーについては米国製のものを導入するという入試改善調査施設の方の御判断というものを私どもは尊重しているわけでございませう。

○嶋崎委員 ばくは最後までこれも調査とちよつと遍検討をしていただきたいと思ひます。

ことしやるためには、あれは大体、機械の導入のときにはいつごろから動き出すということと、その何カ月前には導入しなければならぬという期間の問題があつて、そしてその機械の持つてくる専門的性格というのはいまだに技術的にすぐれていくかというのを十分調査してやるのが大学の常識ですよ。だからそういう調査を恐らくコンピュータの委員会でもやつたのだらうと思ひますけれども、その際に国産の問題について、そしてまた今後の可能性の問題を含めて十分に議論されているかどうか、その点も今後確かめてい

つくるときは要りますよ。

○佐野(文)政府委員 設置、廃止は認可事項でございます。

○湯山委員 それで、国立の通信教育がない理由はどういうことなんでしょうか。学校教育法にちゃん

と通信教育というのはいまわられています。私学の方でやめれば、いま嶋崎委員が御指摘になった重要な通信教育をこれから進めていかなければならぬというものが、日本で行われなくなる、私学でやめれば、国はやっていないのですから。一体これではいかぬのじゃないか。文部大臣、夜間をやられたりいろいろやられるというのはありますけれども、一番大事な通信教育を国の大学は一つもやっていない。やる必要があるのじゃないですか。この点だけ関連して承っておきたいと思ひます。

○海部国務大臣 これは働く人々とか、いろいろな時間の制約があつてキャンパスへ通ふことのできない人に高等教育を保障するという方向で行われておると思ひますが、いま国側で一生懸命取り組んでおります放送大学の構想というものは、私はそれを全国にできれば推し進めていきたいという願ひがあるわけですね。通信大学を国立大学にやれ、こうおっしゃる角度のことは、いまこゝで直ちにまだ御返答申し上げかねますので、検討させていただきます。突然の御質問でございましたので、私もそれ以上踏み出した答弁はちよつとできませんので、御了解いただきたいと思ひます。

○嶋崎委員 これで終わります。

○藤尾委員長 午後二時十五分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十一分休憩

午後二時十八分開議

○藤尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。鍛冶清君。

この議題になりました件に関連いたしました。私は特に大学の入試センターの設置の件につきまして、基本的な文部省の、また大臣のお考えなり姿勢なりというものを伺いたしたいと思ひます。

最近の新聞を見ておると、昨年の暮れ、この正月、東大において二カ月の間に自殺者が五人発生した。また二、三日前の新聞も続けて二人、毎日毎日大学の受験に失敗をいたしまして自殺をした、こういうような大変心の痛む報道が実はなされております。これはいま議論されております大学の入試問題、受験地獄の問題等が大いに関連があると思ひますが、この件につきまして、これに関連して私は大臣にお尋ねをいたしたいわけでございます。

大臣は今回入試センターの設置を御提案になりました。これについては国大協で過去いろいろと検討し、審議を重ねて、またいろいろなテストを重ねてきた結果が御提案になつておるわけでございますけれども、私どもとしては、大臣がおっしゃつておりましたこういう教育の根本の問題を改革するこれは一つの方法だと思ひますけれども、それをやるについては余りにつかぬ御提案をなさつておるのではないかと、こゝまで参つたのですから、もう一年、二年余裕を持つて、世論を形成しながらこういう問題を取り上げていくという筋ではなかつたか、こういうふうに通つておるわけでございますが、この点についての大臣のお考えをまず伺いたしたいと思ひます。

○海部国務大臣 大学入試センターの設置についてどう取り組んでいこうか、いろいろな方面から議論もございしますが、私が昨年の暮れに文部大臣に任命を受けましたときに前大臣から、現在文部省が当面しております教育改革の問題点について説明を受けた、その四つの中の一つが大学の入試センターの問題でございまして、入学試験を改善しなければならぬということ、これはもう各界でいろいろな批判が出ておまして、よく御承知を願つておることと思ひます。実はこの問題も、

最初に大学入試改善会議から報告をいただきましたのが昭和四十六年、それ以来、また国立大学協会の方でも鋭意調査研究を続け重ねていただいで、問題点はいろいろな面から議論をされ、そしてお考えをまとめていただいできた。もう一面、入試地獄の問題の方も、地獄という言葉をつけて話さなければならぬほど現状ではいろいろな弊害が出てきております。これもやはり何とか改革をしていかなければならぬ当面の問題点であることとわかつておるわけで、せつかに事を急いでし損じてはいかぬという親心からの御質問でございまして、うまのいろいろ各界の審議、国立大学協会の調査研究を踏まえて、こゝでは入試センターを設置してとりあえず試行をする、そういうことで踏み切らせていただきたい、こういうことで提案をしたわけでありまして、御心配が起ころぬように慎重にいろいろな意見を聞きながらききうまでもやつてきましたし、またこれからはもうそういう気持ちで見守つていきたいと思います。

○鍛冶委員 国大協あたりで慎重に検討されたということについては、私も、それはそれなりに十分認められる問題であると思ひます。

いま各界にということをおっしゃつたわけですが、その各界にというのは具体的にどのようにお話し合いを進めてこられたのか、ちよつとお聞きをいたしたいと思ひます。

○佐野(文)政府委員 一つには、文部省に入試改善会議と称するものがございしますが、こゝには国立大学の関係者だけではなく、公私立大学の関係者あるいは高等学校の関係者等に広く協力を得まして、入試改善の問題についていろいろと御検討をいただき、その中から入試改善の方策の重要な柱として共通入試の問題が出てまいつておるわけでございます。また国大協は調査を進めるに当たりまして、各ブロックでそれぞれ説明会を開催いたしました、高等学校関係者その他には趣旨を話し理解を求めような努力を行つてきております。

○鍛冶委員 大臣といたしましては、いままできたような形の中で世論形成、また十分なコンセンサスという下地、世論の方向づけをする中でこういう提案をなさつたということについて、これで十分よかつたと思ひになるのでしょうか。

○海部国務大臣 いろいろきうまの経過とか積み重ねてこられた問題等を私も私なりに振り返つてみまして、いまの入試問題を改善するためには一刻も早くできることから着手していかなければならぬ、こう思ひまして、これでいい、こう判断をしてお願ひをしておるところでござい

ます。

○鍛冶委員 いまの大臣の御判断には私も大変異議がございします。と申しますのは、こういう問題というものは教育の一つのあり方を大きく変えていくわけでありまして、関係していらっしゃる方たちがいふんございします。端的に言え

ば、日教組の方もいふんございします、御父兄の方もいふんございします、それからわれわれ政治家ももちろん大いに関心もあり、真剣に取り組まなければならぬ問題でございしますし、世論という面から考えてまいりますと、いま御答弁いただいた中でただ煮詰めて十分ではないというふう

に私どもは考えるわけですが、再度大臣のお考えを伺わしていただきたいと思ひます。

○海部国務大臣 私どもは十分であらうと思つておるとお答えを申し上げる以外にないわけであり

ますけれども、実はお話しになりました日教組のお方がどういふことを考えていらつしやるのか、あるいはほかのいろいろな発表されておりますこの入試に関するお考え等もわれわれとしてはお聞きしておるわけでございますし、また今年度入試センターをつくつて、そして八万人を対象に試行をしますということも、その試行のやり方、テストの出方によつて、われわれが願つておる問題が国民の皆さんにも御理解をされ、そして本番とい

いますか、五十四年度を目指していろいろ出てくる問題をいふに解決していくために役に立つ、こう考えておりますので、ぜひ入試センター

の設置をお認めいただきたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○鐵治委員 これは先日新聞に、これが実施される、たとえば高等学校の生徒の皆さんの進学の決定、進路の決定を早めなければいかぬ、そういうことは不可能だ、というふうな意味のある高校の先生からの投書も載っておりまして、恐らくこれを詰れば、まだ五十四年からの実施というところで、時間もある、そういう理解は得られるものと思うというふうな御答弁だろうと思いが、私とのやりとりの中で、いままでの文部行政のあり方、基本的な考え方を大きく反省をしていただかなければならない点があるんじゃないか、私はこういうふうに思っております。というのは、一応確かに国大協での検討、着詰め、これは私はやられていっていると思えます。そういう限りにおいては、ああいう大学の先生方がいる、中では学問的には対立的な立場におられる方もあるかも知れませんが、そういう方々がお集まりになつて、こういうことを検討して、ここまで結論を出されたというその努力は、私たちは大変評価しなければならぬ、こう思いますが、ここに一つの文部行政のあり方の端的に学ぶべき点があるんじゃないか、ということを、実は大臣にもしっかりとお考えをいただきたいと思うわけなんです。というのは、今度は入試センター設置の予算を出します。もしこれが通つたといふします。そうしますと、それはもうやるといふ前提のもとで、話として高校の先生や父兄の方々のいろいろなところに報道もされ、また実施が進められていくわけなんです。しかし私は教育というものは、よくイデオロギーなしに中立的な立場というふうなことが言われておりますけれども、とにかくみんなが本心に話し合いの中から子供の幸せをどうするか、日本の未来はそういうお子さん方、われわれの後進の子供さん方が担っていくわけですから、その中でそれをどうするかという真剣な一点の中で、これは話し合いというものをしながら進めていかなければならない。ところが文部行政という

ものはいろいろなことをやってきておりながら、決まったらもう本当の意味でのコンセンサスがでないままに押しつけているんじゃないか、こういう気がしてならないわけなんです。私も文部行政は大変素人でございますけれども、本当の意味で世論形成をなさるというのであるならば、五十二年、昨年に第二次の報告書が大学協会から出ておりまして、こういう問題を踏まえて、これをたまたま日教組の方々に、または全国のPTAの会議というものもございまして、これはまた全国高校PTA協議会というのでもございまして、また政界でもいいし、マスコミでもいいし、ぜひとも理解を願わなければならぬいろいろなそういう関係の一つの検討の場をつくつて、世論形成する中で最大の衆知を集めて、この問題の結論を出して、その上で改めて国会でこういう問題を提案するという形が、私は本当の意味での話し合いの姿ではなからうか、これは逆行しているのではないかと、いうような感じがするわけです。その点について私は、いままでいろいろな話し合いをいたしてまいりましたとはいふものの、詰めて言えば、国大協の中と文部省との間での着詰めだけで提案をされている、そういうことでは本当の意味での話し合いにはなっていない、こういうふうに思うわけでございますが、この点についての御意見を聞かせたいと思ひます。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、さらに十分に関係の各方面と話し合いをすべきではないかというおしかりはそれとおり私ももちろんだいいたしますが、国大協がやはり主体的に、自主的にこの問題を検討してくるという過程をできるだけ尊重し、見守りたいということもございまして、また、国大協は、自分としてやはり先ほども申しましたように各ブロックでの関係者との話し合いであるとか、あるいは日教組の方々と話し合いというふうなことも鋭意行つてきております。そういう国大協の努力というものを評価して、国大協が五十四年から実施可能であるという意向を集約したことを尊重して、私も対応を

考えているということでございます。

○鐵治委員 これはやはりそれぞれ分野分野がございまして、私は文部省の行政が変なところに入るとか、また政治家のわれわれが変なところに入るとか、これはよくないと思ひますけれども、ここまでできたものを、文部省として予算措置をしながらこういう設置をするということの段階までに、文部省としてもう一遍思い切つて、たとえば日教組の方々、PTAの方々にこういう内容を示して、これについて御意見を承りたい、いかがでしょうかというふうな姿勢というものはおとりになる必要があるし、しなければならなかったのじゃないかというところで申し上げているので、その大学協の方々の話し合いの中で、いうことで言っているのではありません。その証拠に、私もこれは大変な問題だからというので、地元、北九州の方ですけれども、たくさんいろいろな方にお会いしました。そのときに実はこの問題を出してみたのです。御存じですかということから聞いてみました。ところが、十人聞いたうちで十人知っている人がございまして、いろいろな階層の方に聞いたのです。中には地方の議員の人にも聞きました。これは地方議員の認識の多少不手際もあるかもしれませんが、そういういろいろな階層の人々に聞いてみて、突き合わせてみて、これは大変なことだから何とかよくするためのいい問題なら前進させなければいかぬという思いもありますし、聞いてみましたところが、全く知った人がいないという現状があるわけなんです。これは話し合いをしたということにはならないと思ひます。こういうのを提案する前に、思い切つてそういう形で提案を各方面にする中から、御意見をお寄せください、改正するところはどうぞお出しください、その中でまとめたものを国において予算措置をしてやっていきますというふうな努力というものは当然しなければならなかったのじゃないか、こう思つてゐるわけです。その点についてもう一遍ひとつ、過去の反省を含めながら、本当の意味での話し合いをする気持ち

があるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、不十分な点があったとすればきつめて遺憾であると思ひます。繰り返しの答弁になりますが、一つには、やはり国大協の方の自主的な対応というものをできるだけ私の方はこの問題については尊重したかった。したがって、この問題については国大協がみずからさまざまな関係方面と、内容を説明し、意見を交換をする機会をせっかく持つてゐることでございまして、それをむしろ応援をするという体制をとつて、文部省が主催をして共通入試の問題について直接に公聴会のようなものを開くというふうなことはむしろ遠慮をしまつてきたわけでございます。これが仮に予算をお認めいただく、あるいは法律として成立を認めていただくということになりますれば、もちろん国大協の方とも協力をしながら、さらに共通入試の趣旨についての徹底を図る、あるいは御意見を伺うというふうな機会を設ける努力、工夫はいたしてみたいと思ひます。

○鐵治委員 話し合いは本当に今後もやられるということですが、この話し合いということの本当の内容についてもちょっと私お聞きをいたしたいのです。大体文部省に限らず、役所の方でいろいろな問題を御提案なさるときには、本心に話し合いをするという姿勢がちよつとないのではないかと疑問に思ふことが私は多いわけなんです。たとえば、この入試センター設置の問題でも、実は文部省の方々もお招きをしていろいろと説明をお聞きいたしました。これをやれば非常にいいことになるというところで、いわゆるメリットの点だけはお話を伺ひしたわけなんです。これは地方でもそうですが、役所の方がいろいろな問題を出すときには、必ずいい点だけを強調するわけですね。そして、悪い点はどういうところにあるかという話は一つも出てまいりません。そして、住民の側や国民の皆さんの側からいいますと、ある日突然にそういう問題が出てきて、そしてデメリットが出てきたときに大変な問題になつて噴き上がる、こういう

形が繰り返されているわけです。たとえば、私は地方議員をしておりまして、そういう問題をここで出してどうかと思いますが、日照権の問題でいろいろ私も頼まれたことがございます。ところが、話を聞いてみると、建てる前に本場に話し合いをしておいたならば話がこじれずに済んだものが、建つていく過程で、コンセンサスがなくていろいろがたがたやっただために、問題が十倍も二十倍もふくれ上がった、せっかく進むべきものが進まなかったというような事実も出てきているわけです。

そういったいろいろなことから言つて、今回の大学の入試センターの設置の問題にしても、私もいろいろお聞きしました中で、一応四点ぐらいに集約されると思いますけれども、メリットとしては確かに承りました。ところが、メリットの方は全く承っていない。私は、完全なものはないのだから、必ずメリット、デメリットは何にでもあると思うのですけれども、本場の話し合いというものは、いいも悪いもさらけ出す中で、なおかつそのデメリットに対する対策を、こうだああたという考え方を示しながら、その上に立つて、なおメリットの方が多いからこうだという形でいくのが私は本場の話し合いだと思ふのです。ちよつと私の方が言つてしまつたようになつたようになりますが、ひとつ大臣のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○海部国務大臣 これは、私も入試の改善が必要だ、なぜ必要か、何がメリットか、こう言へば、すでに先生御承知のように、いろいろな問題が提起されております。私も、難問奇問というふうなものから解放されて、高等学校における学校生活が、誠実に努力を積み重ねていけば、少なくともその範囲から出題されるということになれば、その面からは一つの大変なメリットがある、こう思つております。しかし、それには関連して、社会が学歴偏重の風潮を是正しなければならぬとか、いろいろな問題がございます。

すけれども、なるべくデメリットというものが起らないように努力しながらやつておるわけでありませう。たとえば、試験が二回になることは過重の負担ではなからうかという角度からの御批判がいろいろあつたり、あるいはこの間私がちよつと拝聴しておりましたある座談会では、浪人に対して非常に不利になるのではなからうかとか、あるいは普通高校と職業高校と分けた場合に、職業高校の人は不利益な扱いを受けるのではなからうかとか、いろいろな角度からの問題点が指摘されておつたことも事実でございますけれども、またそれらの問題点を全部踏まえて、国立大学協会の方でも、それにはこういう対応がある、こういうことをすればそれは少なくなると、いろいろ考へて取り組んできたわけであります。現に、いま一番議論になつております第二次試験はどうするかというときも、受験生の過重な負担にならないようにという点に十分配慮しながら、第二次試験はどう実行していくかという内容の詰め等も行われておるようでございますので、いま問題になつておる、こういう不利益が起るのではなからうかという点に対しては、事前にできるだけそれを回避するような努力もいま重ねられておる、私はこういうふうな理解をいたしております。

○鑑治委員 いまの大臣の御答弁でも、あそこに行つたらこういう話が出てきたとか、大学協ではこういうふうにしてゐるのだ、いわゆる何か第三者の姿勢がうかがえるわけです。こういったことを一つ一つ取り上げて大変申しわけありませんけれども、私は、文部省の総大将である大臣は、少なくともその渦中に入つて、自分はいかういふものを聞き、デメリットも聞き、いい点も聞き、そういう中でこういうふうな理解してきてゐるのだ、しかしこうだからこうだというふうな言い方、そこに教育というものが大きく変わってくる原点が一つ引き出せるのではないかと、いふふうな気がするのですが、何かいま聞いておられますと、あの人がこう言つた、この人がこう言つた、そういう言い方というものは、私は大臣の姿勢は改めてい

ただきたいし、本場の意味でその中から火の玉になつて教育をよくするために話し合ひもしていただくという姿勢が欲しいわけでありませうが、その点についてひとつ大臣にお聞きしたいと思ひます。

○海部国務大臣 言い方が悪い点はこれは御勘弁いただきたいと思ふのですが、実は、大学の入学試験制度というものは、あくまで大学の自主的なやり方、大学の自治を尊重して行つてまいりませうと、基本的にはそこに問題がくると思ひます。文部省としては、その大学側の合意に従つてそしていろいろ話し合ひをして、大学の自主的な創意工夫が効果をより高めていくように、いろいろな角度からこれは御協力をして、効果が上がるようにともに前進をしていく、こういう立場でございます。

共通一次試験の問題につきましても、大学入試センターを設置しますと、またその入試センターの運営とか、実際の問題のつくり方とかいろいろなことは、これはやはり国立大学の方がみずから問題として責任を持つておやりいただくわけでありまして、そのことと、ちよつと私の答弁に一步踏み込んでこうする、ああすると断言できませんのは、やはり大学側の自治、学問の自由というものを尊重しながら、こちらではできるだけその創意工夫された結果に対して御協力をしていく、こういう姿勢を示しておるわけでありませうから、その点も御理解をいただきたいと思ひます。

○鑑治委員 私は、そういう行政の姿勢というものをひとつ変えていただきたいという気がするわけですが、いろいろ御答弁をほかの方がなさつたり、私自身もこうしてゐながら感ずることですが、とにかくミスは犯さない、謝ることはし、変な姿勢が感じられてならないわけでは、私どもはむしろそういうものをかき取り捨てて、この教育という原点上に立つて真剣になつていくという姿勢が非常に欲しいと思ふわけです。これは要望としてお願いを申し上げておきます。悪い点だつてさらけ出すという、そういう姿があつて教育は

本場に進むのじやないか。何か言われることを避ける余りに、ああやこうやいふようなことをおっしゃる、そういう姿勢、これはもう嚴重に改めていただきたいというふうには私は申し上げたいと思ひます。

そこで、どちらにしても、これだけ予算として提案をなさる以上は、国大協がそういうものをやつてこられた、それは十分認めた上でやられるわけでしょうから、その中で、先ほどからお聞きしてみますと、いろいろ悪い点も話としては出ていくけれども、その対応策は皆考へてゐる、こういうふうな御答弁のようにお伺ひしたわけですが、端的に申し上げると、デメリットとしては全くありません、メリットばかりでございますと、こういうふうな御答弁のようには伺へたわけですが、その点を確認をいたしておきたいと思ひます。

○海部国務大臣 デメリットはありませんとは決して申し上げておりません。問題として提起されておることデメリットになるのではなからうかと心配されておること、いろいろあることは、私自身も聞いたり、読んだり、見たりしてよく承知をしております。それらの問題点は、率直にここで先ほど申し上げたとおりでございます。同時にそれらのことをまだこれから、たとえば第二次試験の問題作成の過程もございませうし、浪人の取り扱いはどうするかというふうなこと等についてはまだまだ研究し、やり方を考へていく方法等もございませうから、少なくともそういうことがデメリットとしてありませんなどということは申し上げておりませんし、あつてもしょうがないということも申し上げておりません。問題点が提起されておりますので、少なくともそういう面が是正されていくように、なくなつていくように關心を持ってこちらも見守りながら、あるいはまた助言したり、協議をしたりしながらする中で、デメリットが少なくなつていくようにしなければならぬという基本的な構えを持つておるといふこととでございます。

○鑑治委員 それではデメリットもあるというふ

うには御認識のようでございますので、そのデメリットとして大臣として御認識いただいている点を、一応すべてお挙げをいたしたい、こう思います。

○海部国務大臣 私は、先ほど申し上げましたこととで、すべて私のいま考えておるデメリットはこうじやなかろうかと思つたのでありますが、専門的にその衝に当たつております大学局長の方から詳しく御説明いたします。

○佐野(文)政府委員 午前中にもお答えを申したことでございますが、一つには、非常に大量な受験生というものを相手といたしまして、コンピュータを使った、いわば客観テストを行ひます。その関係で技術的にいろいろ困難な問題が出てくる。これは試験問題の保管の問題、あるいは入試会場の問題、あるいは身体障害者に対する受験の心遣いの問題、それぞいろいろむずかしさがございいます。それから、万一試験の途中で問題のミスが発見された場合の処理であるとか、あるいは天候の兼ねて受験できない者ができた場合の追試験、再試験の処理の問題とか、そういった非常に困難な技術上の課題を大量の試験ということが当然抱えるから、その課題に対してできる限りの対応をしなければならぬという点が一つあるわけでございます。

それからもう一つは、どうしても二度の試験を受験生に受けさせることになりますので、それが負担過重といふことにならないように、一次、二次を通じての配慮といふものが必要になる。したがって、一次試験の会場を出身地の最寄り校で原則として受けてもらうとか、あるいは二次試験の問題について、できるだけ科目あるいは出題量等についても配慮して、全体の趣旨が十分に生かせるようなものを考えてもらうとかそういうことがあるわけでございます。これも、処理の仕方によつては現状よりも悪くなるということがあつては大変なので、そういうことのないようにできる限りの努力をするということでございます。

もう一つは、やはり共通一次を契機にして、一

期校と二期校といういわゆる入試期日の問題についてその統一を図りますので、その統一を図ることについては、もちろん従来言われているいろいろな弊害を除去することができるといふ大きなメリットがございいます。同時に、これまで二度の受験のチャンスがあつたものが一度に減るといふ点があるわけでございます。その点についてもできるだけ、第二次志望をどのようにして生かしていくか、その方法を考えるというふうなことで対応を鋭意考えているわけでございます。

○鑑治委員 大体伺いましたが、本当の内容的な、さらに広範な影響その他についての検討も大変足らないような感じだし、認識も足りないような感じがございいます。これらの個々の点ないしはいろいろ具体的な点につきましては、有島議員と交代をいたしまして、そうして進めていきたいと思ひますので、私の質問は一応これで終わらせていただきます。

○藤尾委員 閣連質問の申し出がございいます。有島重武君。

○有島委員 ただいま鑑治議員から総論的な御質問を申し上げたわけでございますけれども、その趣旨にのっとりまして、私は、少し突っ込んでといひますが、各論的に申し上げますが、質問をさせていただきます。

そこで、大臣が御就任になったときに、前の永井文部大臣とお話し合いをなさつて、そしてそのお話し合いの内容は、大学入試制度の改善といふものは、これは大学改革の一環であるといふふうには私は承つてゐるわけなので、それを確認しておきたいわけですが。

第一番は、学歴偏重の社会風潮の是正ということとであつたはずで、第二番目が、高等学校以下の教育課程の改善、第三番目が、これらの大学改革にあやかりまして、地方の国立大学を充実整備すること、私学助成を強化すること、多くの特色あるすぐれた大学の発展を期待する、これらの総合によつて高等教育の改革と整備をする、こういうふうなお話を私は永井前文部大臣からたびたび

承つておたつたわけでございますけれども、海部文部大臣が、このたび大学入試制度改善に踏み切られようとしていらっしゃる、それは、こういう一連の問題と総合して進めていかれようとしておられるのではないかと、私はそう考えているわけであり、それをまず第一に確認させていただきます。

○海部国務大臣 私は永井文部大臣が学制改革の四つの柱として指摘された、そしてその中で教育課程の改善、大学入試制度の改善、大学間格差の是正、学歴偏重の社会風潮の是正、この四つはやはり相関係しながら日本の学制改革に役立つものである、こういうふうにも私も信じて受けております。

○有島委員 もう一遍言つてくださいますか。

○海部国務大臣 四つの柱でございます。教育改革のための四頭立ての馬車といふような表現で私はお話を承つたのでありますが、その第一は、教育課程審議会からの答申が出ておりまして、それに基つて学習指導要領を改定する、この作業をいま行つておるといふこと。それから二つ目は、大学の入学試験制度を改革しなければならぬ。それから大学間格差を是正して、富士山よりも八ヶ岳方式の大学になるようにしよう。四つ目が学歴偏重の社会風潮を是正する、この四つであるといふふうにお話を聞いて、私もそう理解をし、受けとめております。

○有島委員 先ほどのことや違つておりましたか、学歴偏重の社会風潮の是正、これはいいですが、それから教育課程の改善、それを第一番目におつしやつた。それからもう一つは格差は正といふことですね。格差は正を三つに分けて、地方国立大学の整備充実、これが格差は正に役立つであらうといふことでしよう。それから私学助成を強化して格差は正に役立つ。それから、多くの特色あるすぐれた大学の発展をさせるといふこと、これによつて格差を是正する、そういうことと、この四つをともに、推し進めていらっしゃる

という御決意であるのかと推察するわけだけれども、それでよろしいやうでございますか。

○海部国務大臣 これは、文部行政の中でいろいろな立場の御議論があり、問題点としていただいた改革のための、あるいは芽が出たり、あるいは方向が示されたり、あるいは現実には作業をしたりしておる問題でありまして、この四つは相関係ないものではないもので、推し進めていかなければならぬものだ、こう考えております。

○有島委員 私も、そういうふうにしていただければ、この統一テストについてもいろいろ未来の可能性を考へつつ、非常に希望を持っていられると思つてゐるのです。ところが、文部省として進められるはずのことが、ちよつとほかの点では停滞していらっしゃるのじやないかということがございいますので、それを幾つか指摘させていただきます。

そこで、まず第一に、大学の格差は正にいつてはどのような努力をしていらっしゃるか、いかがですか。

○海部国務大臣 これは地方にあります大学の整備充実といふ問題もございいますし、それから国立と私立との間のいろいろな格差の是正といふ問題もございいます。その中で学校間の格差を是正するためにはどうしたらいいかといふような問題を、たとえば単位の互換の制度とか講座の大講座制を考へるとか、あるいは大学院のあり方について考へるとか、いろいろなことを考へて、そして今日までも実施を積み重ねつつその方向にいま進んでおるとございいます。

○有島委員 いま大臣が言われました単位の互換制といふことは、大学の格差解消といふものの決め手になるのではないかと私は思ふのです。一つの私立の大学に入つた。しかし、他の大学の、本来自分が目指していた大学に行つてその単位を聞くことができるという可能性が残されているといふことは、学習者にとつては非常に希望が持てることであるし、努力のしがいのあることでございいますし、また、今度は大学側にとつてみますと

すべての科目にわたって一通りのものを何でもそろえるということよりも、この問題についてはあの大学に行つて聞いてもらつてもいいのだ、わが大学においてはこの学科については教授をうんとそろえてひとつ特色のある大学をつくりましようというところまで進んでまいりました、この単位の互換性ということについては大変高く評価してもよろしいのではないかと、それでは、この単位の互換性を今後とも積極的に推進してまいりしやう、そういったお考えはおありですか。

○海部国務大臣 これは昭和四十七年にそういった制度の弾力化をしまして、現在たしか六十八でございまして、学部でこれを採用されておると聞いておりますが、これはいい方向でありますので、今後ともその方向にさらに積極的に拡充していくように指導をまいりたいと思つております。

○有島委員 本気で進めようというならば、いまおっしゃつたお答えは大変楽観過ぎたおられまして、たとえば、いま六十八校と言われましたか、六十八校でもって単位互換性の道が開かれていけるのは原則の上で開かれていけるのでありまして、それじゃ、国立大学においてどのような単位互換性の進捗状態になっておるか御存じですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、実際に単位互換が行われている具体例ということになりますと、これはきわめてケースが少なくなりました。北海道大学の経済学部と小樽商科大学の商学部の間、あるいは島根大学の文学部と岡山大学の理学部の間、富山大学経済学部と滋賀大学経済学部の間、こういったものが現在の例になっております。

大学院の段階に参りますと、私立を含めまして、はるかにケースはふえてまいりますが、それにしても、たとえば国立の大学院と私立の大学院との間の単位の互換というふうなことが、必ずしもまだ思うように進んでいないというふうな状況がございまして、制度は開かれていても、実態はまだ

なかなか十分というふうな状況にございませんで、関係者に対して極力そういった単位互換の道を活用して、それぞれの大学の特色のある部分の交換ができるような方途を講ずるようには、いまあらゆる機会にお願いをしておるところでございませう。

○有島委員 ここに時間が余り集中しては困るからここでは詳しくは申しませんが、一人ないし二人とか、それも夏季の間に実習だけをさせてもらつて、それから、さつきこれは厳治君からもお話があつたけれども、そのPRが足りていない、それで学生自身がそういった制度が開かれていゝことを知らないでいることが非常に多いので

それからもう一つは、事務的に管理責任というやうなものがここにちよつと絡みまして、それで、教授の方々はやらせようと思つたけれども、事務のレベルでもっていろいろとちよつと複雑なことがあつたりすると、ではもうやめてしまおうかというやうなことも起こつていゝ場合もあるやうでございませう。

それから、いま大学局長から言われましたけれども、まず、国立大学で、同じ大学の中の学部と学部の間、こういったことも現在非常に多様な要求を持つていゝ学生がいて、文学部にいゝけれどもある程度経済のことはやつておきたい、ある場合にはコンピュータの操作もやつてみたい、そういうやうな方もいゝつしやるわけでありまして、同じ大学の中にありながらそういったことができていゝやうなこともあります。それから、これは一年生のときからやるということでは余り効果がないかもしれない。だから、二年の終わりにいゝやうな制度があるんだということをもう一遍オリエンテーションというやうなことも必要かもしれない。そういうことを含めましてひとつその実態を御調査いただきたいのです。いかがでしょうか。

○海部国務大臣 実態をきちんと調査いたしませう。

○有島委員 調査して推進していただくというところで、それからこれはいゝやうになりますけれども、東京の八王子の大学セミナーハウスというのがございませうけれども、その成果については大学局は御存じですか。

○佐野(文)政府委員 大学セミナーハウスにつきましては、私も補助金を出すとやうなことで積極的に応援をいたしておられます。あそこでは、それこそ国、公、私、の枠を外れて、いろいろな学生たちが、またいろいろな教官が集まつてセミナーを行つていゝ、非常に有意義な高等教育の場になつていゝやうに評価をいたしております。

○有島委員 大臣、このこともひとつお調べいただいて、実態を知つていただきたい。これは単位の互換制をまだ拡張したやうなものであつて、みんなの大学が出版をつくりまして、そこでもって交換をしていゝ。それで大変効果が上がつていゝのであります。それでは、単位互換制のことをお願いいたします。

次は、学歴偏重は正とやうなことに、海部文部大臣はもう就任早々に業界の方に乗り込まれて、それでこれを進めていゝやうにとおっしゃつたことは、ばくは大変心強いことでもあるし、高く評価したいと思つていゝけれども、大学側において、では学歴偏重は正の努力の余地が残されていゝかどうか、この辺はお考えになつていゝつしやいませうか。

○海部国務大臣 私どもが取り組みますのは、政治的な判断でひとつ社会の雰囲気を変えてもらわなければならぬと考へましたので、しかも永井大臣から聞いた四つの馬車のうちやはりややおくれでおるのがこれではないかと判断しましたので、真つ先に取り組んだわけでありまして、大学側が大学側として創意工夫をしながら努力をしていただく余地はまだいろいろあるかと思つていますが、あくまでこれは大学側の自発的な創意工

夫をわが方も一生懸命できるだけ御協力をして効果が上がるやうにしていゝかなければならぬと思つております。

○有島委員 では、そのお話に入る前に、ちよつと議論になりますけれども、学歴偏重と申しますけれども、学歴は尊重すべき学歴もあるわけでしょう。それがどうして偏重と言われるのか。このあたりについては議論が詰まつていゝのかどうか。お考えが詰まつていゝのかどうか。これが一つです。

それから実力社会と言つておられますけれども、どんな実力社会であらうとも、やはり資格というものが全く存在しなくなるということはないでしょう。いま資格社会というやうなことも言われますけれども、しかしその資格が形式的に流れてしまつて、実力の伴わない資格がまかり通るとやうなことが弊害があるのでありまして、資格というものの与え方が実力を伴つた与え方をしないう、そういったことがまず基礎になければいけなう。それから、その上でもって学歴は学歴としての、やはり内容を持つておる学歴である。その上にかつ、今度は学歴偏重というものが是正されていくのじゃないでしょうか。いかがですか。

○海部国務大臣 これはおつやうとおりでございます。そうして、私がいま最初に申し上げましたことは、その一番最後の場面の、中身が伴わなくて学歴というものが、これがまた必要以上に幅をきかせて、いろいろな弊害をもたらしていゝ面があるから、これはもう直ちに取っ払わなければいゝ正義に反する、こう判断して、たとえば指定校の問題等に取り組んだわけでございますけれども、資格が要るとかあるいは学力というものを尊重するとか、いろいろ必要に応じて、そういった学歴を持たなければならぬ分野が社会にはいろいろあるというところは仰せのとおりでございまして、そこをきちんと、その学歴にふさわしい学力が表裏一体の関係でつと身についていくやうな、そういうふうにならなければならぬということも、これは当然のあるべき姿だと、私もこう理

○有為委員 尊重さるべき学力をつけさせていくというのがむしろ文部行政側ないしは大学の側でしよう。それから、これは大学に關してだけ言うのならば、教授会が、この学生についてはこの単位はOK、こう誇りをもって胸を張って言えるようにな、そういう単位の認定の仕方ができるようにしてあげるといことがやはり教育側の問題でしよう。そしてその上でをもって、社会に向かっては学歴偏重をやめてください、こうなるわけでしょう。だから、私が最初に申し上げましたのは、今度は教育側、大学側についての努力が何かなされなければならぬんじゃないか、そう申し上げたわけですから、いかがでございますか。

○海部国務大臣 お説の通りであります。やはり充実した学力を身につけるように努力をしていただくかなければならぬと考えます。

○有島委員　努力をしなければならぬというの
で、ではひとつ努力をしていただきたいわけだ。
では、どんな努力をしただいいかということを御
提案申し上げます。

一つは、卒業資格を厳正にすることです。これはあたりまえのこととごいいますけれども、私は、これはあえて名前を挙げてよろしいかと思うのですけれども、国立大学中のトップクラスの大学の学部長さん数人とお話をいたしました。何が一番苦労だと言いましたならば、四学年になりまして学生さんをみんな卒業させることができるような適当な問題をつくり出すことがとてもむずかしいのだと言っていました。私は冗談かと思っておつた。ところが、ほかの大学の学部長さんあるいは教授の方々に聞いたら、そうなんですと、そういうことを言っておられます。それから毎日新聞にいま「総討論 教育を追う」というのが出ておりますけれども、この中で「大学の現状からすれば、非常に申し訳ないが、入った学生はなるべく早く出てほしいというのが、私の率直な願いである。学生を収容する場所がない、部屋もない、教える人手もない。」こういうこ

とが述べられております。このことは、はくは何人もの方々から、学究的な教授の方々からも承っております。そこで、教授ないしは教授会が本当に誇りを持って、これはこうだと言ひ切れるようにしなければならぬ。

第二番目は、これと関連しますけれども、学習研究の単位ですね。単位一つ一つにわたつての場合、これを厳正にしてもらいたい、これが第二番目です。これは関連しておりますけれども。それから第三番目は、学年制によらず、単位累積加算して卒業資格に至るようにすること。それから四番目、卒業に至らず、学籍を離れて就職しても、後日復帰して継続研究学習ができるようにすること。それから、ある場合には一つの大学から他の大学にいつて継続研究学習ができるようにすること。五番目、これは四番に関連いたしますけれども、その際に学生は一時学籍を離れてもその研究学習歴というものが数十年間は保存される。そして、後日その継ぎ足しの研究学習による資格取得の一助として、一環として評価してもらうことができる。こういうことを御提案しているわけだ。

第一番目に承りたいことは、このようないま一、二、三、四、五の項目を申し上げましたけれども、これは現行の学校教育法、大学設置基準等はこうしたことを妨げますか、妨げませんか。

○佐野(文)政府委員 累積加算のところかやうによつては果たしていまの制度で許すかなんということがございます。たとえば単位の互換の認められている範囲であればというようなことがございしますが、それ以外の点については基本的には必ずしも不可能ではないことではないかと思ひます。

○有島義典 大臣、いまの法制上からいくと、必ずしも不可能じゃないのですよ。ですから、大学における個々々の単位履修の評価というものを、こういうふうにしてあげれば、教授会の責任において厳格にその可否を判断するということも可能になるわけです。ただ、ただいまは御承知のようですね。それに大體四年制という年限を切っておりますね。そ

れからこれは學則を調べていただいたら八年間まではよろしいということになっているそうですよ。そこまではいてもよろしいのだというのですね。それから以上には退學になってしまうらしいのです。ところが、病氣その他で八年いたとしても、その間ずっと授業料を払い続けていないとだめなんです。私なら私が三年までやった。中途退學した。それでもつてあと一四年に入ればいいとは言わない。おれはあと二年間やって資格を取れないかなと思つていても、いまの學則に

よりますと一年からやらなければならぬので
 す。そういうのが実態です。それは、いまの統一
 試験の問題でもってさしたって一番のデメリッ
 トといえますか欠落点は、大学の間口がとにかく
 狭いのだ。国立大学が収容できるのは九万人程度
 でしよう。そこに人が押し寄せるわけです。です
 から、そういう九万人乗つかれるところに渡つ
 ていく橋がいままでの橋よりも今度は二本橋にな
 りました。あるいはどんなに優秀にしても行き着
 くとこの間口がそれだけであるということとは非
 常な、せつかくの御努力が余りはかばかしい効果
 が上がらないということとは初めからわかっている
 わけです。これも国大協が認めていらつしやるこ
 とです。そういうことは限度があるけれども、い
 まよりかはちよつとはましだろうということが国

大協の書類の中にも書いてあるのを私も拝見しましたけれども、それではこうした学年制ということではなしに、単位の累積加算を、そして継ぎ足し教育ができる、生涯教育というものである、そういうように聞いているのであれば大学の中が、ずいぶんすいてくるという可能性が出てくるわけです。しかも大勢の人が集まってきたから質が下

そこで、これはひとつ大臣も真剣に考えていただいて、できれば国大協の方に御助言なさるなり申し入れをなさるなりしていただきたい。いかが

でございませう。

○海部国務大臣　御提案の五つの項目について、法制上はできる。しかし、できても、率直に私が

聞いておりますと、中途半端なでき方ではないかという感じがする面もございます。そこで、こういったことは一度よくこちらでも検討いたします。それから当事者である大学当局の意向というものを無視しても行われないわけでございますの。その中で、大学当局へもこういう意向を指導したり、あるいは大学側の意向も聞いてみたりいろいろ判断をしなければならぬ問題が残っておりますが、とにかく方向としては検討させていただく方向だ、私はこう思います。

○有馬参員　そこで、五十四年という大変楽しみな目標があるわけでございますから、そこに向かつて、これは単位の互換性であっても、昭和四十七年から十年がかりのことだと思ふのです。それがなじんでいくのは。このこともいまいち出しておいて幾つかの議論が繰り返される。繰り返されておる間にいろいろな世論も起こってくる、そういうことであらうかと思ふのです。これは踏み切られるのはなるべく早くやっていただきたい、声をかけていっていただきたい。そうしてどんなふうなやり方をしていくかというふうなことについては、もし私の方にこんなふうには決まりましたよということをお報告いただければありがたいと思ふうし、とにかくこれは踏み出していただきたい。お約束いただけますね。

○佐野(文)政府委員　ただいま国立大学協会の方も第二常置委員会という常設の委員会において、大学を出た者が再び大学に入ってくる場合の入り方について、従来の大学で勉強した単位をもっと積極的に考慮する方途がないかというふうなことを検討いたしておるようでございます。また国大協の総会に報告されるまでに至らない中間

の段階のようでございますけれども、大学側も自主的にそういった努力に着手をいたしておることでもございますし、さらに第二常置委員会の方に私どもも連絡いたしまして、できる限り御指摘のような方向が積極的に前に進むような努力をいたしてみたいと思います。

○有島委員 それでは大臣、最初の学歴偏重社会

ということについては、学歴尊重という前段階があるべきだ。学歴尊重の中身は資格付与の厳正である。実力を伴った資格である。そうしたことに付いて、また年次、年功に大学自体がよらず、それが単位の累積加算ということ、そちらの方があたりまえになるんだという方向に向かって努力をしていただくようお願い申し上げます。いかがです。

○海部国務大臣 一生懸命にその方向に向かって私は努力をいたします。

○有島委員 次に、これとまた関連があるのですけれども、どうしても人数がたぐさ押し寄せていく大学、ここにおいては質の低下ということが免れないというようにいま言われております。免れないけれども、どうにかその質を向上をしなければならぬ。これはお金の問題であるか人の問題であるか、それもございませうけれども、私は一つは授業形態に工夫を加えるべきではないかという提案をしてきたわけですが、それは少人数教育、大学の数年間にとってゼミという形もある、あるいは実験、実習という工学部なんかの形もある、あるいは医学部の場合にある先生につくというような、教授、助教授から一つの人格的な影響まで受けられるそのチャンスを与えられた人と、ついにそういうチャンスがなくて何となく出てしまったという人とは大変違いがあると思うのです。ですから少人数教育は確保する。これは全部が全部といったらとてもできません。それは教授の人数が足りません。しかしある学部について、そしてこの学科の中の十二単位でもいいあるいは八単位でもいい、これだけは少人数教育は確保する、こういうような風習を固定するということが大切ではないかと思うのです。これは学生側にとつての願ひでもあるし、教授が自分の研究を本当に進めていく上には、若い人たちのいろいろな刺激も受けていきたいという、そういうこともございませう、ですから必ず少人数教育を確保する。このことは別に法律には抵触しないんだけれども、なかなか言うべくしてできなかった

という実態があるわけでしょう。私は強く言いますと、大学ということについて責任を持つて言うならば、少なくともそういった少人数教育、授業形態についての一つの規定を大学設置基準の中に入れてしまつてはどうか、こう言いたいわけなんです。いかがですか。

○佐野(文)政府委員 高等教育の教育方法の改善というのは確かに従来から非常に重要な課題として指摘されておりますし、その場合における少人数教育というものの重視というのは方向としては私は十分に理解できることであるし、いろいろなための工夫がされるべきだと思います。現在ですと先ほどの八王子のセミナーとは違つた形ではございませうけれども、数大学が共同でセミナーを行つて、そこに各大学の学生が集まつて共同のセミナーを設けるといふ形で教授と人の間的な触れ合いの機会をある期間にわたつて深めるという努力も行われております。方向としてはそういう形での改善が望ましいといふことはよくわかりますけれども、それを各学部を通じて設置基準の上で一つのルールとして決めてしまつていふことが果たしてできるか、あるいは妥協、どうかといふことについてはもう少し検討させていただきます。

○有島委員 もう少し検討するどころじゃなくて大いに検討していただきたいわけなんだ。そして授業の形態について工夫をすべきでないかといふことを申し上げたわけでありまして、私はその少人数教育を確保しさえすれば今度は放送大学を単位の互換としてどんどん用いていいと思うわけです。あるいは学校以外のところでこの体育館を借りてうんとつかいスケールの大きい講義をやつても構はないと思うのです。いろいろな授業形態のコンビネーションをつくり出すことができる。場所も、少人数教育の場所は主に大学のキャンパス内でもやつたらいいでしょう。中くらいの程度のもものはキャンパスでもやつたらいいでしょう。しかし自宅でもってテレビを聞いたりカセットでもつてやるということもできるわけですよ。ですから、

大量の人数を抱え込む、しかも要所だけはがっちりここに確保できる、こういうような授業形態の多様化といふことも柔軟さといふことです。このことは促進しなければならぬ。この統一テストをやつていく上について、行きつくところはどこなのか。いままでどおりの閉ざされた大学だ、オープンユニバーシティと言つてはいるけれども、どつちにもオープンされているのか余りよくわからないようなこともあるわけであつて、この授業形態の多様化、少人数教育の確保、そしてその中に放送も入れていく、あるいは単位の互換性もその中にどんどん入れていく、そういうような方向、これはひとつ御研究いただきたい。調査をしていただきたい。そして現在国立大学においてどのように少人数教育は確保されているか、また特に今度は私立、これが問題なんです。私立大学でどのくらい確保されているか、学生はどのくらい望んでいるか、そういうことをひとつしつかりと調査を始めていただきたい。いかがでございませうか。お願いできますか。

○海部国務大臣 おっしゃる内容よく理解できますが、よく調査をいたしまして、特に私立大学、あるいは私立大学の中でも私ども大きな講堂のようなところで講義を受けましたが、ゼミナールに参加しますと、おっしゃるような少人数教育でして、その場における教授と人の間の触れ合いなどは大変なつかしい思い出にもなつておるわけでありまして、現在どうなつておるかといふことは大いに調査してみたいと思います。

○有島委員 それで調査の結果を、これはやはり一年ぐらゐかかるかもしれませんが、ぜひとも発表していただいて、この間の塾のあれじやないけれども発表していただいて世論の形成をしてもらいたい。そういったことがあつた上で、将来大学設置基準もいじる方向になるかならぬかわからないけれども、これは学習者にとつても大変希望の持てることですからぜひやつていただきたい。大体一年ぐらゐで発表していただけますか。二年かかりますか。三年ですか。

○佐野(文)政府委員 私立を含めて全大学についてこういった教育方法あるいは授業形態の実態を調べるということになりますと、これはかなりなお金と時間を要することになりますので、どういう形で対応するかからまず検討させていただきます。

○有島委員 局長、塾の調査とどつちが厄介ですか。

○佐野(文)政府委員 やはり調べようとする対象、事柄の性質が異なりますので、いずれも困難がございませう。ことに大学の場合には、大学の教育内容にかかわることでございますし、ことに私立を相手にすることでございますから、関係の大学の方々と十分に相談をしてやらなければならぬ点がありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○有島委員 いま佐野大学局長が教育内容にわたるとおっしゃつたけれども、それは内容にかかわるかもしれませんが、これは形態でございませうから、どのような形態か、形態の選び方によつて内容が充実したりなんかする、そこら辺のところをよくお詰めでいただいて、大体はくの要望から言へば一年目ぐらゐにはひとつ出してもらいたい、こういうふうにお願ひしておきます。

それからもう一つ、何か忘れられているような問題だと思ふのですけれども、実は私立大学の医学部、歯学部入学のときのお金、そのときの寄付金が大変高かつたといふようなことが発表になりました。そして、一時これは大變国会で問題になりました。そこで、これはちよつとリストをつくりましたので、ちよつと委員長にお許しいただいて、大臣に渡していただいていいでしょうか。

○藤尾委員長 どうぞ。

○有島委員 これは予算委員会におきまして私も同僚の石田幸四郎議員からこのほどお尋ねをいたしました。海部文部大臣は、第一点は私学の助成を強化していく、第二点は学校自身を指導していく、第三点は、こういったお答えでございませう。ところで私、だめ押しをしておきたいのは、このり

ストを見ておりまして年々大変ふえておるわけでありまして、もうすでに発表のとおり、五十一年は私立の医学部四百億円、それから歯学部だけで三百億円ということ。五十二年は恐らくこれをまた凌駕することに相なっているのではないかと申すわけ。それで、海部文部大臣が言われました二つの対処ですね、それによってこの入学金がこれ以上エスカレートしない、これを下がる傾向にする、そういったことをお約束いただけてますか。

○海部国務大臣 医学部、歯学部の正規の募集要項に載っている入学金というものと、問題は正規の募集要項に載っていない入学時の寄付金というようなものとございまして、私は医学、歯学の教育にお金がかかるのだということは基本的に理解をするのですけれども、それであればこそ、こういう時世にも国側としてもできるだけの助成措置をとっておるわけでありまして、それから学校当局においても、公の責任というものをやはり厳しく自覚していただいて、国民の納得するような方向で強く自衛をしてもいいというところをもう再三にわたって協会側に伝えておるわけです。そして社会面をにぎわすような悲しい出来事が実はごく最近起こったわけでありまして、こういうことが起こってからでは遅いということも重々承知しておりますけれども、それでも再び起こらないようにするにはというのでぜひおん詰めた話をしております。そのためには、私個人の意見として、この間も私立の医科大学協会の会長さんと歯科大学協会の会長さんに直接、国民に納得してもらうためには、私学側で思い切った経理の公表ということ等もお考え願ったらどうですか。そしてどの辺までどうしたらこの寄付金の問題は解決するということをもっとみんながわかるように発表してもらったらどうですか。それからどうしても現在の段階で入学寄付金と言われるようなものを取らなければ経営がでないとおっしゃるなれば、その実情等もきちんと発表をして、そして入学要項等にもこれくらいは要るの

だということを書きこんで書いてもらわなければいかぬ。と同時に、それは入学の条件としてもらうてはいけないというきょうまでの自衛通達等もあるわけですから、この辺は社会問題となるわけですし、きちんと守ってもらいたいということをしきじきにもお願いしましたし、担当局長にも何回も出会ってお話をしておるわけでありまして、医科大学側も歯科大学側もそれぞれこの事態はいま深刻に受けとめてもらって、自衛規制といううなものを書きこんでつくって傘下の各大学に流してやっていきたいということでございますから、私は不明朗な疑いを受けております入学寄付金というものが天井知らずに上っていく状態というものは、少なくとも是正したいと思っております。また是正されるように私も私学の助成とか設備の補助等についてもできるだけ合意を得て補助はしていきたい。両面からやっていくという基本的な考え、取り組み方でございます。

○有島委員 そこで、経団連に乗り込まれた覚えのある海部文部大臣に私は期待したいのだけれども、対処の仕方にもう一つの角度があるのではないかと。いま両面とおっしゃいましたけれども、次の図を見ていただきたい。これは虫歯のグラフであります。昭和二十五年には四〇％台であった小中学生が、昭和四十八年には九四％を超えました。ですから歯医者さんが幾らでも必要をわけでしょう。そこで文部省はいろいろ手を打って、体育局では歯ブラシを奨励していらつしやるらしいのです。その歯ブラシの売れ行きにつきましては次の表にございまして。歯ブラシは四十六年には九十億円売れております。歯みがきは昭和四十七年には三百七十八億円というピークが出ております。

そういう御努力のおかげで、この最初の虫歯のグラフは大分横ばいになってきたのかとも思いますが、それでも、九五％以上になれば大分横ばいになるのではありません。一〇〇％を超えるわけにはいかないから、このような表になっているのではないのでしょうか。そこで、最初のグラフの右の方を見ていただき

たい。これは農林省からいただいた砂糖類の消費量のグラフです。昭和二十五年には一人当たり三キログラム、一年間の消費量は三キログラムでありました。それが昭和四十八年に二十八・二キログラム、そういうことに相なりました。

カルシウムが足りないせいじゃないか、昔は日本人は魚を食べていたのがこのごろ食べない、そういう話もありましたので、カルシウムの方もとってみました。これも伸びております。それで厚生省に伺ってもあるいは文部省に伺っても、この虫歯の原因は砂糖分が歯に沈着するのだ、だからそれをこそ落とせばよろしいのだ、そういう方針でいままですつとこられました。昨年、私は永井文部大臣にこの問題を提起したのです。そのときにも体育局はそういう答えでございまして、ところが、では歯に沈着するのだというその学説でもって対処してきたのはいつからか聞きまして、これは戦後ずつとその方針で来たわけでありまして。ですから、あの学説は間違っているではないでしょうか。私は学者ではない素人ですが、わか

りませんけれども、こうした虫歯と砂糖の消費量、この因果関係をきわめていかなくちやならぬのじゃないかと御提案申し上げたいわけなんです。いかがですか。

○海部国務大臣 私も歯をみがけと教えられて一生懸命やってきたのです。私はおかげさまで虫歯はありませんけれども、歯みがきや歯ブラシの売れておる量などを拝見しますと相当普及しておるということにもなりますので、これもひとつ専門家に私の方からいろいろ意見を聞いてみたいと思

います。

○有島委員 砂糖を二十八キロも食べていると言いますけれども、私たち大人は余り食べないと思

ました。大体そうです。となりまして、お子さん方は自分の体重に相匹敵するほど一年間に糖類を食わされているわけ。このことについては厚生省にも文部省の方の保健体育審議会の方にも御研究はございせん。研究をしてくださいますか。

のだけれども研究してくれないのです。どういうわけかわかりません。不信さまりないと言いたくはないんです。だけれども、これはひとつ英断をもって研究せよ。それは研究する手段は国立大学にもいろいろおありになるでしょうし、だから余り業者とかかわりのないところでもって学術的な御研究をいただきたい。文獻的に見ますと大体年間十五キログラム、これが一つのラインになるらしいです。十五キログラム以上を超えると歯のみならず骨の問題ですね、そういうたようなこともあるらしい。それからカルシウムを幾らとててもそれがうまく吸収されないといううなことも起こるようでありまして、私は余り深いところを知らせんけれども、ぜひとも御研究いただきたい。こういったことも実は歯学部の問題と直接とは申しませんが、かなり近いところでもって、やはりもう一つ考えていかなければなら

ない大きな柱ではないか。いかがでございますか。

○海部国務大臣 最初の二つの柱は私もすぐわかって飛び出したのですが、この三つ目の問題はいろいろと専門的な知識も要することござい

ますのでよく研究させていただきます。

○有島委員 その御研究のどのような緒につかれたか、何年ぐらいかかって成果が出るものであるか、その見通しなど、これは後刻御報告いただければ——これは学童全般の問題にかかわる問題でございまして、そのことについては文教委員会の方に御報告いただいた方がよろしいのじゃないかと思うのですが、委員長いかがでございますか。

○藤尾委員長 責任を持てさようにさせます。

○有島委員 お願いたします。

それでは、統一共通試験のこの行き先の方ですね。大学改革のことについて、単位の互換性、それから受講形態を多様化すること、少人数教育の

確保とマスメディアの導入、三番目が単位の累積加算による卒業資格。これが実は私たち昭和四十四年に公明党の大学高校問題特別委員会での提言の三本柱であつたわけです。それで、これは中教審の方でも部分的には取り上げていただいた問題でございまして、永井文部大臣なんかもよく御承知であつたわけですから、これは別に党派なんぞでそんなこととやごさいませんか、大臣が、本間に大学をよくし、それからまた統一共通試験の成果を本間に実りあるものにならしめるためにも、ぜひとも推進していただきたいわけですが、いかがでございませうか。

○海部国務大臣 そういふ方向になつていくことが望ましいと考へますので、推進に努力をいたします。

○有島委員 そこで今度はテストという問題です。

一般にテストと申しますとピンからキリまでございまして、教室の中でやっているテストもございまして、それから学校としてやらなければならぬテストもございまして、業者のテストもございまして、それからあの悪名高い学テと言われた学力テストもございまして。いまこの統一テストも一つのテストの形態であらうと思うのですけれども、そのテストというものは御存じでない一つの落とし穴があるというところは御存じだろつと思つたのです。それで、それを知つて使つてゐるのと知らないで使つてゐるのとは大分違つたわけですね。国大協の方では六年も七年もかけてやつていらしたのだから、そういうしたことについてはよく御研究であらうかと思つたのですよ。テストの本質的な避けられない落とし穴といひますか、欠陥点といひますか、いかがでございませうか、大学局長から……。

○佐野(文)政府委員 御質問に的確にお答えできるかどうかわかりませんが、志願者の数と入学を許可できる者との数に差がある場合には、当然にテストというのは、いかに工夫をいたしまして、入るべき者を選抜をするという性格を持たざるを得ないといふことがございまして。したがつて、どうして落とす者を決めるといふ側面を持たざるを得ないといふところがある。ただ、そういう点は持ちながらも、できる限りテストの持つ教育的な側面を引き出して、そして落とす者を選ぶといふことではなくて、大学に進学させるべき者を選ぶといふふうな角度での対応をしていかなければならない面があるといふふうに考へます。

○有島委員 それは佐野さんのお考えですか、それとも国大協の御研究ですか、あるいは何か教育学的な根拠がございするのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 国大協で入試の問題を担當しております岡本京大が、統一入試に踏み切つておられます。入試は大学教育の第一歩として大学に進学すべきものを丹念に選ぶという形でもう一度考え直さなければいかぬという趣旨を強調しておられましたし、私もその点は全く同感でございまして。

○有島委員 大臣、ちよつと話がちよつとづつになつて申上げてゐるわけなんです。テストといふものはといふことですね。テストといふのは、学習者の学習到達度といひますか達成度と申しますか、それを測定するわけですね。それでそれを評価するわけですね。そして合否の判定をするわけですね。その辺は大丈夫でしょうか。その辺からしつかりやつておきましよう。それは御承認ですね。

○海部国務大臣 そのとおりだと思います。

○有島委員 到達度の測定法といひますか、測定するの二つの方法があるといふことは御承知だと思つたのです。それは、百点満点にしておいて何点までいふたかといふこと、減点法といひますか、こつこつと減らす。それからもう一つは、これはできたならば一、できなかつたらばゼロといふ、そういう測定法もあるわけですね。テストの中にも、たとえば赤、青の信号を知らなかつたら運転手はできないといふようなことですね。あるいは

はどんな複雑な試験も、ずつとこつと分析してみますと一、ゼロ、一、ゼロでもつて組み立てられているといふことはわかると思つたのです。テスト全体がそういう一、ゼロの測定をしていく。總体的には減点法といひますか、どの程度までいふたか、こつこつと減らすわけですね。これは基礎的なことだから、別にばくち専門家じゃないです。だけれども、テストの問題大切だと思つたから基礎のことを言つたわけですね。

それからもう一つ、評価する場合にも、百点満点でもつて八十点なら八十点以上は全部合格といふようなものと、それからもう一つは、四十人までしか採りません、こつこつと相対評価といふのですか、ございませう。そうすると、ある地域によつては非常に成績の悪い人でもみんな入つてしまふ場合があるし、医学部なんかの場合には八十五点でもつては落第したといふことも起る、こつこつと減らすわけですね。

それから、テストのねらいに三つございまして、教育的な効果をねらう、そつとテストもありまふ。それから、選抜効果をねらう、そつとテストもありまふ。もう一つは、検定ないしは管理の効果ですね。そつとテストといふのは管理の効果をねらう、これは本間に常識的な話だから確認してよろしうございませう。

○佐野(文)政府委員 テストがそつと面を持つてゐる、あるいはそつと目的による差があるといふことは御指摘のとおりだと思います。

○有島委員 それから、これも非常に経験的なこととございませうけれども、だれがだれをテストするの、これも重大なことになるわけですね。一番小さなテストですと、担当の先生が子供たちをテストしたといひます。そうすると、それがわりあいと教育的な効果が起り得る、目の前でもつてまたお話しを合はるからでしょう。その場合に、子供をテストしたつても実は親もテストをされてしまふわけですね。家庭にその答案を持つて帰ります。お隣りのミコちゃんもこんなで

たのに、あなたは何か、こつこつと起るわけですね。そんなことしやいけなかつたと言つても、起るわけですね。ですから、学習者と家庭がテストされる、これは現実ですから、このことはよく計算に入れてこの統一テストなんかも臨まれているのかどうかといふことです。

それから今度は、中規模テストは略しますけれども、大規模テストのはしりであつたのは、先ほど申し上げました昭和三十六年の文部省がなされた学力テストです。あのときに一番最初にショックを受けたのは子供ではなかつたのです。学力テストをやるといふことが通達されたときに一番ショックを感じたのは、校長さんだつたわけですね。わが校の水準が他校と比較されてはかなわなかつた、こつこつと減らすわけですね。だから、諸君しつかり勉強させましようと言つて教員を激励するわけですね。そつと次に起つてくるのは何かと言へば、テストに出るやうなところはどの辺でしようといふ山をかける操作が必ず出るわけですね。これはもう道理でしょう。山をかければ、せつとくかけた山に見当外れな答えよりも、こつこつと出たときにはこれとこれを外しちやいかぬのだ、このことだけは答えなければだめだといふテスト技術ですね、それが伴つてくるといふことは避けられないです。

法律上の学テについてはいまは論じませんけれども、教育効果の上からいひますと、大規模テストになりますと教育効果よりも選別効果ないしは管理の効果、それを記録しておいて後の参照にする、そつとした効果の方が強くなる、こつこつと原則は、これは常識でもありませう、教育学の方からいひてもさうである。これは大臣、御承認いただけますか。

○海部国務大臣 そういふ様相を呈するといふことは、そのとおりであります。

○有島委員 第二番目、テストは、どんなテストをやつても秘密保持といふことに神経を使う。大規模になればなるほど秘密保持に対して大変な労力がかかけられます。今度の統一テストについても

そうでしょう。公平無私ということが前提になるでしょう。小さなテストは漏れても構わないのですよ。

それからもう一つは、テストというのは本質的に一発勝負なんです。二回やろうと、二回とも一発勝負なんです。それは一年かけて論文を書いたというのは違うのです。論文も三十分間に書かなければならないという一発勝負なんです。ですからテストは本質的に一発勝負である、このことも道理ですから、これはお認めになりますか。

○海部内閣大臣 そのとおりであります。

○有島委員 それから受験地獄という言葉がございます。いや言葉ですけれども、地獄というところの内容は、受験生もかなり地獄の場合もありますよ、だけれども、むしろ子供はけろけろしている場合もあるのです。それは神経質な子供だとか、あるいは試験をしなくて自殺をしかねないようなお子さん方も潜在的におられるわけでありますが、地獄と言われるのは経験上、むしろ親の側なんじゃないですか。これも見逃してはならない問題だと思えます。親の側、そうして、先ほどから申したように今度は校長ないしは担任の先生、そういった方々がまさに地獄の状況に陥るの、どこまでやらしいんだかよくわからぬという点です。それは絶対評価ということが先行するからです。大変皮肉な話でございますけれども、文部省検定の英語だとかあるいはそろばんとか、こういうことは本当は管理効果をねらっているようなものではないけれども、これが一番のんきで教育的ですね、一生懸命勉強してやるから、教育の場で行われる方の選抜試験というのはきわめて非教育的なところに流されやすいという落とし穴を持っているというところはひとつ御承認いただきたいわけですか、いや、そういった落とし穴があるんですよ、言って歩いていくならまだいいのですよ。ないはずだと言って歩いていったら、みごとに落ちてしまふ。いま言った二つのことについてもお認め願いたい。

○佐野(文)政府委員 基本的にそういうむずかしい問題点を持ったものである、ことに大量のテストの場合にはそうであるということは十分に承知しております。

○有島委員 先ほど鍛冶清先生から、デメリットは何だ、欠陥は何かと聞かれたときに、恐らく鍛冶さんはそういった答えが欲しかったのだでしょう。そういった問題こそ本当に切実な話なんです。そういった切実な話が提起されれば、これは統一テストのうわさを聞いたこともなかったような、そんな人は出てこないのですよ。いま言っているのは、その統一テスト、限られた統一テストの中のあるべきいろいろな技術上の問題なんです。それは国大協に御研究いただいてもいい問題です。こうしたテストそのものに対する研究というが、これが余りなされていなかった、欠落していたのではないですか。どうでしょう。

○佐野(文)政府委員 もちろん十分ではないかもしれませんが、御指摘になったような一発勝負というものを本質的に持っているにしても、なおかつ全体としていろいろなことが考えられるように入試の改善をしようというふうなことで努力をしてくれているわけでございますから、事柄として一つの制約があるということは十分承知しながらも、まさに御指摘になったような問題点の改善について一歩でも二歩でも前に出たいというのが今回の共通入試をお願いする趣旨であろうと思えます。

○有島委員 時間もございませぬから、では、私が指摘したのは本当の素人の身近のところからの話です。これはどんな大学であろうともこのことは承認しなければならぬような話です。そこらには国大協六年、七年の業績があるわけですから、私がいま御注意申し上げましたようなテストそのものにひそんである一つの欠陥点とかあるいは落とし穴、と言っては言葉が悪いけれども、そのことをひとつ系統立てて列挙してそれを示していただきたい。そうしたことがあって本当にはく

たちは虚心想懐に、これをどういうふうに出て通っていくか、カバーできるかというふうなことになるかと思うのです。ひとつ列挙していただきますか。お答えを出していただけますか。いまはなくていいのです、宿題です。

○佐野(文)政府委員 東京大学に付設をしておりまゝ入試改善調査施設の方とも相談をいたしまして、できる限りそうした入試の持つ本質的な問題点というふうなものを列挙できるように努力をいたします。

○有島委員 これは急いでください。この法案をお急ぎになるならば急いでください。お願いいたします。

では、余り切りなくやるわけはありませんけれども、どうしても言っておかなければならないことがあと二、三ございまして申し上げます。このたびの統一テストにつきましても、受験者のほかに高校がごとくにランクづけされてしまふという結果になるであろう、このことは避けられませんが、そしてテストセンターというものができれば高校の一つの評定表ができる、校長さんの勤務評定ができる、このことはお認めになりますか。

○佐野(文)政府委員 統一テストの結果というのは高等学校側にも本人にも、ましてその他一般の者に公表するということとは絶対にいたしません。公表いたしませんでも、なおかつおのずから出てくるではないかという御指摘が先ほどございしましたけれども、そういった点についても世の中の理解を賜りながら本来のセンターの機能、あるいはテストの目的に従って集積されるデータというものが他の目的に使われるとか、そういったことがセンターの方から漏れることはもちろんないにしても、そういう方向で使おうというふうな形で世の中が動かないように、私たちはできるだけ努力をいたしたいと思えます。

○有島委員 お認めになりますか。

○佐野(文)政府委員 入試センターの側に共通テストの結果として非常に大量の高等学校なりあるいは受験生についてのデータの蓄積ができると

いうことは否定をいたしません。そのとおりだと思います。ただ高等学校のランクづけが明らかになっていくとか、あるいはセンターの方で高等学校の側の勤務評定をするというふうなことは、センターの方にももちろん考えまじい、また、そういうことにならないように、テストの結果が漏洩しないようにできるだけのことを私どもはするわけでございます。

○有島委員 だから、認めるのです。ランクづけのできるものとデータができてしまふということはお認めになるか。コンピュータというのはそういうものなんだから、ちよつとソフトウェアをかせればすぐできてしまふ、そのことをお認めになりますか。認めた上でおっしゃっているのか。だから、いまのお答えだと、その辺が明らかでないのだ。

○佐野(文)政府委員 入試センターがそういったデータを集積できるということは認めます。

○有島委員 できるのです。それでそれは公表しないということなんです。国大協だけがそれを知っているという結果になり得るのだ。文部省は国大協を通じてそのことを握っているということも起こり得るのだ。私はそんなことをしませんが、本当に保障があるのですか。これは核兵器のようなものでありまして、持っているけれども使いません、絶対使いたしませんと誓って見たところで、これは危ないからわれわれは持たず、つくらず、持ち込まず、こうなつたわけだ。それ以上の何か本当の保障があるかと言え、ないのです。ないというところは、これも認めてください。あるのですか、本当に。心がけだけでいい。心がけだけでうまいくなら、もつと大学はうまいくつていくのです。心がけだけでうまいくのであれば、あの文部省だって悪気です力テストをやったわけじゃないのです。だけれども、その影響力というものは大変深刻に響いてしまつた。そういった実態があるのです。だから、このことは認めなければならぬ。認めて、

このことをどうするか。そんな、秘密保持というか、そんなことはいたしませんというか、もう大ざっぱに全部フランクに開放した方が、よっぽど気がせいせいするくらいですね。受験地獄の中の地獄というものは、疑心暗鬼とか、神経質とか、秘密保持とか、これが本場の受験地獄の実態的なものになるわけです。まるで統一テストセンターは疑心暗鬼の地獄の本山みたいな感じになってしまう、という可能性はある。そうなるとはばくは言いません。そんな意地悪なことを言っているわけじゃないけれども、そういった可能性もあるということだけはこの場で十分認めておいた上でなかったら危なくてしょうがないというわけだ。お認めになりますか。

○佐野(文)政府委員 四十五万人の学生の成績についてのデータが蓄積されるということはそのとおりでございます。ただこれはどこまでも大学入試の一部として、大学の共同の機関である入試センターが集積をするものであって、それは現在各大学が膨大な受験生についてのデータの集積を持っていることと事の性質は同じでございます。そのことについて文部省の方にそれが渡ってくるのかあるいはそれを行政的に使うとか、そういったことはおおよそその性質上あり得ないことでございます。

○藤尾委員長 有島君に申し上げますが、あなたが終わられました後、民社、共産、新自由クラブ、各党の御質問がある予定であります。いまのままですと、午後九時を過ぎる可能性が十二分にございます。そこで、まことに恐縮でございますけれども、御質疑の時間を制限する意思はございませんけれども、十二分にお考えをいただきたい御結論をいただきたいと思っております。

○有島委員 それじゃ、委員長の御提案に私従うようにして、あと一問だけ、けりのいいところまでやらしていただいて、あとはお譲りして留保させていただきます。どういたします。

○藤尾委員長 はい。

○有島委員 私が今度の統一テスト受けたとするのです。その答案をもらったとするのです。そうしたら、模範答案が出た。照らしてみたら、私は三十五点だったとしましょうか。それで、それが次の二次試験を受けたかどうかそれはわかりませんが、ぼくは三十五点というの、第一次テストというのは、普通に予習、復習をやっていたらできる問題であつたはずなんです。それにもかかわらず私は三十五点だったとするのですよ。にもかかわらず私が高校を卒業してしまつたとするのですよ。三学期になつたら、おれは卒業してもええなだらうと思つていたら、多分卒業をしようと思つたのです。そうすると、どういふことになりますか。高校に対しては非常に不信感を抱くね。おれみたいなやつを卒業させるのは何という学校なんだろうという結果にはなりません。ぼくは学習者側に立つて言うわけです。そしてそれは学校教育法の四十六条でございまして、そうしたこともかわり合つてくる問題があるわけです。これも一つの問題提起として、いまお答えは要らない。そのお答えについてはまたの機会をつくつていただくとお願いいたします。

○藤尾委員長 中野寛成君。

○中野(寛)委員 ただいま上程されております法案を中心にしたしまして若干の御質問を申し上げます。同時に、基本的な問題にむしろ私はしほつてできるだけお尋ねをさせていただきます。現在、国立学校設置法の中でも、特に入試の問題が中心となつて議論をされているわけでありまして、そしてその問題を私どもが考えるときに、むしろその入試の結果入る、目指していくその大学がどういふ目的で、どういふ性格を持っているのかというところがはつきりしませんと、試験のやり方というものはつきりしてこないと思つたのです。たとえば大学はより一層高度な人間形成のための教育機関なのか、もしくは職業その他技術的な、専門的な知識を研究する機関が中心であるのか、研究が教育が、端的にそう割り切つてはしまへないと思つたけれども、そのことがはつきりしなければ、試験は何のためにあるんだ、そしてどういふ試験が一番適正なんだ、こういう議論はできないのではないだろうかという気がしてなりません。同時に、試験地獄という言葉がありまして、その地獄と感じているのは、先ほども御質問の中にありましたが、だれなんだ、本当に地獄なのか、そしてその地獄と感じさせているものがあるとするならば、それは何なんだ。本当にきわめて激しい過当競争が行われる結果の地獄であるのか。それ以外にもつと心理的な、試験制度について十分わからない、どこまで勉強したら、どの範囲勉強したら最低限試験に答えられるんだかわからない。そしてまた、この大学へ入つたら将来こういうコースを歩んで自分の希望する就職ができるんだらうかわからない。そのようなわからないことが余りにも多い。そういう社会の状態を十分踏まえて自分の進路を選択できるだけの能力というものは受験生たちが十分備えているとは言えない。そういういろいろな問題が地獄的な心理を受験生たちやそしてまた家族の人たちに与えていくという現状があるのではないだろうか。だから受験地獄を解消すると言つけれども、その受験地獄はどこから生まれるのか、そのことをはつきり説明しておく必要があるのじゃないかというふうな思ふわけです。そういうふうなところを中心にして若干お尋ねをしたいと思います。

(委員長退席、藤尾委員長代理着席)

さて、最初に申し上げましたけれども、大学教育のあり方、それは基本的にどういふものであるべきであり、日本の大学の現状に比べていかにございましょうか。そのことについて、先ほど教育が中心が研究が中心かと、こう若干抽象的な御質問をいたしましたけれども、日本の大学が、そういうものを勘案してどのような大学であるべきなのかについてお尋ねをしたいと思つた。

○佐野(文)政府委員 今日すでに高等教育への進学率は三九%に達しているわけでございます。

したがって、当然大学は少数のエリートのためのものではなくて、広く国民のために高等教育機関として発展することが望まれているわけでございまして。したがって、決して今日大学というのは一色の単調なものであつてはならないし、それぞれ大学の特色を持って国民の多様な要請に対して対応できるようになつていかなければならないというふうに考えております。もちろん大学の目的というのは学校教育法に規定をされておりますとおりでございますけれども、その中でやはりいろいろな発展の多様性というものを大学は持つていくべきであるというふうに考えております。

○中野(寛)委員 まだちょっと御答弁でわかりにくいのでございますが、私が端的にとつちだした聞きましたので、抽象的なお答えが返つてきたのかもしれない。ある意味では両面性を持つていた分けたとしますと、そういう部分があるといいたしますと、教育というものを中心に考えれば、できるだけ広く門戸を開放して、そして機会をできるだけ広く持つていただくということ、均等に持つていただくということが大切でしょう。そしてまたそのために学校の教授も必要で、いろいろな設備というものがあつてくるでしょう。そして研究が中心であるとするならば、これはまた社会のいろいろなシステムの中で大学が活用できるようなという意味でのまた幅広さというものがあつてくるでしょう。いまわれわれがこの入試センターを通じて行おうとしております目標、そのどつちでございましょう。

○佐野(文)政府委員 やはり大学というのはまさに御指摘のように教育、研究の両方の要請にこたへるという面をそれぞれ持つていくわけでございまして。入試を通じてもちろん考えていくのは、まず大学教育の第一歩として、大学に進学する者、それにふさわしい者をどうやって選んでいくかというその制度のあり方の改善ということを考えることにあると思つた。

○中野(寛)委員 ふさわしい人を選ぶという、こ

これはいわゆる大学の立場からの話になってしまふのじゃないでしょうか。むしろ、勉強したい人が勉強できるという機会、それを持てるようにするというふうな立場から考える、私はそのことが教育を中心と考えればなお一層必要なのではないだろうか。みずからを練磨したい、みずからの人格の向上を図りたい、そう希望する人が理想的にはすべて入ることが望ましいわけでありますけれども、器の關係でそうもいかないでしょう。そしてまた、そういうことを私も考えながらいまそういうものを最大限に活用をするためには幾つかの命題が残されるだろうと思うのです。ですから、私はむしろ教育にこれからの大学教育の中心を置いていきたい。先ほどの御質問の中でもございまして、先ほどの日本の大学は社会に役立つ人を育てるところだというふうな名目で行われてきたらいいがあるのではないだろうか。むしろ、いろいろな能力を秘めた人たちが自分の能力を試したい、また自分の能力をより伸ばして、みずからの存在価値というものを広げていきたいと思う人たちに門戸を開放するという大学であつてほしいと願うわけであります。そういう意味で、たとえば国立大学、授業料が高い、大変ありがたい学校だ、私立、非常に授業料が高い、少々のことでは一般サラリーマン家庭ではその負担が大き過ぎて大変だ、そこから教育ローンなんという制度まであらわれてくる、そういう状態がある中で、私も国立大学をふやす、または私立大学におんぶをするならば私立大学に行っている学生たちでできるだけ奨学金やその他の制度を設けて、国立大学と同じような条件で入ってもらえるようにしていく、そのことが大切になってくるだろうと思うわけです。そういうことについてはいかがでございますか。

○海部国務大臣 基本的に、おっしゃる方向は私はそのとおりだと思います。そして、最近いろいろな施策を積み重ねております中で、たとえば私学振興助成法というものの、その精神、目指すところは、やはり国公立と私学との間の教育費の差をいかにして是正をしていくように努力をするか、こういう発想から出たものでございますし、また育英奨学金の月額賞与額を、五十二年度においても、私学に通う人には国立に通う人よりもかさ上げしてございますが、金額においてたくさん貸与することができるよう努力をしておりますのも、いままきにおっしゃるような方向で、できるだけ教育を受ける条件というものに格差があるならばそれを狭くしていくような努力を続けなければならぬ、こういう方針でやっておりますわけでございます。

○中野(寛)委員 となりますと、比較として、年限を戦後におきましよう。国立大学は戦後のくらくらふえて、その学生の収容人数はどのくらいふえておりますでしょうか。

○佐野(文)政府委員 戦後、学校数で申しますと、国立は八十九校から百二十校へ一・三倍にふえております。そして、入学者の数は四万九千人から八万一千人へ一・六倍にふえたというのが実態でございます。

○中野(寛)委員 そしてそれに比べて進学の希望者等はもとより大きくふえているのではないのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 高等教育への進学率というのは、御案内のように四十年以降急速にふえてまいったわけでございます。これは一つには私立大学の非常な拡大というものがございまして、わが国の高等教育の規模が広がってきたことに伴うものでございまして、私立大学の規模の拡大に比較いたしますと、国立大学の規模の拡大というのは非常に小さかったわけでございます。で、国立大学に対する入学志願者のいわば延べ数と申しますか、志願率というのは、やはり若干ずつではございますけれども増加の傾向にあるであろうと思ひます。

○中野(寛)委員 そうなりますと、私もやはりより充実した内容の国立大学をふやすということとは、私立にもいろいろ個性を発揮していただくこと、そしてよりよい教育をしていただくこと、

これは当然必要であります。そういう国民の希望からすれば、より一層大学をふやしていく、そのことは私もいまま変わらぬ目標ではないかと思うのです。お医者さんが少ないから医学部をつくる。虫歯がふえたら歯学部をつくる、そういう社会的な要求にこたえてつくることも結構、また必要でありますけれども、同時に教育を受けたい、みずからの人格の高揚を図りたい、そういう希望を持っている人たちの希望にこたえること、むしろそのことの方が教育の役割、社会的な要求にこたえるという意味での研究部門での役割の一面に、そういう教育の役割というものが国立大学をより一層つくる方向へ努力をしななければいけないのではないかと気がしてゐるわけでありまして、今日、文部省として、今後の大学教育整備の目標を進学率何%もしくはその範囲に当たる年齢層の何%ぐらいに置いておりますでしょうか。

○佐野(文)政府委員 高等教育の規模を今後どのように想定していくかというのは、これからの社会、経済情勢の推移であるとか、あるいは国民の高等教育に対する需要の動向の変化等を見ていかなければなりませんし、非常にむずかしい問題でございますが、当面、昭和五十五年までは、むしろ量的な拡充よりも質的な充実の方にウエートを置いた施策を進めていくということを考えております。

現在高等専門学校を含めて進学率は三九・二%でございますが、現在私どもが施策の指針としております高等教育懇談会の考え方では、昭和五十五年で進学率は四〇・三%ぐらいの目標になっております。ことしから五十五年の間は、いわゆる十八歳人口は百五十五万人ぐらいのところであつて、余り変動がございませぬ。したがってこの五年間はほとんど高等教育の規模は従前のようには広げないで推移をしたいというふうな考へてゐるわけでございます。これまで、昭和五十年までは、年間高等教育の規模は、

入学者の規模にいたしまして二万七千人くらいずつふえてきておりますが、われわれが五十一年から五十五年までの間に目標としております規模の量は、五年間で三万二千という程度の数を考えているわけでございます。五十六年以降の十八歳人口が増大にかつたときの計画というのは、六十年を目標準度として策定を進めるわけでございますが、これについてはなお何%を目標にするかということとは確定をいたしておりません。ただ問題としては、御指摘のように、一たん四〇%まで広がった高等教育の門の広さというものを、十八歳人口が増加してくる段階で、仮にたとへば三五%というような形に落とすということが可能であるのかどうか、あるいは適当であるのかどうかという問題がございまして、高等教育については、量的にふくれ過ぎていて、もっと質的な充実を図るために高等教育の量をむしろしぼるべきだという意見と、もっと高等教育の量を広げて多様な発展を考えた方がいいのではないかと、両方の御意見が率直に言つて現在あるわけでございます。それらを十分考えながら、五十六年度以降の、いわばわれわれとしては後期の高等教育の整備計画の策定を急ぎたいというふうな考へております。

○中野(寛)委員 その場合に、総体的な受験希望者がそう多くはふえないということでございますが、しかしいまお先ほど来問題になっておりますように受験地獄、その中で私は大学はどこでもいいのだと思へば、そういう人たちにとってはいま確かにかなり広い門であることは事実でございます。しかし、どうしても国立を目指す人たちにとってはなお一層地獄的な感覚というものが強いのではないのでしょうか。私学を望むというよりもむしろ国立を望むというそのいまの心理的な状況をどのように思つておられますか。

○佐野(文)政府委員 私どもはもちろん国立大学、公立大学、私立大学、それぞれ高等教育の中で教育研究を分担しているわけでございますが、事の性質からして、まず高等教育の拡充は国立を

もって行くというふうには考えておりません。かつて国立と私立の規模のシェアがファイブティール・ファイブティールであったことがございましたから、そういうことをとらえて今日の私立と国立とのシェアが国立の二〇に対して私立が八〇であるというのはいかがでしょうか。もつと国立のシェアをふやしたらどうかという御指摘が一部には確かにございしますが、私も単純にそういうふうには考えておられません。むしろ高等教育の整備というにはいかないであろう。むしろ高等教育の整備というのを考える場合には、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、国公立を通ずる問題として、全体を通じてどうやって高等教育の質、量の対応を考えていくかということを生懸命考えなければならぬというふうには考えているわけでございます。

ただ、実際問題としては高等教育の機会における地域間の格差がございます。

地方の場合にはどうしても高等教育機関への進学ということが困難だということがございますので、そういったところにはどちらかというと国立の高等教育機関の方が計画的には置いているきやすいということがございます。そういうために、これから高等教育機関の国立における整備を図る場合には、地方における国立大学の学部、学科の増というのを中心に考えてまいりたい。いまお願いをいたしております予算あるいは法案において、来年度国立大学については二十名の定員増を考えておりますが、そのほは九一％くらいは地方の大学のものがございます。

○中野(寛)委員 お答えにはございませんでしたが、先ほど来の質疑の中でお答えがあつて、より一層就職に有利な大学を選ぶという意思が大学選択について特定の大学に偏る、そのことが非常に地獄的な様相を呈する原因の大きな一つになつていっているという御答弁があつたと思うのです。しかし、そういう意味では先ほど来たたとえば指定校制度の廃止、そして学歴社会に対する疑問、そのようなものを大臣が大胆に打ち出しておられることには非常に敬意を表するわけであります。

が、やはりそのためにはどうしても模範を示すということも必要になつてまいります。

たとえば端的な例ですが、今度の組閣で何々大学が何人だとかというのがよく話題になります。いっその関係名簿——あえて出身校を内閣で発表されるわけではないでしようけれども、必ずそこには出身校名がついてまいります。真実かどうかは私も新米にはまだよくわかりませんが、私も官僚社会を題材にした小説を読みますと、必ずそこに出てくるのは東大何年卒だとか何とかとかというのが出てまいります。むしろいまいお役所の経歴書、履歴書、そういうものから学歴社会を抹殺するという意味でその方々の出身母校を消して人事をおやりになるというふうなことがむしろ一つのデモンストレーションとして必要になるんじゃないでしようか。そのようなことについて現在の各官庁の実態を——そういうことはないんだとおっしゃるかもしれませんが、現実には全くないとは私は言い切れなかつたと思うのですけれども、むしろそういうものを率先して取り上げになる、そういうことについては、大臣、いかがでしようか。

○海部国務大臣 組閣のときにまず学校名を書かないようにしたつて私はいいと思ひますし、それから他の官庁のことはまだ未経験でよく存じませぬけれども、文部省におきましていろいろな人事を扱いますときに、この人はどの学校の卒業だからというのを重点に選ぶのではなくて、やはりこの分野で非常にすぐれた能力を持つていらつしやるから今度はこの分野をやつてもらおうとかというふうな決め方をしておるはずでございまして、また現に私が承知しております限りでもいろいろな経歴を持った人が文部省の中ではそれぞれのポストについて働いておるわけでございまして。

○中野(寛)委員 文部省に限つてのお話がありました。文部省は非常に広い分野にわたつておりますから、中にはお医者さんの資格を持った人もいますでしやうし、そういう専門的な知識の中で選

択がなされるであろうことは私も想像にはかたくないのでありますが、しかし文部大臣としてむしろそういう役所の中の、他官庁を含めての今日までの人事に対する実態というものを、単にきれいでなくてはなくて、本当にそういう実態がないかというふうなことを調査をして、そういううわさが少なくとも流れない、国民はみんな一様に東大中心で選ばれていっていると思つております。そういう感覚をむしろ役所の中から拭き出すという御努力をなさつたらいかでしやうか。そう感じますが、いかがでしやうか。

○海部国務大臣 いろいろさうまでの事実に対してさういつた角度の御批判があつたことは、これは私もよく承知をいたしておりましたが、現在少しづつ流れは変えていかねばならぬということでございますし、また今年度文部省が大学卒業生を採用する上級試験の制度そのものにも疑問があるかもしれませんけれども、しかしその採用の中では東京大学だけではなくて、むしろ東京大学卒業生は今度の採用では半分以上になりました。地方の国立大学とかあるいは複数の私立大学から人材を求めてやつていこう。私がいま調査しました限りにおいては少しづつでも文部省の流れが変わつて、単に東大だけに頼つてやつておるのではない、こゝろ言い切つていと思ひますけれども、なお御指摘の点等については十分心にとめてやつていきたいと思ひます。

○中野(寛)委員 次に、国立大学の問題とあわせて、やはり私学に行くということになりますと大変負担が問題になつてくることはもうだれもが否定できないところであります。そのためにいろいろな民間の銀行等で教育ローン制度なんというものが発足をいたしましたようでございます。むしろ私は奨学金制度等がきちんと整備をされる、また入学金や寄付金等について一つの歯どめがかげられる、その分についてきちんと国の方で補助がなされるということになれば、このように教育ローンなんて、何かこれからは家や土地を買つて子供に財産として残すことはできないからせめて教育

をローンで買おうかみたいな情けない話に、私はそのことはさういふ現象を象徴しているのではないかと気がしてなりません。そういう意味で奨学金制度の拡大、その他入学金や寄付金等に対する態度、そして教育ローンについて、これは民間でやることですから自由と言へばそれまでですが、そのことが実質的に国の制度の中で、民間でやる必要がないようになってしまふ。また、より一層親の負担を減らすために所得税からの教育費控除方式、教育費の税からの控除、このような御提案は先ほど来わが党からも御提案申し上げているわけでありますが、そのような諸問題についていかがでございませうか。

○海部国務大臣 基本姿勢を申し上げますと、できるだけさういふ方向に向かつて改善を積み上げていきたいということでございます。またま例に出ました教育ローンとおっしゃいますけれども、これは民間の銀行がやつていふことでありまして、これに対してとやかく介入はできませんけれども、ほくの率直な気持ちから言いますと、そこまでやつてもらわぬでも、わが方でも至れり尽くせりいろいろなことを考えております。たとえば今年度入学の一時金が親にとっては大変だろつというときには、教育ローンは申しませぬけれども、一時金の分割払いを学校法人そのものが制度として打ち立てるといふときには、その学校法人そのものに融資をして、そういうような方法がとりやすいように努力をするとか、これは新しく始める制度でございまして。

それからいま御指摘の育英資金のことでございますが、これもまだこれで一〇〇％理想の姿だとは決して申しませぬけれども、昭和五十二年度の予算では四百三十一億、事業費では五百十二億七千万円用意いたしました。三十三万五千人の学生を対象に行なつていこう、貸し付けますときには、国立、公立よりも私学に通う生徒に対する貸付枠を大きくしていこうというやうな配慮、こゝろいつたこと等を踏まえてやつていこうというわけでございます。

最後にのつした税の対象控除から除いたらどうか。このことについては昔から議論、検討はされてきておる問題でありますけれども、ことしも実は文部省としてはいろいろ検討はいたしたのですが、税調との話し合いの段階とかいろいろなところで、必ずしも控除というものは個別の状況全部を理想的に救うものではないではないか。たとえば税の控除という制度をとれば、納税をしていらつしやる層から学校へはやはり行つていらつしやる、それから納税していらつしやる層でも、何か後からも必要ならば専門的に御説明させますけれども、私の記憶によれば、所得の額の段階によって同じ金額を控除しても、何かかえって所得の上の人の方がメリットのあるような結果がいまの計算上出てくるとか、いろいろな問題点等がありまして、そのほかにも壁がございまして、考え方として税に入るのとはどうかという議論等もございまして、今年ではできるだけ制度をつくるなりあるいは財政支出、直接支出のお金をたくさん用意することによって少しでもそういった問題を改善していくようにしよう、こう踏み切ったわけでありますから、税のことは、ことしはせつかくの御提案でございましたけれども、手についてはおりません。

以上です。

○中野(憲)委員 教育ローン制度がはびこる、これは民間でやることですからそれを禁止することはできないでしょうけれども、やはりそういうものが幅をきかすということは、一般の学生や父兄に対するPRというものが十分に行き届いていないということが一つの原因ではないか。大学ではPRするんではなくて、むしろ高校でPRしなければいけないのじゃないだろうか。そういう制度があるから安心して私学へ行けるという、コースを選択する段階でのPRというものが本当はもつと必要なのではないだろうかという気がするわけでございます。その辺はひとつぜひ御要望申し上げたいわけでありませう。

同時に、税からの控除方式でありますけれども、

その控除の仕方は所得控除の方法、税額控除、いろいろ控除の仕方はあるでしょう。その中でより一層効果が発揮される方式というのは、御検討いただければあるはずでございます。私もそれはそういう観点からあらゆる方法で、いま私も日本の中において、特に勤労者、サラリーマンが先ほど申し上げました子供たちに残してあげられるものはやはり教育が中心だということ、ほかに目に見えぬ財産として残るものがないということに批判するのはなく、そのことが中核であることだけはやはり事実だと思えますから、そういうことにぜひ御検討を積極的、前向きにお進めをいいただきないうふうな思ふわけであります。

そういう意味で、試験に対して非常に厳しい状態に置かれてる理由の幾つかを取り上げたわけであります。国立偏向ではないか、学歴社会がやはりその理由ではないか、そしてまた負担金制度が理由ではないか、いろいろの理由の中で、それは試験地獄のそういう心理負担に対する原因の幾つかのうちの一つであろうかと思うので、あえて取り上げたわけであります。

さて、次に試験の問題に移らせていただきたいと思ひます。

人間の成長にとってそのようなテスト、試験、そういうものに自分の一生をかける、後ほど私は別のお話を申し上げますけれども、一生の大半が決められかねないようなそういう大きな試験を受ける年代というものは、教育的に言いましたらどのくらいが適当なんでしょうか。

○佐野(文)政府委員 今日この段階では、十八歳のところで大学の入試を受けるわけでございます。私は、もちろん入試地獄と言われているような形で受験技術に走った勉強をしたり、あるいは非常にたくさんさんのことを試験のために覚え込まなければならぬという状況を改善をすべきではないかな、と私は思ひます。ですから、そういう時期に入試試験を契機として高等学校時代における学習を積み重ね、さらに大学においてみずから進もうとする分野のために必要な勉強を一生懸命すること自体は、決して地獄ではない。それはやはり本人として十分に役に立つ大事な勉強であらうと思ひます。ただ、そういうことが中学校の段階でも高等学校の段階でも行われることは決して望ましくない、私はそのように考えます。

○中野(憲)委員 そこで、大学入試制度の改革の中から少しでもそういう心理的な負担をなくしていく、その努力が今度の共通試験にもあらわれているのであらうと私も前向きに考えたいとは思ひますが、同時に、そういうものを受けるための選抜の基準になるものをどの段階で子供たちがするかということ、そのことが私は子供たちの精神的な成長の中できわめて大きな比重を占めると思ふのです。だから先ほど鳴崎先生の御質問の中でも触れられましたが、あらゆる機会に——特に今度の共通試験制度についてだつて、最初から理想的なものはできないでしょう。いろいろな試行錯誤を繰り返しながら、恐らくより一層適性なものをつくっていくこととされるのだからと思うのです。と同時に、私はその試験を受ける方もそういう試行錯誤をするゆとりという幅が与えられるとすれば、試験を受ける方もやはりそういう幅が与えられなければならないと思ふのです。別にそれは比較する次元のものではありませんけれども、そういう中で、豊かな経験の中から適性な進路を選ぼうわけではなくて、いろいろな人生のバイパスというものが特に子供であればあるほど、若ければ若いだけ必要だと思ふのです。進路指導も必要でしょう。しかし自分の判断が間違つたときに、そしてどんなにりっぱな先生であつてもその子供のすべてを適正に判断できるわけではありませぬから、その学校の先生の指導に基づいて進路を選んだけれども、やはりちよつと合わないわいという場合もあるでしょう。子供たちが何か選択をしたときに、その後取り返しがつかないという緊張感を過度に持たせることが、たとえば試験地獄の一因にもなっているのではないか。そういう意味での人生バイパスこそが必要なのではないのかと私自身も思ふわけであります。

そこで、共通テストが行われますけれども、共通テストは一次試験はもちろん一回限り、二次試験を全国各大学が同じ日にやつたとしたら、いわゆる取り返しがつかぬわけです。少なくとも現在第一期、第二期がありますので、取り返しがつかないかもしれないけれども、第二期を受けるチャンスは残されているわけです。そういう意味において、私もいままで以上に心理的な圧迫が受験生にとって強くなると思ひますが、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 一期校、二期校を一元化した場合に、片方で、従来からいわゆる二期校コンプレックスと言われているような、一期と二期との間に格差があるというような印象を解消したり、あるいはそれによって真にその大学を志望する者が志望校を慎重に選ぶようになってきたり、あるいは一期、二期の重複合格者によって国立大学に結果的に相当な欠員が出てくるというふうな問題がなくなつたり、あるいは二期校に非常にたくさんの方が殺到していることが示している表面的な適当な入試競争というふうな印象を静めたり、そういう効果があります。ありますけれども、同時に御指摘のように、一期、二期をなくすることが入試のチャンスは二回から一回にしてしまふということ、受験生に心理的な心配と申しますか、不安を与える、そういうふうにあるというところも否定できないだらうと思ひます。もちろん、理論的には国立大学の入学者の枠というのは決まっていますから、一期、二期を通じて適当な者が入つてくるというところは、それは一期校、二期校を区別しても区別しなくても同じことだと思ひますけれども、しかし心理的な問題がある。

さらに、一回目には非常に健康状態が悪くて不幸なことであつたけれども、二回目には実力を発揮するつもりだつたが、それがだめだつたというふうなことが出るではないかという御指摘もあるだらうと思ひます。私も、そういう点で、一期、二期を一元化するということによって、先ほ

ど申しましたメリットというものを期待するわけでごいしますが、同時に、できるだけ一元化しつつも、受験生側のいわば第二次志望を生かす方法を考える。それは、共通一次のときに一応志望校を二校書いて受けますけれども、共通一次の結果を見て、自分は第二次のときには志望の大学を変えてもいいというふうなことを考えたり、あるいは二次試験の際に、現在でもやっておりますけれども、工学部なら工学部の中で第一志望は何学科、第二志望は何学科というふうな形で、受験生の側の第二次志望をできるだけ拾い上げてやる配慮をするとか、あるいはまた、今日でもかなりの大学では、実際に合格した者が入学者にならないでそこに欠員が出たりすることがあるわけでございします。そういった場合のいわゆる第二次募集というふうなものをもう少し各大学が工夫をして、そこで受験生の側の二次志望を生かすような方途を工夫するとか、そういったことで、できるだけ二次志望を生かすという対応を現在検討しております。一次、二次を通じた国立大学の入試の実施要綱の中で、そういった点を明らかにしていきたいと思っております。

○中野(寛)委員 そうすると、再び試験を受けなくても、二次志望目が生かされることがあるということになるわけですか。

○佐野(文)政府委員 ケースというか、その態様によるのだらうと思えます。工学部を受けて、そしてその受けた結果によつて、第一志望の方の学科には入れなかったけれども、第二次志望の学科には入れたというところはもちろんあるでございします。それが、それ以外に、欠員の生じている大学等に対する二次志望というものについては、やはりもう一つ別の事情になりますから、それをどうするかはその大学が決めるということになると思えます。それにしても、共通一次の成績とあるいは調査書というものがございしますから、そのところの工夫はいまよりもはるかに弾力的にできるといふふうに思います。

ことにしなければ具体的に話が進められないということかもしれませんけれども、しかし私は、少なくとも受験生にとつては、先ほど申し上げたパスが一つでも二つでも多いことが心理的に救われる道になると思うのです。そういう意味から、これを余りやり過ぎますと、一学期、二学期の二期校を受けた人たちのコンプレックスが出てきたりというふうないろいろな弊害があったとおっしゃる、それを再び繰り返すことになってしまいかもしませんけれども、一次志望、二次志望、それが二次志望でなくて三次志望でもいい、そういう中で選択される幅がより広い方が、受験生にとつては助かるわけです。ましてや実力本位ということ、その実力をどういう実力と評価するかは別にいたしまして、試験はやはり受けることができる回数が多いほど、一回で通ればそれにこしたことはありませんけれども、落ちた人にとつては、もう一回受ける機会があるほどそれはいいわけです。それを無限に続けろとは当然言えません。言えませんが、せいいく二回もしくは三回までというチャンスが残されているということ、第一回目の試験を受けるに当たって、失敗が許されることによつて、幾らかでも平常心が保たれるとするならば、それも心理的な圧迫を防ぐ一つの要になるでしょう。いろいろな工夫をその中でぜひしてほしい、それがいまの受験生の心理だと思ふのです。そういう方向での今後の御検討はなお残されているのでしょうか。そして、その方向での御検討がなされるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 現在入試改善会議の方で、国立大学協会の方で御検討になりました共通一次試験のあり方を基礎といたしまして、一次、二次を通じた国立大学の入試のやり方、あり方について検討をいたしております。これについては、できるだけ三月のうちに試案のようなものでも公表をいたしまして、さらに意見を聞きながら、法案の成立を待つて原案の成案を得たいというふうな考えでいるわけでございしますが、その中で、いま申しましたような二次志望の生かし方についての検討が行われております。もちろん、先生御指摘のように、これはほとんど用心をしてやりますと、一期、二期の弊害を再び招くというふうなことになるかおそれませんから、そこは十分に考えなければいけない課題であると十分に戒めはいたしております。

それから、そうした二次志望の生かし方と並んで、やはり推薦入学の制度がございまして、これを採用する大学は、国私を通じて逐次ふえてまいっております。これも制度としては基本的には望ましい制度でございしますから、それが正しく発展をしていくように努力をしてまいりたい。これも高等教育に入ってくる道を広げると申しますか、数をふやすという点では、非常に意味のある制度であらうと思ひます。

また、一つのコースを選択した後で、たとえば工業高等専門学校を選択して進学した者が、やはり大学で勉強をしたいというふうな気持ちになったときには、大学の工学部の方へできるだけ編入学のできるような方途を考えたり、あるいは技術科学大学という新しい大学に進むことができるような方途を考えると、いよいよ、高等教育機関の間の流動性ということの促進についても、さらに努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○中野(寛)委員 それではもう少し技術的なことを、若干内容をお聞きしたいと思ひます。

一次試験と二次試験の比重は、各大学で決められるのかもしれませんが、どのぐらいの比重で採点されるのですか。

○佐野(文)政府委員 これは御指摘のように、各大学において両方の試験の結果、あるいは調査書その他の大学が行います資料というものを総合的に判断をしてやつてほしいということ以上にありません。それは各大学が判断することになります。御指摘のように、たとえば芸術系の大学のよう、むしろ二次の実技の面の成績等を非常に重視するというふうなところもございしますし、あるいはそうではない一般の大学の場合もござい

ますから、大学によって一律ではないということに相なります。

○中野(寛)委員 その一律でないのが行き過ぎましてどつちかに偏り過ぎますと、たとえば二次試験のみに偏りますと、一次試験で単に足切りだけをやって人数を制限してというふうな、いわゆる予備試験的なものにしかならないということになってしまふでしょう。むしろ、それが必要でないといすれば、足切りをやらないでできるだけ希望者を全部受けさせることがいいわけではございしますけれども、その辺につきましては、やはりセクターの方で各大学と協議をしたり指導したりなさるの

○佐野(文)政府委員 国立大学協会の方でこれまで調査研究を進めて、実施の具体的な方法についての考え方を示しているわけでございしますが、その中では、一次、二次を適正に総合評価をするようにということを求め、また、いま御指摘のいわゆる足切りと言われております予備試験につきましては、両方を総合して判断をするという趣旨から言つて、それが一般的に採用されることがあつてはきわめて遺憾であるから、これはできるだけやらないように、もしやるにしても、非常にたくさんの方の入学志願者があつて入試を丁寧に行き届いてできないというふうな状況がある場合に限つて三倍程度を目途に足切りをやるなら、しかしそれは決して足切りを奨励するということではなくて、どこまでも一次、二次の総合的な評価の上に立つて判断をしていくという基本的な方針は貫いてほしいということを言つております。私もそのように考えているわけでござい

生方の進路指導がかなり徹底して行われたせいもあるのですが、職業高校を選ぶ人たちが非常にふえているというのが一つの傾向として報道をされております。しかし、先ほど申し上げましたように、その進路指導だつて決して必ずしも完璧なものではないでしようし、子供の判断、親の判断というものも決して完璧ではないでしよう。やはり職業高校へ進学をした子供たちにとつても、できる限り平等な大学入試の条件というものが与えられなければならないと思います。そのような者に対する配慮というものはどのようになっているわけですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、進学率の上昇に伴ひまして、職業高校から大学へ進学をしたいと考える者の数はふえてきておりますが、反面どうしても職業高校の生徒はいわゆる専門的な科目を履修するということがございますので、一般科目について、普通高校の生徒との競争において、実質上不利な立場に立たざるを得ないという点があるということが心配をされるわけでございます。そのためにいろいろな配慮をするわけでございますが、共通入試におきましては、これは普通高校、職業高校を通じて、外国語は別でございますが、共通必修の科目を中心に行うわけでございます。そこで、そういった意味では、職業、普通高校を通じてそうした共通必修の科目についての条件というのは同じであるということから、共通入試の段階では代替科目というふうなことは考えないわけでございますが、しかしやはり数学であるとか理科等につきましては、これは履修している生徒の数は実際問題として多くはございませんけれども、職業科の教育課程に取り入れられたいふうなものを選択している者があるわけでございます。したがって、そういった数学一般なりあるいは基礎理科についても出題を行つて、これを高校において履修している者はその科目で試験が受けられるというふうな配慮を共通一次についても行つております。そして、二次試験の段階

では、従来からもうございしますが、できる限り職業高校の科目というものを代替して出題するようにする。そして、たとえば商業であるとか、そういった科目によつて受験ができるような配慮をするということも、国大協ももうございしますし、私ももう考えているわけでございます。

さらに、先ほど申し上げましたけれども、職業高校からの入学の場合には推薦入学ということもかなり広く行われるようになってまいつておりますので、そうした推薦入学については今後でもできるだけ推進をするという方針で臨みたい。そういったいろいろな点を通じて、職業高校を出た者が大学で学びたいという者はできるだけ不利な取り扱いにならないような配慮をしまつてまいりてでございます。

○中野(寛)委員 同時にそのような学校の、職業高校の先生方ももうありますが、高校教育の実態の中から、入学試験についてはこういう配慮をしてほしいとか、また、高校生の実態を踏まえたがらの入試を考える、そういう場合に、その試験問題をつくる方々について、大学の先生だけではなくて高校の先生方も何らかの時点で参加していただくということも私も配慮をする必要があるのではないかと思ひますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○佐野(文)政府委員 今度の国大協の実地調査の問題につきましても、その問題について、これはもちろん事後でございしますけれども、高等学校の関係者と国大協の間では協議の機会を持ち、それに対する批判を聞き、あるいは評価を求めるといふふうなことを積極的にやつております。

先ほど御指摘がございましたけれども、大学入試センターを運営していく場合に、やはりたとえば高等学校の側との連絡協議機関というものを入試センターの中へ設けて、そして共通入試のあり方について高等学校の関係者との間に十分な意見交換を行うような、そういう一つの機会と申しますか機構と申しますか、それをつくっていくといふふうなことも考えられていかなければならな

いことであると考えております。

○中野(寛)委員 この入試センター、そして第一次共通試験につきましては先ほど来の御質問の中にもございましたけれども、少なくとも試験に対する心理的な負担を解消する、そしていままわられております文句は、高校で学ぶことのできたものの中から出題をするということによって少なくともその中から出題を避けるということが一つの大きな理由になつていふと思ひます。その利点は、その利点として私も評価をしたいと思ひます。いままで申し上げましたような内容について素朴に、私ももうそうでありまして、少なくとも私だけではないと思ひます。いま申し上げましたような疑点について多くの受験生が、また父兄たちがなおこれから同じように疑問を持つてあらうと思ひます。今後ぜひ一つ一つの諸問題について理解が深められる、そして本当に何かよくなりそうだと、少なくとも希望を持たせていただく、このことが大切なのではないだろうかと思ひます。このことにつきまして、技術的な内容につきましてはPRも含めてぜひ理解を深めていただくということの御努力をお願いしたいと思います。

若干内容が変わるようですが、それに関連をいたしまして、先般来高校生の募集というのでしょいか、学校に出てこなくなつてしまふ、そのことが非常に話題になつていふます。特に東京、大阪、大阪でも公立高校生が三千人募集をする、私立が約六千人から七千人募集をする。東京でもやはりそのくらいの数字が、高校生が募集をしているということが新聞紙上等でも報じられ、また大阪では大阪府議会でもそのことが論じられました。その理由等についても、先般来日教組の方にもお会いをいたしましたけれども、いろいろと調査をこれからするんだというお話でございました。文部省としてその実態について把握をされておられますでしょうか。それは特に普通高校の生徒についてその傾向が顕著であるようなことも聞きました。入試地獄との関係が全くないだろうか、そのような

観点からお尋ねをしたいと思ひます。

○諸沢政府委員 個々の高等学校について、いま御指摘のように在学中の生徒が中途で学業を放棄するとかいうようなケースを一つ一つ具体的に承知いたしておりますけれども、ただ私もが持つております統計資料から見まして、こういうことは数字の上で申し上げられると思ひます。というのは、五十一年三月の時点における高等学校の二年、三年、それからその年度に卒業した生徒の数と、それから前年度の同じ時期に、全国の高等学校の一年、二年、三年に在学しておつた生徒の数にどれだけ開きがあるかということでございますが、それで見ますと、全日制の課程では、一年から二年に上がった場合に約二%の減少がございします。二年から三年に上がった場合と同じく二%ございします。それから三年から卒業というところで〇・八%というふうな数の上では出ております。しかしこれはいま申しましたように、前年度と当該年度との統計上の数値でございしますから、統計上の操作の上でのミスとか、あるいはその間の他校への転出入等の正確な計算ができないとか、いろいろな事由がございします。それから、いま挙げましたパーセンテージがすべて中途で学業を放棄したということになるかどうかは申し上げられませんが、いまま申し上げましたような率の差があるということは事実でございします。

○中野(寛)委員 たまたまここにも新聞に大きく報道されましたからちよつと切り抜いて持つてまいりました。大阪の例ですが、公立高校から姿を消した生徒数ということで、四十六年度千三百七十八人、四十七年度千四百五十七人、これはだんだんふえてきて、五十年年度は二千九百九十二人といふふうなふえていふます。私立を全部調べますと、大体あと七千人くらいになつて、大阪、東京それぞれ一万人くらいは消えている。いろいろな家庭的な事情もあるでしよう。しかしやはりその内容を個々に比べて調べてみますと、勉学意志なしとか、進路の問題、経済上の理由よりも、おもしろくないから家を出したとか、そういうのが非常に

多いわけでありませう。特に成績不振による落ちこぼれというものが大半なんです。高校のあり方と同時に、特に大学を目指すという前提で普通高校へ無理やり押し込められた、少なくともこういう落ちこぼれる生徒たちですから、自分の希望にやなかつた場合がむしろ多いのではなかつたでしょうか。親の希望で押し込められたという部分があるのではないかと。同時にまたそういう落ちこぼれた子供たちは、小学校、中学校において十分ついでいけない教育がなされたということもあるのではないだろうか。いろいろな問題があると思ひますけれども、やはり勉強がどうしてもできない、それが大学入試を目指す、なぜ目指すか、学歴社会、こうなるのではないだろうか、その一つの例としてこうなっている。そしていま地方財政は赤字だ。その中で学校をやることができない。教室をやせない。だからこのように例が出てくる大坂で、一教室四十五人であつたのを、今度四十六人にしようとしています。それで学校の担任の先生方が、それでは十分子供たちに対してめんどうを見てあげられるはずはない、そういういろいろな諸問題が高校の段階でも出てきているわけです。そしていま中学校では、進路指導として、職業高校をこ

としは希望する人たちがふえてきた。いわゆる大学一辺倒的な感覚があつたことによつてこういう事態が生まれてきたのではないかと。先ほど来受験等について、少しでも早く生徒たちの心理を軽くするということが大切なことだ。そして大学の門をできるだけ広げる。それは夜間大学もあるでしょうし、通信大学、それから放送大学、いろいろな機会を通じて、あらゆる機会に勉学ができるという方向をつくるのが緊急の課題であるというふうに私も考えられてならないのです。そういう意味で、この養護高校生の実態についてな

もし踏まえておられないとすれば今後調査をし、対策を講じられる御用意はございませんか。

○海部國務大臣 せっかくの御提案でございませう。検討させていただきます。

○中野(寛)委員 次に、今回上程されております法案の中で、国立養護教諭養成所設置法の方も廃止をするというので、別にそれにかわるものができたから、この分については廃止をするということだと思ひますが、もう間もなく養護教育は、五十四年度からですか、義務化されようとしております。ついでに国立大学の教育学部等に、特殊学校の付属学校をすべて設置されるということはいかがでございませうか。

○佐野(文)政府委員 付属養護学校につきましては、その設置について、鋭意努力をこれまでいたしましたしてございませう。四十六年度に付属の養護学校は十五校でございまして、五十一年度年間で十七校の増設をいたしまして、五十二年度現在で三十一大学に三十二校の養護学校が設置をされております。さらに五十二年度におきましても、三大学に三校を設置をするということで予算のお願いをしているところでございませう。今後とも国立大学における養護学校の増設というものについては努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○中野(寛)委員 これから養護教育が義務化されるということは、それだけいかに養護教育が大切であつたかということの証左だと思ひます。少なくとも国立大学の中で教育学部という学部がありながら、そしてこれから養護教育が義務化されるその時点に立つて、私どもはそれぞれの地域の養護教育の中核となつてその模範を示す、そしてまたより一層充実した養護教育を進めていくための機関として、少なくともすべての教育学部にはこれが設置をされるという方向でなければならぬと思ひます。五十四年度に義務化されるまでにすべく、これは無理かもしれませうけれども、本当に近い将来にそれをすべて設置をしていく。そしてそれぞれの教育学部にはそのような科目を必ず設けるという方向で御努力をいたさ

たいと思ひますが、いかがでございませうか。

○佐野(文)政府委員 付属の養護学校は、学部における特殊教育に関する教育研究に協力をする、あるいは学生の教育実習の受け入れをするというような任務を持っているものでございませう。御指摘のように、私どももできるだけ国立大学においてそういった体制がとれるように努力をしてまいりたいと思ひます。

○中野(寛)委員 それに関連をいたしまして、若干法案からずれますが、その特殊教育なんです。せっかく義務化されるということとございませうから、あわせてこの機会に私はお聞きしておきたいのですが、特殊教育の場合、これは文字どおり幼児から職業までというんでしようか、すべてにわたつて生涯教育的な特性というものがこの養護教育こそは生かされなければならないのじやないでしょうか。それこそはしを持つところから、文字どおり日常生活にわたる、本当に人間としての初步的なことから訓練をしなければいけない。それが、この特殊教育の中身ではないでしょうか。

(藤波委員長代理退席、委員長着席)

私もそう考えますと、文字どおり四、五歳児の教育について、年限を限つて、近い将来これをまた希望者全員入れるようにという御努力をなさつていただいておるわけでございませうけれども、少なくともこの特殊教育、特に心身障害児及び者の皆さんについては、そういう幼児教育というものがより一層先に進められなければならないし、そしてまた義務教育の課程では、一つの施設があり、そしてそれなりの教育や便宜を受けられます。しかし、高等教育はそうはいかない。一定の年限が来たから社会へおっぴら出される。その後、負担するのは親もしくは親戚またはやつと運がよい人は施設に入れるということかもしれませう。しかし、その人たちは、たとえば六・三・三制の中の六・三制が終わつたから、または六・三・三制が終つたからと言つて、年限を切つて、それで義務教育的なもしくは一般的な社会人としての能力を備えたというようにはまいらないわけでありませう。

から、そういう年限を限るのではなくて、職業に至るまで――先日ある新聞にたまたま投書が出ておりました。戸屋の方でしたか、家族とともに、一緒にそういう障害児の生涯教育の場として住宅も含めてそういう団地ができることが投書の中で触れられておりました。この問題について、文部省だけの管轄ではないと思ひます。厚生省の管轄にも出てくるでしょう。むしろこの機会にぜひひとつ大学に養護教育の内容をより充実させると同時に、その特殊性を考えて、総合的な考慮を文部省先頭に立つておやりになっていただいたらどうだろうか。文字どおり生涯教育の問題だと思ひます。このことについて、大臣、いかがですか。

○諸沢政府委員 盲、聾、養護の障害者教育につきましては、これは六・三制というたてまえからして、小学校と中学校に相当する部分を義務教育とする。この考え方は、いわば教育基本法の趣旨にも合うものだろうと思ひます。ただ、御指摘のように、そういう障害のある子供に小学校に相当する教育を始めるにしても、それをより始めやすく、あるいはこれから受けようとする小学校教育をより効果的なものにするために、もっと障害者に対する幼児教育を充実しろ、こういう御指摘はまさにそのとおりだと思ひます。そういう意味で、私どもは、養護学校の幼稚部の拡充整備というようなことをいま一生懸命お願いしているわけでございませう。同時に今度は義務段階を終わった高等部以上の段階につきましても、これは単なる後期中等教育だけではなしに、社会的自立あるいは障害を克服してそれに打ちかつ方法を見つけて出す、そういう意味での教育をしなければならぬわけでありませう。そのことは、高等学校に相当する高等部での教育のみならず、社会教育一般あるいは労働行政あるいは福祉行政あるいは病院の医療の問題というふうなものとの連携をとつてやつていかなければならない問題であり、またそういう方向でいま私どもも義務教育後の特殊教育というものを考えてまいりたいというふうに思つ

ておるわけでございます。

○中野(寛)委員 同時に、先ほど申し上げましたように、それが幼児の段階からであれば、これは文字どおり厚生省の管轄かもしれません。住宅の問題でもあるでしょう。それからその場合は住む場であり、教育の場であり、職業の場であるということについて単に文部省だけで、おやりいただくのは大変結構なんです。それだけでは限度が出てまいりましょう。大臣を通じてでもそういう担当の大臣の方々が本当の意味での福祉政策としてそのような問題について真剣に幅広くお取り上げいただいてはいかかと思うわけでございますが、いかがでございますか。

○海部国務大臣 文部省のとっております施策はいま担当局長が申し上げたとおりでございます。また私の知ります範囲でも労働省がそういった方々に対する専門の職業訓練所というものをつくってそれらの方々に応ずるような職業訓練の努力をしておることも私は承知いたしておりますので、そういったばらばらのものを何か横の連絡をとってよりお互いの関係の中で効果が上がっていくように心がけてまいりたいと思っております。

○中野(寛)委員 最後に二つほど御陳情を申し上げたいと思います。

一つは、先般東京教育大学附属の大塚養護学校へ行きました。この教育大学が近々移転をしなければならぬということもあって、大塚養護学校についても移転の話があるようでございます。そこに通う人たちが、それが移転をされまると、大変不便になるといふこともございまして、そうして見ますと、大変老朽校舎でございますが、何とかあの場所で見えの皆さんやそうして児童の皆さんの便宜を図るためにより備えを充実させ、そうして日本の養護教育の中でも一番伝統のある、非常に由緒のある学校でもございます。そういういろいろな意味を込めてあの場所を充実していただくということをお考えいただくわけにはいかないでございまいしょうか。

○佐野(文)政府委員 教育大学の付属学校につきましては、移転をするということではなくて、現在地において整備をするということでは、全体計画を立てておられますので、御指摘の養護学校についても私どもは移転の計画を持っておりません。

○中野(寛)委員 そうすると、大塚養護学校もそのまあの場所、そうしてできるだけ整備をしていただくということのお約束はいただけますか。

○佐野(文)政府委員 私どもはその方針でございます。

○藤尾委員長 ちよっと大学局長に申し上げますが、私どもはその方針でございますということではなくて、中野君のお問い合わせは、やってもいいというところを言っておられるのですから、やるかやらないか、それをはっきり御返事をいただきたい。

○佐野(文)政府委員 現在地において整備をいたします。

○中野(寛)委員 どうぞそのお約束をお忘れのないようにお願いいたします。

なお、最後にこの議案と若干内容がかわりますが、お許しをいただいて一言だけ御要望申し上げます。

大阪国際空港に近々エアバスが乗り入れになるかもわからないという話がございまして、そうしてその大阪国際空港への飛行機の離発着するその進入コースの真下に多くの学校があります。小学校、中学校、そしてその飛行機の騒音だけではなく、その排気ガス等によって光化学スモッグやその他の原因となつたりして、いままでも数々の問題が提起されてまいりました。これは運輸省、環境庁の問題であらうかと思いますが、文部省は言うならば被害者の立場であります。子供たちの立場に立って、いまより大きな公害をまき散らかさないエアバスの導入について十分調査をしていただき、子供たちの教育環境を守るといふ立場から御努力をいただきたいと思うのでありますが、いかがでございますか。

○犬丸(直)政府委員 大阪空港にエアバスを導入する件につきまして、運輸省の方と連絡いたしましてその対策に遺憾のなきを期しておりますが、いまのところ、運輸省のお話では、エアバス導入自体によって騒音についてはむしろ減少するというふうになっておられます。しかし、そのエアバスによる直接の影響は別として、航空機騒音による被害についてはかねてから連絡いたしておりました。大阪空港周辺におきましても現在幼稚園から高等学校、特殊学校まで含めまして約百五十八の学校が被害学校というようなことになっておまして、いろいろな防止工事、これは主として運輸省の手算でやっていたのでありますが、すけれども、その一部分はすでに完了しておりますし、一部分はいま七分完了、なお計画、いろいろございまして、常に密接に連絡をとりまして遺憾なきを期していきたいと思っております。

○中野(寛)委員 エアバス導入によって音が小さくなるという宣伝をしきりに運輸省によってなされておられるわけでありまして、一つ一つを短絡的に比較をいたしますとそういう部分がありますけれども、総合的になお一層調査の必要があります。それと同時に、防音装置が各学校にかなり設置されてまいりましたから、むしろ音以上に排気ガスが問題だという部分が学校の場合にはあります。排気ガスは明らかに至る酸化物がふえまうので、そのような内容につきまして十分御検討の上、学校教育、特に教育環境の保全に今後万全の御注意をいただきたい。御要望申し上げて質問を終わります。

○藤尾委員長 山原健二郎君。

○山原委員 最初に、この間予算委員会が質問をいたしました杏林大学のいわゆる入学時の寄付の問題ですが、あのときに文部省の方から、文部省に報告している決算と杏林大学の集めた金額にずいぶん違いがある、それはどうなったのかということ、数字については多少私の申し上げた数字と違う、そのとおりではないとお話がありました。

したが、杏会という後援会に入れておるといふ報告があったわけです。私がちよっと不思議に思うのは、学校法人が後援会に対して金を出すということにちよっと疑問を感じております。後援会はもともと学校法人に対して寄付をしてその学校の運営を援助していくという性格だろうと思うのですが、その答弁を聞きまして、あのときには時間がかつたんですが、この杏会の性格はおわかりでしょうか。

○犬丸(直)政府委員 杏会と申しますのは一応杏林大学の後援団体であるというふう聞いております。

○山原委員 杏林大学の後援団体であるならば、その後援会から学校運営について、杏林大学という学校法人に対してお金を出すならわかりますが、後援団体に学校法人が金を出すというのは一体どういうことですか。

○犬丸(直)政府委員 その詳しいことはまだよく存じておりませんが、いろいろな形で学校が募金をする場合に、諸々方々から寄付を求めらるわけでございまして、そのための団体として後援団体というものがございまして、いろいろな方面から寄付その他の形でお金を集めて、それを学校の施設設備あるいはその他いろいろなことがございまして、いろいろな学校の教育の充実のためにその団体から学校に寄付する、そういう例がよくございまして、恐らく杏会もそのような形の後援団体であらうかと思っております。

○山原委員 杏林大学の後援会でしょうか。後援会が寄付を集めて学校法人としての杏林大学へお金を注ぎ込むならわかります。この間の御説明では、杏林大学が入学期や入学金を十数億も集めて、そうして昭和四十七年の場合には、私が指摘しましたように、文部省に出している決算書とは十二億四千万も違う使途不明金がある。昭和四十八年には四億四千万近い使途不明金がある。その使途不明金はどこに行ったのだと言つて私が聞きましたら、その金は大学側から後援会に渡した、こう言うのです。それは逆ではないか。だから、その

疑問をちよつと聞かせていただきたいのです。

○犬丸(直)政府委員 その辺の事情を直接詳しく聞いておりませんけれども、私の想像いたしますのに、いろいろな形で、恐らく、すべての寄付を否会を通じて寄付をするという形にもなっていないかとも思います。場合によっては直接学校法人が受取人になって寄付を受けているという場合もあるかとも思います。それで、事柄によっては直接学校に入ったものもあるし、部分的にはどうか後援団体でまとめておいて、まとまった形である時期に何かの目的で学校に入れる、あるいはそういうことではなからうかと想像いたしております。

○藤尾委員長 管理局長に申し上げますが、あなたが想像で答弁をされるのは御勝手でございますけれども、こういったことは想像で片のつく問題ではございませんから、改めてあなたの方で詳細な調査をなすって、そしてこれはこうであるという御回答を委員会を通じて山原委員に御回答をいただきたい。

○犬丸(直)政府委員 承知いたしました。それでは、その点につきましてよく調べまして、後刻御報告いたします。

○山原委員 これはぜひ調べてください。というのは、莫大なやみ入学金です。やみという言葉は使いたくないのですが、入学期に、しかも、この前指摘しましたように、入学試験の行われる前年度の十月ごろから三千万、二千万と金を集めて、その金を各地の銀行にばらばらに振り分けて預金をするなどというのは異常な事態です。その異常な事態で集めた金、たった百人の生徒から十数億の金を集めるなどという、全く異常な状態の状態で、その金どこに行つたかという、否会に行つたというのです。その否会の実態もわからない。これは私学助成という問題、私どもは大幅の私学助成で国公立間の格差をなくすることが今日の入試地獄をなくする一つの重要な仕事だと考えておりますけれども、こんなところに金を出す必要はないわけですね。もし学校法人がお金を集

めまして後援会に出すような金があるならば、なぜ学校の経常費に使うとか、先生方の処遇のために使わぬのか、あるいは生徒の勉学の充実のためになぜそれを使わぬのか。それを後援会に逆戻りさすということになりますと、何のために国の助成が、国民の税金があの学校へ投入されているかわけがわからぬですね。杏林大学は本当に赤字で困っている、これだけの経費が要るんだということなら、それに対して国の助成金が出てその助成金が有効に生きていくわけですが、何が何だかいかいもわからぬものに金を出すことはないです。だから私学の経理の公開ということがなかつたら、いま予算委員会でも予算審議がなされていまして、いまでも私学助成というものの実態は審議できないのです。たとえば一つの団体に補助金を出すという場合には、その団体の経理状況をよく調べて、そしてこれなら出さなければならぬという金が出ていて、それが予算審議というものです。何が何だかわからないものに千六百五億出す、今度の予算は千六百五億でありますけれども、もちろんそれがすべてわけのわからぬところに出ていくわけではありませんが、しかしそういう意味では私学の実態というものを文部省がつかんでいただく、あるいは国民もわかるようにして、そしてこれだけの金は私学に要するということになったら迫力を持って私学助成ができるわけですね。そうすればやみ金を取らなくてもいいんだという目標ができるわけです。その目標もわからない、どんなことをやっているかわからぬところへ何は金を注ぎ込んだって、やみ入学金は上がると一方だという状態ですから、私は去年もこの点を指摘したわけですが、あれだけ指摘をされて文部省がまだ実態を調査していないというのは大変不満なんです。不満ですけれども、いままでの状態から言うならば私学の自主性に介入してもいかぬというふうな御配慮もあつたと思ひますからいままでは黙っていましたが、自殺者まで何ばでも出てくるような状態でのやみ入学金の問題を退治しようとするときに、この実態を知らず

してこの問題は見通すわけにはいかぬです。どうしてもここで決着をつけたいと思つております。だからいま委員長も言われましたようにできる限りの調査をされてこれからなくしていく。あの学校はまだ民主化されていないのです。私は去年取り上げて、あの学校が少しでも民主的な運営がなされ、教授会の意見が反映できるような状態になっておればまだしも胸の中がおさまりますけれども、理事長さんも全くそのまゝ、いままでのやり方もそのまゝ、そして今度も助成金が出る、こうなつてくると国民の税金を投入する立場で国会議員——幾ら大学の自治があると言っても、経理の公開は大学の自治への介入でも何でもありません。喜ばないのは一部の理事者の一族、一族だけが目をむくだけのことであつて、みんな喜ぶわけですね。本当はこれが大学の自治です。大学の自治を隠れみのにして何が何だかわからないような会計経理をやっているというのを許しているような状態が私学助成なんという問題は問題にならぬというふうなことになるかぬ問題です。そしてまたそういうことがありますと通つてくる学生諸君もやな思ひをして通うわけですから、そういう点でこの点はぜひ御調査をいただきます。否会の性格、定款、そういうものをこの委員会に出していただきたいと私は思っているわけでございますが、その点いかがでしょう。

○犬丸(直)政府委員 私ども、経常費助成をいたします場合には、その対象となる学校の教員数であるとか実際に給与をどれくらい出しておるかとかあるいは学生数、そういうものにつきまして教員給与なり何なりに使われておるかということにつきまして厳重に調査をいたしております。なお、しかしおっしゃるとおり全体の大学の運営、経理の運営そのものにつきまして重大な問題があるわけでございます。特に寄付金をめぐりまして最近いろいろ問題も起きておりますので、寄付金をめぐりましての大学の経理のあり方につきましてもさらに調べを進めたいと思つておるわけでありまして、さしあたりまして、おっしゃいました否会の問題につきましては調べましてそこで御報告申し上げたいと思ひます。

○藤尾委員長 山原君に申し上げますが、この問題につきましては先ほど申し上げましたように、委員長が責任を持って御報告をさせます。これと私学助成全体の問題とは絡むところがございまして、これも、これは別個の問題ということにひとつ御了解をいただいて、この問題はこの問題として処理させていただくようにお願いいたします。

○山原委員 よくわかりました。私学助成の問題につきましては何といつても、いままでも論議されておりますように、国公立間の格差をなくするという立場で大幅の助成を行つていくという考え方にはもちろんわれわれも文部省の方も見解の違ひはありませんので、その点混乱した形では受け取つておりませんので御了承いただきたいと思ひます。

次に、今回の入試センターを含めまして共通一次試験の問題でございますが、これにつきまして、きょうもいろいろの各関係者の意見など見せていただいているわけですが、ずいぶんまちまちな意見もありますし、不安もあるという状態でございます。まして、場合によりましては例の偏差値問題が大学入試にまで拡大されるのではないかと、いふうな心配もあり、また入学生徒の負担が一層増大するのではないかと、いふうな疑問、あるいは先ほどからも出ておりますように、教育内容に対する国家統制が強まるのではないかと、いふうな疑問が出ながら、また不安がありながら、なおかつ五十四年度の入学生から一次テストを実施するという前提のもとに法案が出されているわけですね。したがって、この文教委員会での審議をいたしまして、つまり採決という段階を迎えるわけですが、この採決をされた場合には、賛否両論があるとしても、仮にこれが成立をいたしました場合にはこれに基づいて、不安やさまざまなことがあつ

てもともかく五十四年度から実施できるという性格を持った法案となつてゐるわけでありませう。したがって私も鳴崎委員から提起されましたように、あるいは小委員会の提起がなされたわけですが、この不安に対しては説明をする、あるいは問題点は明快にして説明をしていくという立場をとらなければならぬというふうなけさからの質問を聞いておりましたし、感じているわけでありませう。そういう意味で、この問題についての審議はかなり慎重な審議をしていく必要があると思ひますし、また将来のことについての答弁を文部省側としてはされるわけですから、その答弁についてはかなり責任を持つてもらなければならぬというふうなことを考へるわけです。そういう意味で幾つかの質問をしていきたいと思います。

一つは廃学となる学校の人事問題について伺いたのですが、この国立学校設置法の法案審議に当たりまして、茨城大学と愛知教育大学の養護教諭養成所が廃止になることになってゐます。もちろん教員養成は当然四年制学部で行うべきであるという考えを私も持っていますから、この廃止についてどう言ふわけではありませんが、この廃止に当たりまして教員あるいは職員の身分保障がなされるべきであると思ひますが、教職員の希望に従つて別の職場が与えられるかどうかとかいうような身分保障の問題については文部省としては明確な態度を持っておられると思ひますが、いかがでしょうか。

○佐野(文)政府委員 養護教諭養成所につきましては、御指摘のように教育学部の養護教諭養成課程に発展的に転換をするものでございます。その場合に養護教諭養成所の教官定員は転換の進行に応じて教育学部の養成課程の定員に切りかえてまいります。養成所の現職の教官を教育学部の教官に採用するかどうかというのは教授会の問題でございませうけれども、この両大学につきましては、養成所の方と学部の方との話し合いが十分に進んでおりまして、両養成所の教官はすべて計画的にそれぞれの大学の教育学部の教官として採用される

ということになっておりますので問題はございせん。また事務職員につきましても、それぞれの大学の教育学部等の職員として適切な配置を行うというところで協議の整つてゐるものでございませう。

○山原委員 廃学をされる場合、もちろんそういう廃学をした学校の教職員については、今度の場合も、茨城大学あるいは愛知教育大学の場合もそういう配慮をされてゐる。これからは廃学の場合については、文部省としてはそういう教職員の身分保障というものについては万全の対策をとるといふお考えとして受け取つてよろしいですね。

○佐野(文)政府委員 養護教諭養成所は、逐次それぞれ学部の養成課程に切りかえてまいります。その切りかえについては養成所側と学部側との協議ということを進めてもらひまして、移行についても問題のないように配慮をしてまいることを考へております。

○山原委員 これと関連しまして今度の東京教育大学の問題ですが、大学局長にも先日もお会いして御要請を申し上げたわけですが、何しろ三月三十一日という筑波移転の問題と関連をしましてこの身分の問題が若干問題になってゐます。そこで伺ひをするわけですが、現在の東京教育大学における教職員の数及び文学部、理学部、体育学部の教職員の数と来年度の予算定員につきまして、ちよつと伺つておきたいのです。

○佐野(文)政府委員 東京教育大学の教官の現員数は学長と付属学校の教官を除きまして二百七十人です。これに対応いたします教育大学の昭和五十二年度の教官定員は、全体計画に即しまして三百人となるわけでございます。

また、五学部のうちの文学部、理学部、体育学部の三学部につきましては最終募集年次の入学者は卒業することになる年次でございませうが、実際問題として各学部とも留年者がそれぞれ三十名程度見込まれますので、結局五学部とも昭和五十三年三月三十一日つまり教育大学が閉学される時期までは存続をするということになることが見込ま

れております。

○山原委員 いまおっしゃつたように、全体では二百七十名の教官、それが今回の予算では二百三名、職員の場合は、私の聞きましてのところでは二百四十二名、それが予算では百五十六名というふうな聞いておりますが、これは正確でしょうか。

○佐野(文)政府委員 御指摘の数字で正確でございます。

○山原委員 文学部が四十八名が今回の予算ではゼロ、理学部が六十三名が今回の予算ではゼロ、体育学部二十一名、今回の予算ではゼロという定員になっておりますが、五十三三年三月三十一日まで、留年学生を含めて、存続をするというのですけれども、この定員はゼロとなつてゐるわけですね。文学部、理学部、体育学部、この定員はどこへ行つてゐるわけですか。

○佐野(文)政府委員 定員は、先ほども申し上げましたように、計画に従ひまして筑波大学の方へ移行をしてゐるわけでございます。

○山原委員 そこで、筑波大学へ定員が移るのですが、現在お聞きしますと、たしか文学部で、先ほど言ひました四十八名のうち二十数名ですか行き場所がない、それから理学部で四名の方が任用先がまだ決まてゐない、こういうふうな聞いておるわけですが、その点はいかがでしょう。

○佐野(文)政府委員 教官の移行の問題につきましては、現在教育大学と筑波大学の双方でいろいろと協議をし苦心をして配合を考へてゐるところでございませう。現時点において御指摘になりました各学部の教官のうち具体的に何人程度の者が問題としてあるかというふうなことは、私どもは承知をいたしております。

○山原委員 東京教育大学から筑波大学へ移行をするという希望の人は筑波大学へ移るといふのが本来のたてまえではなかつたのですか。

○佐野(文)政府委員 筑波大学の創設というのは、もちろん新しい大学の創設ではございませうけれども、教育大学の筑波への移転ということとを契機といたしまして行われる性質のものでございま

す。したがひまして、東京教育大学から筑波大学へ移りたいというふうな考へる教官につきましては筑波大学へ転任をすることを前提として計画されたものと考えております。ただ、両大学は法的には別個の大学でございませうし、転任等につきましては当然それぞれの大学の所定の手続に従つて行われるべきものでございませう。われわれ文部省といたしましては、両大学の協議によつて筑波大学への円滑な移行が行われることを期待するといふことでございます。

○山原委員 あと四月一日までその日数もない、半月程度になつてゐるわけですね、現在手続をとつたとしましても間に合ふという状態もあると思ひますし、また希望してもなかなか筑波大学の方がとらない、定員は向こうへ行つておる、人は行けない。東京教育大学の場合に、たとえば文学部、理学部、体育学部は定員がゼロになるわけですが、これは五十三三年三月三十一日まで学校は存続するといふお話でありますけれども、どういう操作をして学生を教えることになるのですか、筑波大学の定員でやるわけですか。

○佐野(文)政府委員 先ほどもお答え申しましたように、五十二年度の教官定員が教育大学におきまして三百人ございませう。この教育大学の定員とそれから筑波大学との併任と両方の措置を使いまして残つた留年者の教育に当たるわけでございます。なお両大学とも昭和五十三年三月三十一日ぎりぎりまで、先生の御指摘になりました移行の問題については努力を続けるということを言つておりますので、私どももそれをさらに両大学において熱心に取り進めてもらうようお願いしておるところでございます。

○山原委員 そうしますと、来年の三月三十一日まではともかく身分問題についての話し合いがなされていくという形で、それまではいづれにしろ筑波大学があるいは併任という形があるいは東京教育大学に残るといふ形ですが、そういう形で身分は統いていく、その間に話し合いを進めていって円満な解決をしていく、こういう方針ですか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のとおり、教育大学の定員を活用いたしまして、身分はなお継続をしながら移行の問題について両大学が詰めるということでございます。

○山原委員 そうすると、四月以降の身分もその点では保障されるわけですが、いま私が申し上げたのは、筑波大学移行というのを希望しておる教職員の場合を話したわけですが、いろいろな事情で筑波大学移行ということを希望していない人、この人が文学部で八名おいでになるといふふうに聞いておりますが、こういう方については、どういう処置がとられるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 筑波への転任を御希望にならない教官の取り扱いというのはまさに教育大学の問題であり、また御本人のお考えによつてどのようなポストにおつきになるかということであると思います。

ただもう一つの問題は、事務職員の場合には、家庭の状況等で転任の困難な職員がかなりございます。これについては、教官とは事情が違いますので、両大学で協議をしてもいい、さらに文部省も中に入りまして、たとえば都内の大学の事務局に何とか転任ができないかといふようなあつせんをすることというような努力を私もはいたすということで、現在努力中でございます。

○山原委員 筑波大学への移行を希望しない方々、これは四月に入りますと、結局身分がなくなりますか。

○佐野(文)政府委員 教育大学の方のお考えによつて具体の事情は決まるでしょうし、また御本人のお考えもあると思いますが、定員の面から申しまして、その方が当然に五十二年度に入つて失職をするといふようなことはございません。身分をつなぐことは可能でございます。

○山原委員 ちょうど私、当時の筑波大学法案の審議がなされたときの議事録を持っていますけれども、当時の木田大学局長は、かなりはっきりと筑波移行についての身分問題については答弁を幾たびかしておるように思います。それは、希

望される方々を全部受け入れるだけの体制は整えておりますということでございます。したがって私は、今日の段階でも希望する先生方についてまだごたごたしながら、しかも定員ももう向こうへ移つてしまふ、定員は向こうへ移つて人は残るというふうな状態までは起こらないのじやないかと思つておたわけです。国会答弁でございまして、かなり明確な答弁を各党の議員に対していたしておりますので、当然それは守られるべきものだと思つてきましたけれども、いまだにまだ解決ができない。たとえば一年の間に、五十二年の三月三十一日までいろいろな折衝が続くと言つては、私は、折衝が続くというのは正確なものではなくて、むしろ移行を希望する者は当然定員と一緒に筑波大学へ動くものだといふふうに思つておたわけですね。

だから、東京教育大学と筑波大学との関係といふのは、新しい大学ではありませんけれども、また個々の先生方の任用の問題ではなくて、移行に伴う人事として非常に明確になつて法案審査が行われたわけですね。不幸にして筑波大学法案というものは、非常に騒々しい状態の中で採決が行われましたけれども、しかし審議の過程で、筑波大学ができた後に、東京教育大学の教職員の身分がどうなるかといふことは、大変真剣な問題としてこの委員会でも論議をされて、それに対して文部省の責任者が、その点では心配ないと答えているわけですからね。

そうしますと、その国会における答弁からするならば、すでにその問題は、それほどごたごたしなくても解決できるものだと考えておりました。また文部省も国会答弁の立場から言ふならば、かなり責任を持った態度をとつて、きつぱりこの問題は解決しておるといふふうに考えておたわけですが、いまだに未解決の状態であるといふことは大変残念であります。その点で、私も今度入試センターというものを設置する、しないの法案の審議をやるわけですね。だから、これについての先々がどうなるかという不安、心配をもちな

がら、ここで質問皆さんしているわけですね。それに対して大学局長、文部大臣は答えになつてはいるわけ、この答えについて責任を持たなければならぬわけですが、そういう意味で木田大学局長当時、奥野文部大臣の当時でありましたけれども、国会で答弁をした、この移行に当たつて希望する者は全員筑波大学がこれを受け入れる体制は十分に整えていまして、この答弁は真実であつたのかどうか、いまま変わりはしないのかどうか、この点はどうしても伺つておかなければならぬと思つていますが、いかがですか。

○佐野(文)政府委員 当時の木田局長が御返事を申し上げましたように、教育大学が筑波大学に移行するという件につきましては、教育大学の希望する教官が筑波大学へ転任可能である、そういう定員の改正といふのは十分にとつたわけでございます。

ただ、先ほども申しましたように、具体の人事の案件といふものについては、もちろん事の性質上、教育大学から筑波大学への移行といふことを前提として、両大学が円滑に進めるべきものであり、そのように期待をいたしておりますけれども、個々の人事の問題は、これはやはり大学のそれぞれの手続に従つた処理、取り扱いといふものが必要でございますから、その点において最終的な問題を残している。ただ、それについては、両大学はおおざりぎりまで努力をするといふことを申しているのが現状でございます。

○山原委員 確かにそういう問題もあると思ひますけれども、それじや再度伺ひますが、希望する者については、少なくとも木田答弁のように解決をするという決意をもつて文部省としては臨まれておるといふふうに確認をしてよろしいわけですね。

○佐野(文)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、文部省としては、両大学の協議によつて筑波大学への円滑な移行が実現することを期待するといふ以上、今日の時点で個々の人事についての直接的な文部省の意見といふことを申し上げ

げることができないことを、御理解いただきたいと思ひます。

○山原委員 それほど後退をされては困るんです。希望する者については法案審議のとき、そういう答弁をしておられるわけですね。希望する者については受け入れる体制がありますと、期待するといふことじやなかつたんです。期待するなどという立場で私たちは審議していません。だから最初に申しましたように、学校が一つ廃学になる、新しい大学ができる、あるいは移行するといふような場合には、それは家庭の事情とか通勤上の問題とか、さまざまな条件があつて、その新しくできた学校へ行かない方、希望しない方もいらっしゃると思ひます。けれども、少なくとも希望する者については御安心ください、受け入れる体制は十分にありまして、この委員会でも言つておられるわけですね。それは期待します、両大学の話し合いに期待しますなどという文部省の態度ではなかつたわけですね、その点これを覚えていただければ困ります。

○佐野(文)政府委員 転任を希望する者を筑波大学が受け入れる体制、つまり定員の面における受け入れ体制といふのは整つてはいるわけでございます。ただ、それに従つて逐次移行が行われてきているわけでございますが、今日の時点で残っている個々の人事の案件について教育大学がどのように判断をするか、あるいは筑波大学の側でどのようにそれに従つて具体の受け入れを考へるかといふことになりまして、これはやはり筑波大学の問題になるわけでございますから、その面においては両大学のさらに協議と円滑な移行といふものを期待するといふのを申し上げたわけでございます。

○山原委員 そうなつてくると、私もちょっとだけわらざるを得ないので、ちょっと時間をいただきますのでございますが、筑波大学に移行するといふ構えて論議をされてきましたね。新しい大学には遠くない、しかし東京教育大学を廃学して筑波大学に移行するといふ、また発展的な問題としても

ここで報告を受けているわけですね。そしてそのためには定員も筑波大学へ行っている。先ほど言ったように現に行っておりまね。大学の移行だということでも図書も全部向こうへ行っているのです。都合のいいときには大学の移行だと言つて定員を持っていく、本も持っていく。しかし、人は気に入らぬから残すとか——気に入る、気に入らぬというようなことは私よくわかりませんけれども、希望している者については、定員は向こうに行つていくけれども、あなたは採らないということになつてくると、個々の問題について私たちはここで論議するわけにはいきませんけれども、しかし少なくとも国会の答弁では、希望する者については全部採るのだという認識を私たちは持つてきたわけです。だから、個々の大学の話し合いは新しくできた筑波大学の裁量に任すべきものではないふうには私たちは少なくとも受け取らないでいたわけですよ。移行という問題、定員も移行する、図書も移行する、すべて移行しているのに人だけは、何かごたごたしているのか知りませんが、これは採らないということになつてまいりますと、結局何のために国会で審議して、希望する方については全員受け入れるという国会答弁と違つたことになつてくるわけですからね。そこはどうしてもはつきりしていただかぬとごあいさつは悪いのです。仮に五十三年の三月三十一日まであと一年間話し合ひは続くかも知れません。続いても最終的には文部省としても責任を持つてこれは解決しますというお話をいただかないと、ちよつとこれはごあいさつが悪い。どうですか。

○山原委員 具体の人事、具体のものと、こう言つてこられますとこちも困るわけですね、移行だ移行だ、こう言つてこられて、そして国会でもそういうふうな御説明になつてきました。そして定員も図書も行く、人は具体の問題だからごあいさつが悪い、こうなると、これはちよつとこちらとしても受け入れかねるわけがございまして、ここでやりとりしても遅くなつて時間がたつばかりでございまして、これ以上押し問答してもだめですけれども、しかし少なくとも国会できつぱりと答弁した立場は文部省は貫きまして、直ちに解決できないとしても、身分は保障しながら来年の一年間にはきつぱりと文部省として解決してみせるというぐらゐの決意は表明していただかないと、これはちよつと進みませんよ。

○佐野(文)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私も両大学の間に円滑な移行が行われることが望ましいと考えております。またそういう立場で大学に対して十分な協議をお願いしているわけがございまして、さらに両大学に対してそういった円滑な移行が行われるように十分な御相談をいただくように私たちも重ねて指導をしてまいりたいと思つております。

○山原委員 希望する者については受け入れる体制という答弁ですからね。定員の問題じやなくて希望する者については受け入れる体制をつくるというまぎに個々の人間の問題として答弁をされていくのですから、もう一度筑波大学法案が審議された当時の議事録をお読みいただきまして、国会答弁に対しては誠実な態度をとっていただきたいと思つております。また、いま局長が言われましたように、両大学について、なお文部省が責任を持つてこの事態の解決のために努力されるように要請をいたしたいと思つておりますが、海部文部大臣、その点よろしいでしょうか。

○海部國務大臣 努力いたします。

○山原委員 入試センターの問題について、ずいぶんいままでいろいろな点から御意見が出ましたので、できるだけタブラないように質問をしたいと思つております。

一つは、入試センターの問題につきまして、これだけで現在の入試地獄といふものが解決されるものではないとあらうと思つて、今日の日本の大学入試問題を解決するためには、やはり基本的な問題にすべての重点を向けなければならぬと私は思つております。先ほどから出ました学歴社会の、学歴偏重の問題あるいは大学間の格差の問題あるいは私学に対する助成の問題など、いままでも論じられてきたこと、これはまさに正攻法の問題解決の、困難ではありますけれども基本的な立場だと思つております。したがって、何となく今回の入試センターができることによつて入試試験地獄の解消になるのではないかとというような期待を持たすことは、これは大変な問題が起ると思つております。その点で、今日の大学入試問題を含めて大学の抱えております基本的な問題解決ということに重点が常に志向されなければならぬと思つておりますが、その点のようにお考えになつておるか、文部大臣のお答えをいただきたいのです。

○海部國務大臣 いろいろな角度から御議論がありましたように、私も入試試験制度一つを変へることによつて今日抱えておられる問題がすべて解消するとは思つておりません。したがって、私学の充実の問題とか大学間の格差は正の問題とかあるいは学校における教育そのものの充実の問題とかあるいは御指摘の社会における学歴が必要以上に幅をきかせておられる現在の風潮、仕組みを改めていくとか、いろいろございまして、いろいろございまして、しかし大学の入学試験の制度というものもやはりほつておけない状況になつておると私は判断をしておるのです。じやどういふところからどうしてほつておけないか、これまたいろいろな角度から問題点がありますが、たとえば一面、きょうまで指摘されてまいりました難問奇問という問題、これはやはり高等学校における学生生活というものがそれによつてゆがめられた面が確かにあつたわけでありまから、共通一次試験を受けるときは高等学校における教科科目、誠実

に努力を積み重ねておればそれ以外から難問奇問にさらされることはないのだという保障がきちんと立てられれば、受験生にとっては一つのメリットだらうと思つて、それによつてまた高校生活の持つ意味合いも変わつてくるだらう、あるいはまた一回一発のペーパーテストによる選抜についていろいろな御批判がございまして、今度はその弊害を少しでも除去しようというので、第二次試験についての具体的な内容がまだ世に示されておられません。これは各大学が自主的に七月をめどにおやりになる。それにやはり調査書の活用とかいろいろなことを考へて、少しでも受験生にとつて総合的な幅の広い角度から選抜をされるようなことができれば、この受験制度の改善ということによつてもある程度緩和される面もあるわけでありまから、これがすべてだとは決して言いませんけれども、これもまたやらなければならぬ改革の一つである、こう受けとめまして、改革をしたいと思つておるわけがございまして。

○山原委員 一つの重要な効果として、いま大臣も申されましたように、いわゆる難問奇問からの解放ということですね、これは私も、この入試センターができまして衆知を集めるならば、難問奇問がある程度解消することができるといふふうにも思つております。それが一つの大きな効果であるという点ですね。しかし、果たして難問奇問が相当部分解決できるかという点については、これは大学局長に伺いたいのですが、自信を持つておられますか。

○佐野(文)政府委員 国立大学協会がこれまでの調査研究に当たつて非常に力を注いだ点の一つに、どれだけの共通入試の問題を非常に大量のマークシートを使ったテストという制約の中で実施できるかということにあつたと思つております。これまでの実地調査の結果示されて試験問題、これは高校の関係者からもよく練れた問題であり、また客観テストではあるけれども従来のマル・パツ式のような単純なものではなくて、できる限りその制約の中で、従来客観テストではなかなか見

ることができないと言われているような分野についてもその成果を判定できるような問題を工夫するといことが行われて、これまでは関係者からは高い評価を受けておりますし、私も従来は国大協の調査結果については高く評価をいたしております。またそれだけに、これからさらに入試センターを通じての試験問題の調査研究が進むわけでございますから、問題の質に関する限りは十分に期待できるというふうに考えております。

○山原委員 いま何遍か制約、マークシートの制約という言葉が出てくるのですが、その制約が将来災いをなすようなことは心配していませんか。何回かマークシート方式のテストを続ける中でそれが一つの制約になるという御心配を持っていますか。

○佐野(文)政府委員 むしろ、これから調査研究が進むにつれてさらに問題はよくなっていくであろうし、またそういう問題の集積というものができていくと思います。そのことは、たとえばすでに非常に大量の共通入試の経験を持っているアメリカ等におきましても、長い間の調査研究あるいは実施の経験を通じてすぐれた問題の集積が行われております。それと同じようなものがわが国の場合にも十分に期待できるというふうに思っております。

○山原委員 現在試行しておりますコンピュータは何を使っているのですか。

○佐野(文)政府委員 これまでの調査研究におけるコンピュータによる集計というのは、入試改善調査施設が自分でやっているのではなくて委託をして行っているものでございます。今後は入試センターがみずからのコンピュータを備えるということに相なります。

○山原委員 その機械は先ほど出ましたものですね。先ほど鳴崎先生の質問に対してお答えになったのが、今度の予算で決まれば新しく入ってくる機械というのはそれですか。それはいつから動き出すわけですか。

は、先ほど御質問のございましたマークリーダーとしてはアメリカのウェスチングハウスの物が二台入ってくるわけでございますが、コンピュータは国産の物を入れる予定でございます。この基礎になった物と同じ物ですか。

○佐野(文)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、これまでの調査研究で使いました物は委託をして使った物でございますが、今度は新しく国産の機種を入れます。FACOMを入れるはずでございます。

○山原委員 もう一つの効果として、共通一次試験をやりますと、二次試験をどうするかという問題にかかってくるかもしれませんが、各大学の入試作業というのは一転して軽くなるだろうという感じがしておりますが、その点も一つの効果ではなからうかというふうに考えるわけですか。

それからもう一つは、正解その他オープンにされる場合に、国民の批判がどんどん集中できるとい意味でも一定の効果があるのではなからうかというふうに私は思っている。

そういうことを申しながら同時に、それとやらはらに問題点もないわけではなくて、それもけさからいろいろ出ているわけですね。

一つは、この制度によって基本的なことが忘れられると言わうか、この入試制度の技術的な改革によつて本来、入学試験地獄をなくするための格差は正とかいう基本的なものがその陰に隠れてしまえば大変なことになるといことですね、そういう危惧の念も持っております。

それからもう一つ、鳴崎さんの質問を聞きながら非常に心配しますのが、高等学校教育の内容に對する一定の規制が出てくるのじゃないか、こういう心配ですね。テストが繰り返されるうちに、全国画一化された試験が出てくる中で、高等学校教育というものが一定の画一性をおのずから持たされていくとなれば大変な問題でありますし、またそれが国家統制につながるという指摘がなされたわけですが、その心配についての歯どめという

のは一体どこにあるのかという点を伺っておきたいのです。

○佐野(文)政府委員 やはり大学入試センターにおける調査研究というものが続けられそれが進められるということ、それから具体の出題については、各大学から選ばれる委員によつて衆知を集めた出題が行われて、そのメンバーも固定をしないである年数をもつて交代をしていくというふうな工夫が行われるということ、さらに高等学校側とも入試の問題について連絡協議を行う機構というものをセンターの中に連絡協議会のような形で設けて、高等学校からの批判というものをできるだけ受けとめ、吸い上げていく体制をとることを考えること、それから何よりもこの共通入試というものは大学入学試験の一部として各国立大学によつて行われるものであるということが歯どめと言ふことができようと思ひます。

○山原委員 いまおっしゃったその歯どめとなる一つの問題として、これからの調査研究ということがございします。それはどんな調査研究が行われるのかは私もまだわからない部分になるわけですね。

それからもう一つ、一つの機関として委員の構成を固定化をさせないで委員の交代ということと、高等学校側の意見を聞くための何らかの機関をつくる、連絡協議会のようなものをつくるというお話が出てきたわけですが、これは何かいままでの文書の中にあるのでしょうか。高等学校との連絡調整などというものはどこかに出ておりますか。

○佐野(文)政府委員 高等学校側との連絡協議のための機関という機構を入試センターにおいて考えようということは、従来の調査書の中には出ておりません。ただ、たとえば入試についてどのような概要要求をしていくとか、あるいは入試センターの運営のあり方をどのようにするかということについて、私どもは国大協の方と協議をする場を設けておりますけれども、その席上で国大協の側から考え方としてそういうことを積極的

に検討したいという発言がございましたので、それを基礎としてお答えを申し上げておきたいでございます。

○山原委員 実体としてはそういう連絡協議会のようなものはまだ存在しないのだけれども、この委員会の答弁では、大学局長は、そういうものではないという答弁をされているわけですね。それは国大協の話し合いの中に出てきたかもしれないが、どんなものができるのだろうか、そういうふうな心配もして、各新聞社などが収録しています高等学校側と国立大学協会の方の、この入試センター作成の過程における各地で行われている話し合い、座談会を見ますと、必ずしも意思がうまく合うようになつていないのですね。言いつ放しで大体終わっているような記録が、資料を見ますとずっと出てくるわけですね。そうしますと、意見は聞くといつても、果たしてそういう保証があるのだろうか、あるいは機関としてどんなものをつくるのだろうか。それは国立大学協会の方のお仕事でございします。こうなりますと、私も国会が国立大学協会へちよつかいを出すことはできません。だから、かなりその辺の構想といひますか、これから先、共通一次試験の試験問題をつくる場合にも、調査研究はしていく、あるいは委員は差しかえる、あるいは高等学校の意見は聞く、その高等学校の意見を聞くという一つをもちまして、どういう形の意見を聞く体制ができるのだろうかという心配も出てくるわけですね。局長の言われることはわかるのです。そういうものは恐らくできるだろうとか、そういう話がいままでもあったのだというところはわかりますが、これだけ重大な問題、しかも高等学校の教育がゆがめられないように、その共通試験によつて高等学校教育全体の内容が画一化されないようにという性格を持った重要な懸念が出てくるものを説明するについては、ちよつとこの辺の根拠が薄弱ですね。私はそこを心配するわけですよ。どれだけ高等学校関係者の意見が反映できる体制がこの入試センターにとられるのか、そこは相当話し合つて

おかないと、できてしまったわ、入試センターは入試センターで、ああこれはもうおれたちがやることだというふうに突っ走っていく。ある程度意見は聞きますよと言って、アンケートをとったりして意見は聞くのだけれども、それは聞くのではなくて聴取する程度にとどまって、ここが突っ走っていくというふうなところについての歯どめというのの一体どこにあるのだろうか、ここらが一つのこの問題の焦点になるのではないかと思ひます。その辺、質問、答弁のやりとりですけれども、お考えがあったらぜひここで出しておいでください。

○佐野(文)政府委員 やはり一つは、これまでの国大協の慎重な調査研究の進め方あるいはその成果というものが、土台として、関係者を納得させるだけの重みを持っているということが言えようかと思ひます。もう一つ制度的な仕組みといたしましては、文部省の入試改善会議という場がございます。ここでは、入試改善の方策について、共通入試が発足しました後におきましても検討を毎年加えていくわけでございますが、その入試改善会議のところには、国大協の方からも出てまいりますし、高等学校の方からも先生方が参加をして、一般の学識経験者も加えた場において議論が行われるわけでございます。その場における検討という仕組みが一つあるわけでございます。

それから、入試センターの中に高等学校との間の連絡協議のための仕組みを設けるということについては、この委員会における御審議の過程を踏まえまして、私の方で国大協なりあるいは入試センターの側に、この点はぜひとも考えてもらいうように要望をいたしまして、実現を図るということを考えております。

○山原委員 余り長時間とってはいけませんので、その点を私は一つの問題として残しておきたいと思ひます。

それからもう一つは、高等学校における農業高等学校、工業高等学校、職業高校の問題は、先ほど御質問がありまして、答弁もなされておったわ

けですから、これは省略しますけれども、この点についても私はまだ少し疑問を持っています。たとえば、実業高校生の切り捨てということ、高等学校長会がかなり反発をしたという記事も出ておりまして、当然出てくる疑問、三点のかなり重要な疑問が出されておりますが、これらについては、いままでも国大協の研究の過程において説明をするような、納得さすようなお話ができていますのでしようか。

○佐野(文)政府委員 共通入試の科目の中に、理科であるとかあるいは数学一般であるとか、そういった職業高校が開校している科目が導入をされたというところは、やはり高等学校側と国大協の側との話し合いの結果生まれてきている改善の一つでございます。あるいは英語についても、当初は英語Bということで考えられていたものが、最終的には、国大協の側は英語Aを選択する者についてのもその取り扱いについて考えようということとまで来ております。

もちろん職業高校の側には、もつと広く代替科目を共通入試についても取り入れるべきではないかという意見がなおございます。しかし、いま申しましたような点を踏まえて、たとえば工業について代替科目の準備をするということになりますと、工業高校の子供が選択をする専門科目というのは十科目にも及ぶわけでございますから、それらについての共通入試の時点での選択科目制の導入というのは、技術的には非常にむずかしいわけでございます。したがって、いま申しましたような点で、できる限り職業高校側の配慮をすると同様に、二次試験のときに代替科目を、進む専攻分野に応じて考慮をしていくことを考える、あるいは推薦入学というものをさらに推進をするというところで対応をしようということでございます。

○山原委員 二次試験がまたそこでちょっと問題になってくるわけですね。二次試験については、まだいかにもわれわれにわからないわけで、各大学においてそれぞれ七月段階までに研究をされる

ということですが、さてその二次試験がかなりまた重要な意味を持つてき始めるわけですね。いまもお話があったように、工業、農業高等学校の場合、こういう場合についても一つの重要な性格を持つてき出したように思うのです。

それから先に進みますが、もう一つの問題は、大学間格差の問題です。いわゆる旧帝大と地方大学の関係で、たとえば千点満点の場合に、六百点以上は東大クラスであるというのがまた出てき始めますと、これこそいわゆる偏差値といいますが、そういうものとの関連が出てきて、おまへはこの程度だ、この程度の大学へ行けばいいという割り振りがあるわけで行われていくことになると思います。またこの共通一次試験の問題から、大学にまで偏差値問題が拡大していく可能性があるのではないかという心配も出てくるわけでございます。これについては簡単に答ええください。それはもう自信を持っていますか。

(委員長退席、藤波委員長代理着席)

○佐野(文)政府委員 問題は、共通入試というものが、何点をとったから大学に入れるとかなんとかいうことではなくて、一次と二次を総合した判断、あるいはその他の諸資料を総合した判断ということに使用されていかなければならない。そういう意味では、いわゆる足切りという形で使われることをできるだけ避けなければならぬということがあると思ひます。

○山原委員 これは足切りの問題がまた問題になるわけですが、一応質問の項目だけ済ませておきます。

もう一つの問題は、一校、二校の問題を一体化するということがありますが、これはまた私学へ殺到するのではないかといいわけですね。先ほど大臣も言われたように、共通一次試験と二次試験で一発勝負をなくするのだというのですが、今度はまだ国立大学における一校、二校の一体化の中で、また一発勝負が国立大学については迫られるという問題が受験生には出てくるわけですね。そうしますと、一発勝負ではかなわぬという

ことで、今度は歯どめをつくるために私学の方へ殺到してくるという可能性が出てくるわけですね。その辺はどういうふうにお考えですか。

○佐野(文)政府委員 先ほど申しましたように、一校、二校の区別があることによつて出ている非常なデメリットがありますので、その解消を共通一次とあわせて行いたいというのが趣旨でございます。今日非常に多数の大学をいおかけ持ちして受験生が受けているという実態があることは十分に承知いたしております。本来そんなにたくさん大学の受け持ち受検をするということは望ましいことではないと思ひます。しかしながら、受験生の心理として、一回だけの機会では不安であるということをお考えになつていて、こどもわがままです。一期、二期を廃止する一方で、できるだけ学生の二次志望を生かす具体的な方途というものを考えていくという対処の仕方を考えているわけでございます。

○山原委員 この足切りの問題と、いまの受験生の動向、流れがどういうふうに変化するかというのは、ずいぶん研究されておると思ひます。その辺の不安といえますか。もともと一校、二校校というものは、スタートしたときそれほど理由があつて分けたのではなからうと思ひます。すけれども、そこから一校と二校の差が出てくるというふうなことで、これはときどきかえたつて私はいいいような気もしているわけですが、そんな問題もあります。

もう一つ伺つておきたいのですが、入学試験の科目は現在五つですね。それは適切だと思ひますか。

○佐野(文)政府委員 考え方としては、いわゆる五教科以外にも、たとえば体育であるとかいった科目についても共通入試をやつてはどうかというふうな議論はあつたわけでございますが、共通入試によつて高等学校における基礎的な学習の達成度というものをよく見ていくことを考えるならば、五教科というのが最も現実的ではなからうか。ただ、これをそれ以上狭くするということになる

と、片方では受験生の負担の軽減ということになるにしても、高等学校の教育というものについて悪い影響を与えるおそれがある。やはりこの五教科については、共通必修科目を中心にして共通入試をやりたい、また、それが適当であろうという判断を国大協はしたわけでございます。

○山原委員 それから、この共通一次試験の時期の問題、先ほど十二月下旬というふうにおっしゃったのですが、この場合、高等学校におきまして、二学期というものはどういう性格を持つのかということ、もし、試験が目前に迫ってくる段階で、三年生になって選択した科目なんかは、これは大変な事態を迎えると思いますが、三学期は全くだめになるといったらあれですが、三学期は大体二学期、三学期はこのために授業は相当混乱するのじゃないかというふうな感じがしますが、その点、検討されていますか。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように、高等学校の立場からすれば、共通入試の時期は遅い方がいいということは言えようと思います。しかしながら、共通入試を実施した後で、たとえば一部の地域が豪雪であって試験を受けることができなかったという場合に、再試験をするとかあるいは追試験をするというふうな期間のゆとりを見たり、あるいは実際問題としてわが国の豪雪の状況というふうなことを考えますと、一月あるいは二月に試験期を設定するというのは、自然条件としてはどうも適当でないということがございます。そういったところから、国大協の方と高等学校側とも話をいたしまして、高等学校の側も、事情やむを得ないということで、冬休みというふうな線が現在出ているわけでございます。これから後も検討しなければなりませんけれども、基本的にはそういう事情があつて十二月の冬休みの期間というものはやむを得なかつたかと思ひます。ただ、たとえば日本史であるとかあるいは世界史であるとか、そういうものについては、確かに進度の上で問題がございますので、その点は出題範囲について考慮をすることが必要であるという指摘が国大協に

おいてもなされております。

○山原委員 これも先ほど出ていましたけれども、いままでもやられた模擬テストについて、高等学校側の反応としては、むずかし過ぎるという声が出ていますというふうには私は聞くのですが、その点は余りありませんか。

○佐野(文)政府委員 これは受験をした者についてもアンケートをとっておりますし、高等学校の意見もとっておりますけれども、むずかし過ぎるというよりは、レベルはむしろ普通であるというものが多く、というふうには承知をしております。

○山原委員 それからコンピュータの問題と絡めまして、一つは、訓練をした子供たち、また田舎から来て全くそういう訓練を受けていない者との間には、恐らく二、三割方のハンディキャップがつくだろうということを知っておりますが、そうなりますと、当然こういう試験に対応するための受験準備がまた新たな問題として出てくると思ひます。それはすでにもう出てきておるという状態でありまして、これらについては余り心配をしていないというふうには思つていいのですか。

○佐野(文)政府委員 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、共通一次の出題と採点の方式ではございますけれども、長年の調査研究の結果、偶然によつて正答が得られるというふうな性質のものではなくて、選択肢を多くしたり、あるいは二以上の選択肢の群からそれぞれ一個を選択させて、両方が正解であればそれを正解とする、片一方が違つていけばそれは減点をすると、あるいは図表を出題いたしてマークによつて方程式の曲線を作成させるといふような、いろいろな工夫が行われて、偶然性によつて左右される確率をできるだけ減らす、皆無にするといふことを目標に検討が進められてきて、またそれに近い問題がつくられるようになっております。したがつて、高等学校における基本的な事項について十分に学習を行つていけばいい、それが大事なのであつて、

技術的な練習によつて偶然による正解度を高めるというふうなことは意味のないものだといふふうな、そういう問題をつくることに努力をしておりますし、またそういう性質のものだと思ひます。ただ、実際問題として模擬テストが行われるであろうといふことは、私も懸念をいたします。

また現にすでに一部行われていることがございまして、そういう模擬テストによつて練習をすればいいとか、あるいはその練習によつて受験技術を高めることが必要だといふふうな形で、せつかく受験技術から解放しようとする共通入試について、さらにそんな受験技術を磨くような趣旨での模擬テストが行われるということは大変好ましくないので、これはまた業者のやることではございませうけれども、私もできるだけの自衛を求めるといふことで対応をいたしております。

○山原委員 最後の段階へ入りたいと思ひますが、いろいろ伺ひまして、もちろん文部省としてはこういういわば技術改革によつて万般いいのだといふふうにお考えになつて、また答弁者としては当然そういう立場で御答弁をされるわけだと思ひますけれども、しかし、いろいろな面から心配は心配として出してそれを解決していくといふ立場をとらなければならぬと思ひます。

一つは、この入試センターの自主性といふことが、そういうものはどういう形で保障されるのか、ここには教授会ができると思ひますが、この教授会といふのは、いわゆる大学の自治に沿つた、原則に基づいた教授会としてお考えになつておるかどうかが、これについて何つておきたいのです。

○佐野(文)政府委員 大学入試センターの運営につきましては、もちろん大学入試の一部として共通入試が行われる。その中で共同処理に適するものを分担していただくわけでございますから、他の国立の共同利用の機関と同じように、その自主的な運営を確保する必要があります。そのために評議員会であるとかあるいは運営協議員会であるとかそういう組織を設けて、それには各国立大学の学長、教官あるいはセンターの

教官というものが参加をして運営をしていく、そういう仕組みを考えているわけでございます。

○山原委員 その評議員会の構成とか、人数は先ほど言われたように思ひますが、大体評議員会を構成する構成分野とかいふようなものは、まだ決まつていないわけですか。

○佐野(文)政府委員 国立大学協会の方と御相談をしていくわけでございます。その御相談に従つていくわけでございますが、十五名のうちの相当部分が国立大学の学長あるいは教官になる、そういうことでございます。

○山原委員 そうしますと、たとえばこの入試センターの組織として、入試問題を作成するのは一体だれなんですか。その評議員会とかそういうものは基本的な問題を、原則を打ち立てるが、一体だれが出題者というふうになるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 大学入試センターの中に、科目別に入試問題の作成のための委員会がございます。その委員会の責任者は各国立大学の教官で、入試センターへ客員教授として入つてくる者が当たるわけでございます。それ以外の方は各国立大学にお願ひをして、委属をして参加をしていただくということになります。

○山原委員 文部省とこの入試センターとの関係ですが、どういふふうになるわけですか。

○佐野(文)政府委員 センターは、文部省との関係におきましては、国立大学あるいは国立大学の共同利用機関と同様な関係に立つものでございませう。文部大臣の所轄に属するものでございませうけれども、その運営については、先ほど申しましたように独自性が尊重されるものでございませう。

○山原委員 出題の機構といたしまして、大学人だけでなく民間教育団体とかあるいは学会とかあるいは高等学校の先生が参加するといふような、広く教育関係者の参加をするような機構として考えてよろしいでしょうか。それはどういふ組織になるのか、それは考えていないのか、どうですか。

○佐野(文)政府委員 これは先ほど御議論のあったところでございましてけれども、共通入試というのはやはり大学入試の一部として行われるものでございまして、国立大学の側で責任を持ってその問題を考へていくことになると思ひます。したがって、入試問題の作成の委員会の中に、直接に国立大学の教員以外の人が入ってくるということは、恐らく考へられないと思ひます。そのかわりに問題の評価であるとか、そういう面について、先ほど申しましたような高等学校との連絡協議会の場を設けるといふような、別途の配慮が加えられることに相なります。

○山原委員 そうしますと、批判とか意見は間接的には聴取する機能は持っているけれども、それ以上の参画ということはまずないという機構ですね。

○佐野(文)政府委員 入試問題の作成それ自体については、部外の方が入るといふことはなからうと思ひます。また、入らない方が適切であろうと私は思ひます。

○山原委員 二次試験の問題についてでございしますが、たとえば一次共通テストをかなり大きくウェイトを置いて重視をするとか、あるいは二次試験の方にむしろウェイトを置くとか、あるいは論文程度で済ますとかいふようなこと、あるいは科目をどういふふうにするかとかいふようなことはすべて各大学に任されるわけですね。

○佐野(文)政府委員 国大協は、御案内のようにガイドラインを設けまして、共通一次の趣旨を十分に考へた二次の検討といふことを求めておりましてけれども、事の性質としては、御指摘のように各大学が判断をすることです。

○山原委員 この入試センターの運営について文部省との関係は、任命その他の立場でわかりましたが、いわゆる文部省側の干渉とかそういうことは、そういう関係以外には一切ないといふふうには判断してよろしいですか。あるいは、そういう点ではこういうきつとした歯どめがありますよと説明できるものがあるのでしょうか。

○佐野(文)政府委員 文部省と国立大学あるいは共同利用機関との関係と同じでございします。直接私の方が干渉するといふようなことはあり得ないことでございします。

○山原委員 これでおきたいと思ひますが、最初に申したように、入試センターの問題についての帰趣はこれから決まるわけではございませんけれども、この入試センターを構成するといふ点でぜひ長い研究がなされてきた。また、大学の自主的な検討がなされたという点では、私は、一定の前進、またそういう性格をもつておると思ひます。

同時に、これは文部大臣として、もうこれ以上申し上げる必要はないと思ひますけれども、やはりこれが一つの隠れみのになって、今日の入試地獄といひますが、この問題が、何となく基本的部分に忘れられるということが絶対にないように、いまの日本の大学が抱えている大学間格差の問題とかそういう問題は、これはむしろこの問題を契機にして、さらに解決のために前進をするんだ、そういう決意が必要だと思ひているのです。

ところが、福田総理大臣の話を聞きまして、この入試センターができるために、何となくすべてが解決するかのような発言もなされておりました、それについては非常に大きな危惧を持っています。それでございしますが、決してそういうものではないという点で、文部大臣の決意をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○海部国務大臣 最初にお答え申し上げましたように、私は、これはすべて解決するものではなくて、ただ解決するために非常に大事な一つのテーマである、こう考へておりますので、そのほかにもいろいろな問題については、総合して推し進めてまいりませんと、完全な成果を上げることではございませんので、そういう考へ方を取り組んでまいります。

○山原委員 終わります。

○藤波委員長代理 西岡武夫君。

○西岡委員 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に関連をいた

しまして、高等教育あるいは六・三・三・四の学校制度の問題について、また入試問題の改革について海部文部大臣の基本的な御認識を承りたいと思ひます。

初めに、今回の法律でございしますが、岩手大学に人文社会科学部をつくることを初めとする改組あるいは医療技術短大、歯学部等の創設、新設がそれぞれ法案に盛り込まれておられるわけではございませんけれども、これまで文部省が医科大学あるいはこの法案に見られておりますように歯学部あるいは医療技術短大等の設置に関してはあらかじめ法案を早目に提出をして、新学期の事務が円滑に行われるようにという改善を加えてきておられるわけではございますが、今回の法案に見られるように、学部とかそういう分野の新設についてはやはり依然として土壇場になってこの法案の審議が行われ、本来四月からきちとスタートをするべきである学部がいまのままですとかなりおくれるのではないかと。こういったことを考へますと、この岩手大学にいたしまして、その他の大学に希望をされている受験者についての配慮にも欠けるところがあるのではないかと。したがってこれらの学部やあるいは学科等の新設等についてもあらかじめ一年前に法案を準備し、少なくとも四月一日からきちと新入生を受け入れることができるように改善をすべきだと考へますが、具体的に来年度から五十三年度からの問題として文部省としてこれを改善をしていく考へがどうか、文部大臣のお考えをまず初めに承りたいと思ひます。

○海部国務大臣 御提案の問題は前向きに検討したいと思ひます。

○西岡委員 前向きに検討されるという意味は、改善されるという意味でしょうか。

○海部国務大臣 いろいろな不都合があるわけでありまして、できるだけそういう方向で改善をしたいと思ひます。

○西岡委員 それでは、文部省がこの次にこの国立学校設置法を出しになる場合には今回のようなことのないように配慮されるというふうには受け

とめさせていただきます。

今度の法案の重要な問題は入試の改善にかかわる入試センターの問題でございしますが、この問題に入りまして、海部文部大臣は現在のこの六・三・三・四という学校制度について、これを近い将来手直しをすべきとお考へでしょうか、あるいは現状のままで、全く六・三・三・四の学校制度には手を触れる考へはないとお考へなのでしょうか。その基本的な考へ方を承りたい。

○海部国務大臣 六・三・三・四の区切り方につきましては、たとえば最初の始期をどうするかという議論とか、あるいは中間の三・三をどう関係させるべきかという問題とか、いろいろ指摘されておることはよく承知をいたしておりますし、また文部省も現在それらの問題を全部放置しないで、実習的資料を収集するために研究指定校を設けたり、いろいろ問題意識を持ってどういふところを改善したらどういふようになるかという研究をしておることは事実でございしますが、直ちにいま六・三・三・四そのものを、制度を切りかえるというのではなくて、現在の六・三・三・四の制度の中にいろいろな問題点が起つておりました、長い目盛りでの六・三・三・四の制度そのものに関する研究、それと、短い目盛りで当面改善し、改めていかなければならない問題というのがあるわけでありまして、具体的にはただいまは六・三・三・四の制度そのものを肯定して、その上に立つて、たとえば学習指導要領の改定というものも、昨年末の審議会の答申をいただいて現在作業中の問題でありますし、また、高校の義務化の問題についてもいろいろ出てまいりますけれども、高校の教育というものは三年間というのみじゃなく、たとえば高等専門学校とかあるいは専修学校の制度とか、多様な方法をあわせ考へることによつてその欠点を何とか改革していこうといふことでありますから、六・三・三・四の現在の仕組みの中で改善すべきこと、改革すべきこと、手をつけておること、たくさんございしますけれども、直ちに制度そのものを変えろといふことでござい

いません。

○西岡委員 私がお伺いをいたしておりますのは、文部大臣として、いまの六・三・三・四の学校制度をやはりこの際改革すべきときが来たとお考えかどうかということでありまして、来年度から六・三・三・四を直ちに改めるかどうかということをお伺いしているわけではなく、基本的には六・三・三・四の学校制度そのものに手をつけるべきと御認識かどうかということをお伺いしているわけでありまして、その点をお答えをいたしたいと思います。

○海部國務大臣 基本的には手をつけるということまでまだいろいろ調査、検討の結果がまとまっておりませんし、私自身もいまは基本的には手をつけるべきではなくて、手をつけないうで、いまある六・三・三・四の中でここを変えろと指摘をされておる問題点を着実に改革をしていくべきだ、こういうふうな受け取っております。

○西岡委員 それではお伺いいたしますが、昭和四十六年の六月に中央教育審議会が第三の教育改革というふうに銘打って、教育改革の基本的施策についての答申を出しているわけでございます。これは文部大臣も御承知であろうと思いますが、その答申の中で、六・三・三・四の学校制度の改革についてもその必要性を指摘をしております。中教審の答申と俗に言われている昭和四十六年の答申にはもちろん多くの問題もございしますが、この四十六年の中教審答申の中心的な課題は、六・三・三・四の学校制度そのものを改革をするという方向づけを出しているというところに中心の課題があつたというふうに認識をいたしておりますが、そのときに政府は、この答申を尊重するということを公式に発表をしております。このことと、いま海部文部大臣のお答えとは明らかに相違をしているわけでありまして、文部省はこの時点で六・三・三・四の学校制度を改革するという方向を全く認めないというふうに方針を変更されたのでしょうか。

○海部國務大臣 これは最初に申し上げましたよ

うに、目盛りの長い問題としては御指摘を受けたことに関して研究校を指定したり、研究をしたり、いろいろして研究校を指定したり、研究をしたら、この問題を全然放り置きたり全然やらないと言っておるのでは決してありませんが、いま現在やらなければならぬ改革というものは六・三・三・四の現在の仕組みを前提とした中で指摘を受け、そして現に改革をしなければならぬという必要に迫られて着手しておる問題点でありますから、短い目盛りでの議論の中では六・三・三・四をいま直ちに改めるということではなくて、六・三・三・四の制度そのものは守っていくという前提での改革でありまして、もうこれでもいいんだと言っておるのではなく、いろいろな研究校を指定したり、実験的な資料を得るための努力、調査を続けておる、問題意識を持っていろいろ対処しておることは、これは最初から申し上げておることです。

○西岡委員 大臣がおっしゃる短い目盛りというのは、何年ぐらいをお考えなのですか。

○海部國務大臣 物によつていろいろございしますが、永井文部大臣から私が受け継いだときに、当面こう芽が出始めておるもの、動き出しておるものという説明をいろいろ承っておりますけれども、初等中等教育における学習指導要領の改定というのは、その目盛りは今年の春、もうじきじきその改定がなされるわけでありまして、それからそれに基づく教科書が手に届くまでの目盛りというものは、よく御承知のように一年ないし二年ということ、小学校、中学校とあります。大学入学試験の改革の問題にいたしましては、これはいま、入試センターが今年度発足することをお認め願つたとして、そして一番早いところには第一回が行われるのは昭和五十四年でありますから、目盛りとすれば、やはりそれがどういふ問題が出て、どういふ効果が上がって、どういふ影響が出るかということ、まず形になつてきますのに二、三年はかかる目盛りでありますし、さらに最終的に学歴偏重社会の是正というのは、これは当面手をつ

ける問題であります。じゃ何年間にどういふ結果が出るかと言われると、これはちよつと何年ということは申し上げかねる性質のものであります。が、当面とにかく手をつけて改革をしていく問題である、こう理解をしておるのです。

○西岡委員 私はそんなことを伺っているのではないのです。六・三・三・四の学校制度の改革に海部文部大臣として具体的な日程を持つて取り組む必要があるとお考えなんですか、どうですかと承つておるわけで、短い目盛りで考えた場合には、いまのところないということをお伺いしたわけですが、そのことを具体的に承つておるわけですか。海部文部大臣としていまの六・三・三・四の学校制度を昭和四十六年六月に出された中教審答申等も踏まえて、いまこの時点でどうお考えか。

たえば、高等学校における教育の内容、これは教育課程についても改革が行われようとしておりますけれども、率直に言つて、現在の高等学校への進学率というのは、もう義務教育化の方向にとつと進んでいるわけですが、しかし一方では、高等学校における教育の内容を十分に理解をしていない生徒は、ある調査によると三分の一程度しかないのだと言われている。これは単なる教育課程の手直しだけでは、根本的に高等学校のあり方については改革できないのではないかと。そのことと、進学率が九三％にもなつておる、地域によつては一〇〇％近い進学率を見ようとしている中で、中学校と高等学校を三年、三年というふうに分けるということが一体どういう意味を持つのか、こういう問題一つ取り上げてみても、幼児教育のあり方という問題等を考えてみても、六・三・三・四という学校制度自体に手をつけないうで、小手先のことで、わが国の学校教育全体の改革はもはや不可能ではないか、こういうふうには私は認識をします。その点を文部大臣としてどう御認識になつておられるのか、文部大臣としてのお考えを承りたい。

○海部國務大臣 これは、申し上げておりますように、六・三・三・四の現在の仕組みの中で起つておる弊害、そういうものについてはできるだけ改革のための努力を積み重ね、施策も続けたいります。

(藤波委員長代理退席、委員長着席)

また、いま御指摘の中教審の答申の中にその方向が示されておるということ、あるいは問題点が指摘されておるということ、それは私もよく承知をいたしておりますが、余り事を急いでやるというよりも、いろいろな制度の根本を改めるときは慎重な検討も必要でありますし、やはり納得ができたときには、もちろん一歩踏み出してこれに手をつけなければならぬけれども、いまはいろいろな問題を基礎的に集めたりあるいは研究して、それから、当面やらなければならぬことで、私が区別して対処しておるというのはそういうことであります。

○西岡委員 どうも納得がいけないわけでありまして、すでに事態は刻々と進んでいるわけですが、六・三・三・四という学校の制度自体に手をつけないうで解決することが、高等学校の問題だけをとりても不可能になつておるというふうな考えをいつてのあり方、位置づけというものをこのまま放置して、そして高等学校を、必要に迫られたというふうな地域からどんどん増設だけを図つていくということだけでは済まない問題があるのではないかと。高等学校の学校教育の中における位置づけというものを根本的に考え直さないと、一体高等学校の入れ物だけをつくつていつていいんだらうか、そういうところに来ていると思ふのです。高等学校の教育の内容について、それを十分に理解している生徒たちが、いま申し上げたように三分の一程度しかないであらうと言われている。これは現場の校長先生などがちゃんと答えておられる。そういうような状況というものを放置して、まだ、何とか研究しなければいけないとか何とかというふうなことを言いながら、一方において高等学校の増設だけを文部省は担当していいんだらうか、このことを承つておるわけですか。お

答へください。

○海部國務大臣 これは器の増設だけを担当しておるわけでは決してございませんで、器の増設の問題についてはいまの受けとめ方は、御指摘のように入学者が非常に高くなつてきた、合格率もたしか九八・四％にまでなつてきた、能力のある進学希望者のほとんどが、現時点においては高等学校へ進学していらつしやるという状況になりますと、これが人口構造の変化等と関連して考へていきますと、義務教育ではないけれども、そういった義務教育的な心情と申しますか、この合格率を落とさないように、多くの入学者の期待にこたへるにはどうすべきかという角度からの問題解決として、五年間に四百三校という一応のめどを立てて高等学校の増設に力を入れておるのは、その角度からであります。

それから、いまもう一つ重要なことを指摘されましたが、ついでにいけない子供がおる、むずかし過ぎるではないかという角度的御議論に対しては、これは大学の入学試験の制度と関連する問題でありますけれども、大学の入学試験制度そのものも改革はしていきませんが、高等学校における教育課程の内容といふものについても、これは精選を加えて、いわゆる落ちこぼれとかむずかし過ぎるとか、昨今問題になります高校からの学問のレベルが高過ぎるがための蒸発というような状況をなくするためには、やはり教科の精選をしなればならない。だから、そういうようなことがいろいろ関連して、それでもなお三年間では不適当な区切り方だという場合に、五年間の高等工業専門学校、それを受ける新構想の技術科学大学と、いろいろ多様な進路といふものをそれに合わせることに、よつて問題を解決していこうということでありまして、いま内容の問題それから建物の問題、それからやはり大学の入学試験の問題、こういったものをできるだけ改善していくことによつて、現在落ち込んでおるいろいろな問題点からあるべき方向に戻すことができる。そのための努力を鋭意やつておるといふことでございます。

○西岡委員 文部大臣、いまの高等学校の授業の内容を五％ぐらいの子供たちが理解していないと言っているのではないんです。三分の二はわかっているというのが実態だと、これは現場の校長がはっきりデータの中で述べているわけですね。

ところが、そういう状況といふものを放置しておいて、教育課程の精選と言ひましても、それでは残りの三分の二のわからない子供たちといふものを、その程度の精選で高等学校における学習といふものを十分理解できるように果たしてできるのか。こういうことを考えますと、中学校における現在の三年間の義務教育といふものを若干延長する、そして義務教育として求められている教育を、義務教育を若干延長することによつて十分解決をしていくという方法も一つの解決の方向だろう。こういう制度の問題と内容の問題といふのは密接な関係を持つてゐる。そういう問題にもう手を触れなければならぬ時期が来ているのではないか。

これは、中教審の答申にはいろいろな政治的な立場での批判等もあることは承知をしておりますが、そういう問題ではなくて、やはり昭和四十六年の中教審の答申でこの六・三・三の学校制度の改革についての指摘は、これは十分耳を傾ける内容を持つてゐるのではないかと。それからすでに六年を経過しようとしてゐる。ますますこの六年の間に高等学校の進学者は高まつてゐる。いま文部省がこの問題に取り組んでゐる取り組み方といふのは、根本的な問題から目をそらしておられるのではないかと。これを、海部文部大臣として、六・三・三・四の学校制度の改革も含めて、やはり積極的、大胆にこの改善、改革に取り組んでもらいたい、こういうふうには考えられるわけですか。ですから、先ほどから文部大臣がいろいろおっしゃつておられますけれども、私が申し上げてゐることとちよつと違ふことを答えておられるわけですか。そういう認識をお持ちではありませんかとお尋ねしているわけですか。私が申し上げてゐることは御理解いただけませんか。

○海部國務大臣 理解をして一生懸命答へてゐるつもりでございませうけれども、ほかの申し上げ方が悪いのかもしれないが、六・三・三・四の教育制度といふものが戦後新しく起つて、いままでの六年間の義務教育制度が九年間の義務教育制度になる。そして、出発をして二十年たったところで、中教審に将来のあり方についての諮問があつた。そのときの回答の中に、例の幼児教育の問題ですか、初等、中等教育の始期を早めたらどうかという問題の指摘のあつたことも、あるいはいま御指摘のこの六・三・三の最初の三を四にしたらどうかという御指摘のあつたことも、あるいは高等学校も四にしたらどうかという御指摘のあつたことも、あるいは義務教育にしたらどうかという御指摘のあつたことも、全部これは承知をいたしております。

同時に、中教審もこういったことは非常に長い目盛りで慎重に検討をし、また長い目盛りで先導的試行等も行つていかなければならぬし、要するに、急激な混乱を避けなければならぬという問題の指摘もありまして、それから、制度の根幹を変へるときにはやはりそれ相応の、まず私自身に納得が要るし、それからみんなの合意が要るし、そして、必ずさうなるのだというやはりメリットもなければなりません。ですから私は、六・三・三・四の現在の仕組みの中で、どこをどうしたらよりよくなるかという研究は、文部省が続けておるといふことを最初から申し上げてゐるわけでございますけれども、ただ、現在のこの立場で答へるとおっしゃるときには、私は、当面の問題と目盛りの長い問題があつて、目盛りの長い問題の中で六・三・三・四の根本的な問題についてはいろいろ調査、研究を続けておるからやめてまいりますけれども、当面はいま芽の出る改革の問題を通じて、またそれを行へばいま御指摘になつておるような問題もある程度解消されるのではなからうか。たとえば高校三年間の問題について、入学試験の制度といふものが変わつて難問奇問といふものがなくなれば、高校三年間の意

味といふものが私はおのずから変わつてくると思ふし、また教育課程そのものが無理のないような精選された、基礎的、基本的、必要にして十分なものといふことになつてくると、中学校も三年間、高等学校も三年間でも、あるいは落ちこぼれ、落ちこぼれがないようにきちんと理解ができるのではないだろうか。それは現場の先生の御協力も要るし、いろいろなかの問題もありましようけれども、ただ単に、では六・三・三・四の制度を変へれば必ずよくなるかという面から考へても、これはまだいろいろ不確定な要素もあるわけでございますから、現在のこの仕切りの中で指摘されたこと、改革の芽が出てきたこと、わかつたこと、これにできるだけ積極的に取り組んで、少しでも現状の弊害から抜け出していかなければならぬ、こう考へておるわけでありまして、長い目盛り、将来の目標としてこれを全然無視してゐるわけではないのであつて、いろいろ関心を寄せ、研究をしておることはこれは間違いないことでございませう。

○西岡委員 六・三・三・四の学校制度の改革の問題は、私の認識では、あらゆる角度から見ても、やはりその問題に積極的に取り組まなければならぬ、そういう時期を迎へてゐるというのが私の認識です。

また大臣は、文部省がいままでそういった問題について積極的に取り組んで研究してゐるということをおっしゃいましたけれども、あんまりしてないじゃないですか。それはほとんどしてないのです。ようやくいふと、まかりやうとしてゐるのです。そういうような遅々としたことでは、事態の方が刻々と進んでいつてしまふ。これでは教育改革といふことはいつまでたつても行われぬのではなからうか。そして、こういった教育の改革といふことが叫ばれながら、遅々としてそれが進まないための犠牲者は多くの子供たちである。こういうことを考へれば、一体文部省に幾ら時間をかせばいいのか。こういうことを、私は文部大臣の決断を促すという意味で申し上げてゐるわけですか。しか

し、この問題はまだこれから長い時間をかけて大臣とやりとりをしなければなりませんので、きょうは問題を提起し、文部大臣が、少なくともいまの時点では、六・三・三・四の学校制度の改革については十分な御認識がないし、その必要性も余りお認めになっておられないというこのようでごさいますから、またの機会にこの問題についての議論を重ねてまいりたい、こう思います。

そこで、六・三・三・四の学校制度の問題ともかかわる次の問題として、高等教育のあり方について、大学の進学率も、高等学校の進学率の高まりとまじに並行して年々上がってきている。現在、私立学校法の中で昭和五十六年三月三十一日までは一応原則として大学というものをそのむやみにふやさないということが明記され、そのもとで文部省の私学等の設置認可についての取り扱いが行われているわけでありますが、文部省は、これから将来に向かって、わが国の高等教育の量的な確保というものをどういうふうにお考えなのか。昭和五十六年三月三十一日までの方針は一応ございますけれども、その後、文部省としては高等教育機関というものをやはり国民の要請にこたえてどんどんつくっていくとするのか。しかもそれは、現在の六・三・三・四という学校制度を前提としてその問題に取り組まれようとしておられるのか、この間の基本的な文部大臣のお考え方を承りたい。

○海部国務大臣 文部省としてじゃなくて文部大臣としてどう考えておるかというお尋ねでありまして、率直にお答えしますけれども、私は、大学の持つべき性格というのは、開かれた大学という言葉もあるように次第に大衆化されていく一面があると思います。いま昭和五十六年までの五カ年間に余り量の拡大をしないで質の充実をしようということは、これは当面の計画として決めてお示しております。しかし、その五十六年以後どうするかとおっしゃいますが、それまでにはいろいろ社会の変化もありましようし、あるいは青年の

要求する高等教育のあるべき姿に対する移り変わりもあるかもしれませんが、私は予測するところ、五十六年を過ぎますと、今度は人口構造の移り変わりからいって、また高等教育機関に入りたという生徒の数はふえることになってきます。またもう一つ、そんなころの社会になると、高校を卒業して直ちに大学につなぐというのじゃなくて、社会に出ておる人が大学でもう一回勉強したいという新しい要請が生れたり、それを受け入れる社会の仕組みがあるいは整備されてくるかもしれない。いずれにしても、要求は幅広く多くなることはあっても、少なくともこれは、私はこう考えます。

ですから、五十六年までの一応の整備計画はございますけれども、その先どうなるかということになれば、私の希望を言えば、さらにそういった社会のいろいろな面からの要請、要望にこたえて高等教育機関というものはふえていくだろう、どの程度までふえるかということとはちよつと学者じやありませんから断言できませんけれども、少なくとも減っていく方向ではない、こういうふうには私は考えております。

○西岡委員 いま文部大臣のお話は、文部省の文教行政というものが大体社会の動きに対応して、社会の動きの需要とか、そういうような環境の変化に応じて、これに対応していくのだというように受け取れる大臣のお話でございしますが、私がお尋ねしているのは、文部省が高等教育というものをどう位置づけをするのか、文部省が大学教育というものをどういうふうな役割りに日本の社会、日本の将来に向かって位置づけをしようとしているのかという、その基本的な考え方、もっと具体的に言いますと、確かに大臣の御指摘のように、量的な拡大というものがこれから将来に向かって、どんどん国民的な要請として高まってくるだろう、これは私も認めます。ところが一方で量的拡大にもこたえ、しかも日本の知的牽引力としての役割り、この役割りもますます高等教育機関に求められてくる役割りだと思ふのです。ところが、

どんなに言葉をうまく使っても、量的拡大と質的充実というものを同時に満足させるということとは、実際問題としては不可能ではないか、このことについて一体文部大臣としてこれからどういう考え方で取り組まようとしているのか。大臣が御指摘になったように昭和六十年から昭和六十一にかけて大学の該当年齢人口というものが大体百五十六万、七万から百八十六万、七万まで、一年間に実に三十万人急増する、こういう予測、これはもう予測ではなくてほぼ確定した数字が出ている。そういうときを大体見通しながらいま何をやるべきなのか、これについてどうお考えでしょうか。

○海部国務大臣 ですから私が申し上げたように、そのころになればほかのいろんな変化も起こるだろう、私は決して社会の要請にこたえて大学卒業生をつくるのだなんというところは一回も申し上げておられません。そういう要求を持つ青年がふえてくる、その要求にこたえなければならぬということとを言っておるのではありません。それから社会の変化ということと言ったのは、大学が開かれた大学になり、大衆化されてまいりますと、今度は勤労途途中にあるいはもう一回人生のやり直しとか、いろんなときに大学へ行こうという気持ち、そういうものを認めようという社会の仕組み、そういうものが生まれ出ることを私は願うのです。どの程度生まれ出るか、それはまだ断言はできませんけれども、そうなるということをすべて予測しながら、文部省としてはいま五十六年までのきちんとして発表された計画しかございせん。私がいまこうしてお話しておるのも、別に文部省と相談したわけでもないし、文部省の計画を申し上げているわけでもない、大臣としての考えを言えとおっしゃるから率直に答えておるわけでありまして、そのときには下がることがない、やはりそういう青年の学びたいという要求にこたえて広めていかなければならぬ。しかし御指摘のように、大衆化するだけで、員数そろえただけでいいかというところじやなくて、いろいろ高度な学術研究の場という意味での大学の持つ使命の移り変わり、

それをどこでどう一致させていくか、そういうことについては、やはり高等教育の将来のあり方について昭和五十六年が来るまでにきちんとこれは考えを固めていかなければならぬことだと思ひます。

○西岡委員 その大臣のお考えをお尋ねしているのです。

○海部国務大臣 ですから、大衆化する方向であるという、それなれば五十六年までは一応定員の伸びはござまっていますけれども、それが過ぎた場合にはある程度定員のことも、その時期になってですけれども考えなければならぬ必要になってくると思ひます。

それから高度の研究、要するに教育、研究の場というのですが、高度の研究をするためには、たとえはいまの六・三・三・四のもうちよつと上の大学院というものがそのときになって果たす役割りとか使命とかいうものの移り変わりもおのずからあるでしようし、大学院の博士課程というものをどういうふうにとらえ、どう考えていくかという問題等も新しい一つの問題点になってくると思ひます。

○西岡委員 私がお尋ねしているのは、確かに国民の知的欲求というものが非常に高まってくる、このエネルギーというものは大事にしなければならぬ。しかしいまの六・三・三・四の学校制度のもとでは、その要求というものを全部大学側で最終的に単線的に一元的に受けとめなければならぬ、このことが日本の学問の水準、知的水準というものを全体としては衰弱させる結果になるだろう、そのままで放置すれば、その上の大学院というものを充実していくということとそのことは、いまの学校体系のままで結びつかないのではなからぬ。先ほどの話に戻りますけれども、そのことを考えただけでも六・三・三・四の学校制度の体系をこのままにしておいたのではいけないのではないかと、これをどうお考えですか。

○海部国務大臣 何度も同じことをお答えして大変恐縮でありますけれども、長い目盛りで考えた

場合には六・三・三・四の仕切りをどうするかというところになりましようが、しかし当面五十六年からの高等教育のあり方、それから現在の高校の中に授業のわからぬ人が三分の二いるという現実、こういったものを制度の区切り方以外にもっと短い目盛りで対処し、解決をしなければならぬし、また解決できるものもある、こう私は理解しておるのです。同時にやらなければならぬと思っております。それから学校の区切り方でも、小学校に入る時期をもっと早めよう、そして幼少教育の学校をつくれという御説のあることもよく承知しております。けれども、そういった問題、必要であれば、では五歳児の幼稚園全入を考えると、いろいろなことで、何とか現在臨んでいる、どうしようもなくなっている現代の弊害はただ単に制度の切り方だけではない。ですから、当面、芽が出ておる教育改革のための四つの問題をお互いに関連を持たせて推し進めていくことによっていま指摘されておる現在の問題の幾らかは解決されていく、こう信じてやっておるわけでありまして、六・三・三・四の問題に直ちに手をつける、これはやはり長い目盛りの方の問題点でありまして、これについてはいいのか悪いのか、ではどこをどう変えたいのかというところもある議論がございまして、もうちょっと長い目盛りで考えさせていただきたいと思ひます。

○西岡委員 長い目盛りということに最終的になるようでございますが、私が申し上げているのは、何で五十六年の三月三十一日まで一応量的拡大はできるだけやらないということを決めたか。五十六年の三月三十一日までとはにかく量的な拡大は一応ストップをかけて、その間将来の高等教育のあり方というものを——私が六・三・三・四の改革の問題を申し上げているのは、何も横の線の区切り方だけを、六・三・三・四ということだけを言っているのではないのです。縦の多様な学校体系ということの改革も含めて、少なくとも高等教育のあり方について根本的な将来を見通した改革の案を五十六年までにつくる必要がある。高等

教育機関をとにかく必要だということに依じて全く何の考えもなく入れ物だけをどんとつくっていくということを一応ストップしよう。ストップしている間何も考えないで五十六年を迎えたのは何のためにストップしたかわからないのです。そのことを聞いています。その点について、先ほどから大臣、芽が出たものというところばかりおっしゃいますけれども、海部文部大臣としてはそういう問題についてどんな新しい芽を一つ出そうとお考えなのか、それとももう一切そういうことは考えないで、とにかくいままでずっと行われたことだけを踏襲して文教行政に取り組みたい、そういう考えなのかどうか、そこをはっきりお答えをいただきたい。

○海部国務大臣 当面の問題を受け継ぐだけではないとは決して思っておりません。したがって、五十六年から始まる高等教育の整備の一応の期間が終わったときにその先どうするかというようにすることとか、六・三・三・四の根本の問題をどうするかというようにすることも、常に私自身が納得しようと思つて自分でもいろいろな問題を提起したり物を読んだり人の話を聞いたりいたしますけれども、ただ、現段階でこういう結論が出ました、こういういたしますと申し上げられませんか。私自身が納得しようと思つてまだいろいろ調査研究してあるさなかでございます。

○西岡委員 この問題はまた機会を改めて、もう少し具体的な私自身の提案も申し上げながら大臣と議論を深めていきたいと思ひます。そこで入試の問題でございますが、国大協が本当に長い時間をかけて、共通一次試験というものを入試センターで行う、高等学校における学習の到達度を本当にできるだけ正確に判定できる仕組みとしていろいろな研究を重ねて今回のこの入試センターというところまでまとめられた努力には私も敬意を表しますが、しかしこの共通一次試験というものを入試の現状を改善するためにどのよう位置づけするか、これはまさに文部省の仕事であらうと思ひます。現状では国立大学の入試の

改善という問題でしかこの問題は取り扱われていないわけでありまして、文部省は少なくとも、現在入試地獄とまで言われている、これは実際にいろいろな側面がございましてからそう簡単に切り切つて問題を指摘することはできないと思ひますけれども、少なくともみんながいまのままではいけないということだけは共通の認識を持っておると思うのです。これも長い時間がすでになつておるわけですね。これまでに入試の改善ということの必要性が言われてからすでに長い年月が経過しておる。そして改善の必要性はみんなが口をそろえて言っている。この入試センターの問題、共通一次試験という問題を一つの契機として、文部省としてもこの際は抜本的な入試の改善に大きく前進をすべきときではないかというふうに私は考えるわけですね。

そこで、この国大協が苦勞されてまとめられた共通一次試験というものを踏まえて、文部省として、国公立を通過しての入試の改善にこれを役立てる必要があるだろう。それについての文部大臣としてのお考えあるいは具体的なスケジュールというものをぜひ承りたい。

○海部国務大臣 大学の入学試験の制度というものがいろいろな意味で批判を受けており、社会問題にもなつておることは御指摘のとおりであります。何とかしなければならぬというので、長い間にわたつて各界の皆さんに御議論をいただいたことも事実でございます。文部省といたしましては、大学の自治の問題とそれから現代の改革の問題、入学試験の問題を改革していくにもやはり効果がいかに上とがなつていくことが一番願わしいわけ、話がまとまって協力していこうという明確に言えば国立大学協会、それに参加しようと思ひ表示をされた公立大学協会、私立大学の方はまだ明確な意思表示がないわけでありまして、理想とすれば、おっしゃるように国公立全部がこれに参加をして歩み出していくことが私も理想だと思ひます。しかし大学の自治ということ、あるいは大学の入学試験の改革が本当に効果を上げてみ

んなの納得と理解と協力の上で前進していくためには、やはり大学当事者の話し合いによるまず第一歩というのが大変大切だ、私はこう受けとめるのです。そして五十四年度から実施可能だという結論が出ておりますから、これも最善の理想の入学試験にはならないかもしれぬ、これは私学が参加しておりませんから。しかしいまもうどうしようもないところまで来て、御指摘されたように受験地獄という言葉まで使われるようなこの現状を少しでも打ち破つて、大学入試というものを改革していくために、じつとしておるのじやなくてできるところから一歩踏み出して、またそうすることがいまの文教行政にも求められておるものだと私は判断をいたしましたから、国立大学協会がお話をまとめられた五十四年からの共通一次試験というものをぜひ成功させて、これが入学試験改革への第一歩になるように心から関係者の御協力を願つておる次第でございます。

○西岡委員 私は大学入試の改善といひましても完全に理想的な案といひましてもできるものではないと思ひます。したがって、少なくとも現状の入試がもたらしている多くの弊害、特に高等学校以下の学校教育というものを大きくゆがめている弊害をなくさなければならぬ、それからまた受験生たちの多様な才能というものを、それぞれの個性というものを十分に生かせるような、そういう大学入試でなければならぬ、そういう面では、現状をできるだけ早く一歩でも二歩でも前進させて改善をしていかなければいけない、こういうふうにとらえています。一遍に理想的な案といひましてもいいものではないといひましても十分承知をいたしております。ところが、いまのところ共通一次試験といひましても、さらに各大学が行う二次試験といひましても前提になつて行われようとしておるわけですね。しかも国立大学だけが当面対象になつて、たとえば四年制大学だけに限つて申しますと、七六%の学生が私学で学んでいる。国立大学はわずか二〇%ですね。文部省としては国立大学の問題だけとしてこれをとらえて一体済

むのだろうか。しかも国立大学の問題だけに限って言っても、悪くすると受験生にとっては共通一次試験の分だけ二重負担としてのしかかってくるおそれがある。この点を大臣一体どうお考えでしょう。

○海部国務大臣 御指摘になった問題は私どももいろいろな角度から考えなければいかぬと思っております。共通一次試験と二次試験というものが各大学によってあわせて選抜のための制度として置かれる。そこに調査書が加わるわけでありまして、私は受験生の余分な負担にならないようにという面の配慮は十分しなければならぬと思ひます。御指摘のとおりです。しかし、また別の面から見ますと、高等学校の教科内容といひますか高等学校の教育内容といひものが基本的な精選された必要なものにきちんとしたとして、そうしてその中から出題されるんだということになりますと、ある意味では、いまの受験生が地獄と言われるような状況の中で負担しておるかも知れない。莫大な出題範囲といひものを抱えての受験勉強よりも、共通一次試験の五科目の基礎的なことをきちんとやっていたらいいんだということが申し上げている言葉どおりに守られたとすれば、その方がむしろ負担の軽減になるのではなからうか、こういう考えを私は持つのです。なれば一次試験だけでいいじゃないかという御議論もあらうかと思ひますけれども、やはりそうではなくて、二次試験は各大学がそれぞれ特色を発揮していろいろな第二次試験を出される、それが必要以上に科目が多くならないように、そこでまた難問奇問が出てきたらものとくもくあみへ戻るわけでありまして、それも十分配慮、検討をしてやっていたかなければならぬ。そうしますと、一発一回のペーパーテストによって選別されるといういまの制度のあり方からは、一次試験として二次試験がある。しかも調査書の活用といひものもいろいろ問題はございまして、よくよく、たとえば調査書も、出ている点数だけを判断するのではなくて選抜する大学側がどういう取り

扱いをするか。その人のいろいろな三年間の高校生活の中で、この人は非常に友達のためになるようなクラブ活動を一生懸命やった人であるとかいうようなこと等も、本当に幅広く加味することができるとなると調査書の活用もできれば、これは過重負担ではなくて、その人の能力といひものがいろいろな角度からながめられて、高校時代の誠実な努力の積み重ねといひものが正当に評価されるようになって、むしろいい面が期待できるのではないかと、私はこう考えております。

○西岡委員 各大学が行う二次試験の科目は、いまのままでまいりますと大体文部省としては何科目ぐらいでございましょうか。また文部省としては、これをどういう方向でやってもいいかというふうな国大協の方と話し合っているのか。その点をちょっと伺いたいと思ひます。

○海部国務大臣 ただいま国大協側とそういった問題を詰めておりますので、大学局長から御答弁いたします。

○佐野(文)政府委員 国大協は、御承知のように第二次試験の問題につきましてガイドラインを各大学に示しまして、各大学の積極的な検討を求めているわけでございます。各大学は、あるいは地域的に連絡協議の場を設けたり、あるいは専門分野ごとに連絡協議の場を設けるというようなことによつて真剣に対応をいたしております。ただ御指摘のように、何科目ということも二次試験について各大学について一律に言うことは非常にむずかしいかろうと思ひます。しかし少なくとも、いまより科目の数が減り、出題量についても軽減され、さらに出題の方法についても改善が行われるように求めておりますし、そういった努力を各大学はしております。

○西岡委員 文部大臣、これはやはり国民の皆さん方は、今度の共通一次試験で相当の入試の改善が行われるだろうという期待を持っているわけですね。ところが、私の予想するところでは、よほど思い切つて文部省もこの問題にお取り組みにならないと、各大学が行う二次試験というのはやは

り四科目も五科目もということになりかねない。これが一つ。

それと、公立、私立の大学の問題を全く度外視した形でこの問題が国立の問題だけとして進められたのでは、全く国民の期待を裏切るものではないかと思ひます。また文部省としても、どうも国立大学の問題だけを考へていけばいいんだというふうな考え方は困るわけでありまして、たまたま文部省が国立大学を設置する設置者でもあり高等教育の行政を扱う官庁でもあるという二重人格になつて、ややもすれば国立大学の問題だけを解決すれば文部省の仕事はもうそれで終わりで済んだ感じがどうもあるように思われる。この点はやはり積極的に具体的なスケジュールをお示しいただいて、一体どれくらい時間的な予定をもつて、国公立立を通じての入試の改善に文部大臣としてはお取り組みになるのか。先ほどから私が質問をいたしますと、長期的だとかなんとかということ、非常に気の長いお答えをいただいているわけでありまして、入試の問題については、国民全体の気持ちから言えば、そんなに時間は文部省には与えられていないと思ひます。どうでしょう。

○海部国務大臣 おっしゃるとおりです。ですから、私たちはまずできるところから踏み出して国民の皆さんの前に、入学試験問題をこういうふうに取り組んで、こういう改善をしていきますという方向をお示ししなければならぬ、同時にまた行われる共通一次試験といひものはなるほど難問奇問でなかつた、じゃあ高等学校の教科をきちんと勉強しておればいのだという安心感も高校生には与えなければならぬ、それから第二次試験の問題につきましてもこれはおっしゃるとおりでありますから、私は今後、まだ第二次試験の問題は各大学ごとに答えが出ておらぬ段階でありますから、過重な負担にならぬように、五科目も六科目にもなるべくならないように、これは今後大学側とのいろいろな話し合いの場を通じて、そういった指導、助言の態度はきちんととつていこう

と思ひます。

私立大学の方は、全くまだ個人的でありますけれども、理解を示してくださる私立大学の学長もいらつしやいます。いろいろ私に疑問を提起される私立大学の関係者もいらつしやいます。しかし、この問題が現実に行われるようになって、国立大学と公立大学の方も参加の意思をいただいておりますから、国公立両方に五十四年から行われるようになるという見通しを持って取り組んでおりますけれども、そこでそういう、問題も難問奇問じゃなかつた、評価をされる、あるいは一部に言われておりますように共通一次試験が済めば専門的な科目一つだけでいいというような、まだ個人的な意見ですけれども、個人的な意見をおっしゃる方もあるし、面接だけでいいかもしれないという意見を私にはおっしゃる大学関係者がいらつしやいますから、そういうようなことがなるほど受験地獄といひ、受験極楽にはならぬかも知れぬが、少なくとも地獄といひ字を取り除くには役立つのだなという気持ちをもんが、この国立大学、公立大学の試験を通じてわかつてもらうような、またそういう内容の試験が行われれば私立大学側に対しても別の角度からまた問題提起ができるのではなからうか。私はいつまでもと言われても、いつまでもこれを参加させるとはお答えできませんけれども、一刻も早く参加してもらうように誠意を持って協議を続け、また具体的にこんな制度になるのですよというのを態度で示すようにこの試験制度の成功といひものを期して、いろいろ関心を持ってやっていかなければならぬ、こういう決意をしております。

○西岡委員 この問題もきょう一遍に議論が終わるものではない非常に奥行き深い問題でございまして、最後に、この入試の制度の改革についてだれが最終的に責任を持っていますのか。先ほどから承つておりますと、これはどうも大学の自治の問題だということ、文部省といひのはちよつと一歩退いたところに位置づけられているからこれは文部省の最終的な責任でないという感じが

御返事がございましたけれども、やはり入試がこれだけ学校教育全体、子供たちの人格の形成にまで大きな影響を与えているということであれば、文部省が、文部大臣が最終的には全責任を負っている問題だというふうには私は思います。しかし、先ほどから大臣のお答えは、各大学側にいろいろ相談をしてみるとか、働きかけをしてみるとかということなんですか、それでも各大学が依然としてエゴをむき出しにして、入試の改革についてはこれは国民的なこれだけ強い要請があつても一緒にこの改善に真剣に取り組もうとしない、おれは別だという場合には大臣はどうなさるのか、結局やはりだめだった、入試の改善はともできるものではありません、一部分手直しをするのが精いっぱいですということでは済まされるのか、その点について大臣の基本的なお考えを承りたい。

○海部国務大臣 余り私は権利だとか義務だとかいう議論をしませんでしけれども、責任ということから言えば最終的な責任は文部大臣、それはそうでございます。しかし、大学の自治のことを私が盛んに言いましたのは、基本的な姿勢として大学の自治というものをまず尊重して、認めて、そこから行きたいというのが基本的な姿勢であります。それは成功させたいと願うからであります。同時に、これは私の記憶に誤りなければという前置きをつけさせていただきますけれども、大学が入学をどういう方法でとるか、そしてそれを合格者に決めるか、要するに合格者を決める権限はその大学の学長にあったと私は記憶しております。そうして、その合格者を決める権限は学長で、それは教授会とも相談されるでしょうが、大学の最終的な責任において合格者の決定はされる、ただその方法とかやり方とかいろいろなことについては、国立大学の場合は設置者であるものが共同責任といひますか、これはやはり指導したり助言をしたりしなければなりません、ところが入学試験全体の制度の国民に対する最終責任はだれが持つのかと言へば、それは文部大臣が持たなければならぬことであります。だから成功させたい、成功させたいから大学の自治を尊重してこの問題が効果的に受け入れられていくようにしたい、そういう気持ちで基本的には取り組んでおるのです。

○西岡委員 最後、もう一点伺います。この共通一次試験というのは、これは技術的な問題ですから、大学局長で結構ですが、実施時期はいつを予定しておられますか。

○佐野(文)政府委員 五十四年の入学者選抜から実施をいたします。

○西岡委員 何月に行うかという意味です。

○佐野(文)政府委員 十二月の下旬、冬休み中を予定をいたしております。

○西岡委員 高等学校のまだ修学中に共通一次試験が行われるということになります。高等学校の三年間の教育を侵害することになりませんか。

○佐野(文)政府委員 高等学校の教育ということとを考へれば、共通入試の時期は遅ければ遅い方がいいということ、先ほどもお答えをいたしたわけでございますが、反面、共通入試に引き続く追試験、再試験あるいは推薦入学、二次試験、そういうことに伴う時間的な余裕ということを考へ、あるいは入試を行う時期における自然的な条件、たとえば豪雪の状態その他を考へますと、やはり時期としては十二月というのを最も適切なものとして考へざるを得ない、この点は高等学校側も了解をいたしております。

○西岡委員 大臣にお尋ねをいたしますが、高等学校の三学期の三学期というものは高等学校における教育の到達度から無関係にはみ出していいとお考えですか。

○海部国務大臣 無関係にはみ出していいとは考へられませんが、いまの時期の問題についてはそういう第三学期というものがどう扱われるかという問題、これは私も一回きちんと調べ直してみます。

○西岡委員 これは調べなくてももう明瞭なんです、十二月に行われるということは、高等学校の三学期三学期というものが全く考慮の対象になつていない、高等学校における教育というものを共通一次試験が全く無視しているということになります。

そこで、私がなぜこういうことを申し上げるかと言いますと、いままでこういう試験の時期というものがそれぞれの学校教育というものをある意味では侵害するような形で、無視するような形で行われたというところに大きな問題があると思うのです。そこで、今度のこういう共通一次試験というものが行われることを一つの契機として思い切つて大学の新学期というものを変更する、具体的には九月を新学期とするというような思い切つた改革をこの機会に行うお考えは、文部大臣、ございませんか。

○海部国務大臣 これもやはり長い目盛りの方で検討しなければ、いま直ちに九月はどうとか言われてもちよつと、いろいろな波及がありますし、その他のことをいろいろ考へてみなければなりませんので、それはやはり研究課題にさせていただきますしたいと思います。

○西岡委員 いつまでにお答えいただけますか。

○海部国務大臣 いろいろ考へまして、私なりに結論が出たら直ちに御返事いたします。

○西岡委員 終わります。

○藤尾委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案の審査の参考に資するため、来る十六日、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選その他所要の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御

の三学期三学期というものが全く考慮の対象になつていない、高等学校における教育というものを共通一次試験が全く無視しているということになります。

そこで、私がなぜこういうことを申し上げるかと言いますと、いままでこういう試験の時期というものがそれぞれの学校教育というものをある意味では侵害するような形で、無視するような形で行われたというところに大きな問題があると思うのです。そこで、今度のこういう共通一次試験というものが行われることを一つの契機として思い切つて大学の新学期というものを変更する、具体的には九月を新学期とするというような思い切つた改革をこの機会に行うお考えは、文部大臣、ございませんか。

○海部国務大臣 これもやはり長い目盛りの方で検討しなければ、いま直ちに九月はどうとか言われてもちよつと、いろいろな波及がありますし、その他のことをいろいろ考へてみなければなりませんので、それはやはり研究課題にさせていただきますしたいと思います。

○西岡委員 いつまでにお答えいただけますか。

○海部国務大臣 いろいろ考へまして、私なりに結論が出たら直ちに御返事いたします。

○西岡委員 終わります。

○藤尾委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案の審査の参考に資するため、来る十六日、参考人の出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選その他所要の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤尾委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る十六日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十二分散会

昭和五十二年三月二十五日印刷

昭和五十二年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局